

令和 2 年第 1 回定例会

# 河津町議会会議録

令和 2 年 3 月 3 日 開会

令和 2 年 3 月 13 日 閉会

河津町議会

令和二年第一回〔三月〕定例会

河津町議会会議録

令和二年第一回〔三月〕定例会

河津町議会会議録

## 令和2年河津町議会第1回定例会会議録目次

### 第1号（3月3日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の施政方針及び行政報告	7
○一般質問	19
渡邊昌昭君	19
渡邊弘君	34
遠藤嘉規君	50
大川良樹君	67
○散会の宣告	84
○署名議員	85

### 第2号（3月4日）

○議事日程	87
○出席議員	88
○欠席議員	88
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	88
○事務局職員出席者	88
○開議の宣告	89

○議事日程の報告	89
○一般質問	89
塩田正治君	90
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議案第13号～議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託	155
○散会の宣告	172
○署名議員	173

### 第 3 号 (3月13日)

○議事日程	175
○出席議員	175
○欠席議員	175
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	175
○事務局職員出席者	176
○開議の宣告	177
○議事日程の報告	177
○資料訂正について	177

○議案第13号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決……………	178
○議員派遣の件……………	182
○各常任委員会の研修視察報告について……………	183
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件……………	183
○閉会の宣告……………	184
○署名議員……………	185
○議案等審議結果一覧……………	187

第 1 日

3 月 3 日（火曜日）

## 令和2年河津町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和2年3月3日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長の施政方針及び行政報告  
日程第 5 一般質問

---

### 出席議員(11名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 大川良樹君 | 2番  | 桑原猛君  |
| 3番  | 渡邊昌昭君 | 4番  | 遠藤嘉規君 |
| 5番  | 上村和正君 | 6番  | 塩田正治君 |
| 7番  | 仲里司君  | 8番  | 土屋貴君  |
| 9番  | 渡邊弘君  | 10番 | 稲葉静君  |
| 11番 | 宮崎啓次君 |     |       |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- |                 |       |                 |       |
|-----------------|-------|-----------------|-------|
| 町長              | 岸重宏君  | 副町長             | 土屋晴弥君 |
| 教育長             | 鈴木基君  | 総務課長            | 野口浩明君 |
| 企画調整課長          | 後藤幹樹君 | 町民生活課長          | 飯田吉光君 |
| 健康福祉課長          | 稲葉吉一君 | 産業振興課長          | 鳥澤俊光君 |
| 建設課長            | 村串信二君 | 水道温泉課長          | 中村邦彦君 |
| 教育委員会<br>事務局 局長 | 川尻一仁君 | 会計管理者<br>兼 会計室長 | 渡辺音哉君 |

---

### 事務局職員出席者

事務局長 木村吉弘 書記 大川知寛

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（土屋 貴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

---

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） これより令和2年河津町議会第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 貴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

7番、仲里司君、9番、渡邊弘君の両名を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（土屋 貴君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、2月27日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より3月16日までの14日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の施政方針及び行政報告、一般質問4名をお願いしたいと思います。

明日4日は、一般質問1名、人事案件、専決案件、条例案件、規約案件、補正予算の議案審議及び令和2年度予算8議案の提案理由の説明と、それに対する総括質問並びに予算審査特別委員会への委員会付託をお願いしたいと思います。

5日から13日午後3時までは休会とし、その間、予算審査特別委員会による予算審査を願い、13日午後3時から本会議を再開し、予算審査特別委員会委員長の委員会報告と議員派遣の件等の審議をお願いしたいと思います。

なお、16日を念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より3月16日までの14日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

---

### ◎諸般の報告

○議長（土屋 貴君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第1回定例会、諸般の報告。

第1回定例会が開催されるに当たり、令和元年第4回定例会からの諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

1月23日、賀茂郡町議会議長会臨時総会及び議長会議が当町で開催され、出席しました。

1月27日、静岡県地方議会議長連絡協議会第2回政策研修会が静岡市で開催され、副議長が出席しました。

2月14日、静岡県町村議会議長会総会及び研修会が静岡市で開催され、出席しました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

1月15日、河津町議会議員説明会が町の要請により開催され、議員とともに出席しました。

1月30日、東伊豆町議会との交流会が東伊豆町で開催され、議員とともに出席しました。

2月5日、議員月例会を開催し、各常任委員会の視察研修報告を行いました。

2月25日、議会全員協議会を開催し、第1回定例会の議案について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

12月26日、令和元年11月分の出納検査報告書を受領しました。

1月24日、令和元年12月分の出納検査報告書を受領しました。

2月26日、令和2年1月分の出納検査報告書を受領しました。

議会運営委員会。

2月27日、議会運営委員会を開催し、令和2年第1回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会。

1月14日、22日、29日、令和元年第4回町議会定例会の広報紙面作成を行いました。

2月27日、令和2年第1回町議会定例会の内容につき広報紙紙面の作成打合せを行いました。

常任委員会関係について申し上げます。

12月18日から19日にかけて、第1常任委員会において、愛知県豊田市（持続可能なまちづくりの取組（SDGs）・超小型モビリティを使った公共施設の保管事業）、川根本町（ちよいサポ）の取組とNPOかわね来風の活動及び静岡市（静岡ヘリポート）を訪問し、行政視察を実施しました。

12月23日、第2回河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

1月28日から29日、第2常任委員会において、岐阜県郡上市（古い街並みをアピールした街づくりの施策）・高山市（歴史ある街並みの保存とその有効活用）を訪問し、行政視察を実施しました。

1月29日、第1常任委員会を開催し、視察報告書の取りまとめを行いました。

1月30日、河津駅前広場管理運営委員会が開催され、管理運営委員が出席しました。

2月6日、令和元年度全国国民健康保険運営協議会会長等の連絡協議会が東京で開催され、第1常任委員長が出席しました。

2月7日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、協議会委員が出席しました。

2月25日、第2常任委員会を開催し、視察報告書の取りまとめを行いました。

3、一部事務組合について申し上げます。

2月12日、一部事務組合下田メディカルセンター議会全員協議会が開催され、組合議員が出席しました。

2月17日、伊豆斎場組合議会定例会が開催され、組合議会議員が出席しました。

2月21日、一部事務組合下田メディカルセンター議会定例会及び下田地区消防組合議会定例会がそれぞれ開催され、組合議会議員が出席しました。

2月26日、東河環境センター議会定例会が開催され、組合議会議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等について申し上げます。

12月13日、「年末の交通安全県民運動」街頭広報が伊豆急河津駅周辺で行われ、議員とともに出席しました。

1月15日、新春産業経済懇話会「新春賀詞交歓会」が開催され、議員とともに出席しました。

1月24日、賀茂キャンパス（賀茂地域大学交流拠点施設）開所式が下田市で行われ、副議長及び第1、第2常任委員長とともに出席しました。

1月27日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会要望活動が名古屋市国土交通省中部地方整備局で行われ、出席しました。

2月1日、下田警察署管内暴力追放、銃器・薬物根絶住民大会が松崎町で開催され、議員とともに出席しました。

2月4日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会要望活動が国土交通省本省等で行われ、出席しました。

2月20日、伊豆縦貫自動車道河津下田道路河津トンネル逆川地区工事トンネル到達祝いの会が現地で行われ、出席しました。

5、町の行事について申し上げます。

1月5日、河津町消防団出初式、1月12日、河津町成人式、2月10日、第30回河津桜まつりオープニングセレモニー及び河津桜まつり臨時派出所開所式、上記行事がそれぞれ開催され、議員とともに出席しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長の施政方針及び行政報告

○議長（土屋 貴君） 日程第4、町長の施政方針及び行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、私のほうから施政方針及び行政報告について申し上げます。

現在、新型コロナウイルスが世界規模で拡散し、国内においても広がりを見せております。

河津桜まつりは、実行委員会において規模を縮小し、町においても3月8日の津波避難訓練や会合等についても中止をするなどの対応をとりました。また、本日から小中学校は臨時休校となるなど町民の皆様にも多大な影響とご苦勞をおかけしていることと存じます。

町では、国・県などの要請や状況変化に柔軟かつ迅速に対応するため、各部局で情報共有するなど感染拡大防止に全力で取り組んでいるところでございます。

町民の皆様におかれましては、ご自身の健康管理はもちろんのこと、周囲への配慮についても考えた行動をおとりいただき、一丸となって感染拡大防止に協力いただけますようお願い申し上げます。

本日ここに、令和2年第1回河津町議会定例会を招集し、令和2年度当初予算をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と令和2年度の主な施策の概要並びに昨年12月定例会以降の行政報告を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

国は、令和2年度予算編成において、消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の臨時・特別の措置を講じ経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むとしています。

本町に影響が大きい地方行財政改革について、国の具体的な取組としては、臨時財政対策債等の発行額の圧縮や債務の償還に取り組み、財政健全化につなげるとしています。また、今後の人口減少に対応するためにも、地方自治体の業務改革と新技術の活用を通じた利便性の高い次世代型行政サービスへの転換を積極的に推進すると同時に、歳出効率化等に前向きに取り組む地方自治体を支援するとしており、さらには、広域的に連携する事業等に積極的に取り組む自治体への地方財政措置の拡大も検討されているところです。

本町においては、経済状況の動向はいまだに不透明な状況であり、民間事業者の大規模施設整備終了により固定資産税は減収に転じ、さらに人口減少等に伴い住民税をはじめとする町税は減収が見込まれるなど厳しい情勢にあります。

一方、歳出面では社会保障関係経費や公共施設の維持補修費、国の進める働き方改革による会計年度任用職員制度に伴う行政事務包括業務委託などの義務的経費の増額、投資的経費においても労務単価や建設資材等の高騰による建設コストの上昇など歳出増は引き続き避けられない状況にあります。

このような状況下、令和2年度予算編成に当たっては、健全な財政運営を堅持しつつ、次世代に引き継ぐ新たな河津町の創設を目指し、町民本位の各種施策を推進していくため、5つの施策の重点化を図りながら、最終計画年次となった第4次総合計画の実現に向けた施策遂行に取り組んでいくこととしました。

1つ目の重点施策「防災減災対策」では、災害時の拠点施設となる防災公園の整備の推進、コミュニティセンターの耐震化、給食センターへの非常用電源設備の整備、津波対策は、地元地区と対策方針の合意形成のできた見高浜地区においてレベル1想定津波高を防御することのできる護岸整備事業に着手します。

2つ目の重点施策「子育てしやすい・教育しやすい環境づくり」では、子育て支援施設の実施設設計とその建設予定地となる駐車場の代替用地を取得し、令和3年度の完成を目指し事業を推進します。また、各小中学校には引き続き学習支援員や外国語支援員を配置し、教育環境の拡充強化を図り、子供たちの学力向上と健全育成に努めてまいります。

3つ目の重点施策「産業振興」では、本町の地場産品などを情報発信し需要拡大につなげるため、ふるさと納税の返礼品充実強化を行う地域おこし協力隊を採用する予定です。また、伊豆縦貫自動車道整備促進のため地籍調査事業を大鍋地区で推進し、地域経済成長促進の基盤づくりに取り組んでいきます。

4つ目の重点施策「公共施設維持延命化対策」では、引き続き道路橋梁施設について点検調査と補修を実施してまいります。令和元年度から林道施設についても橋梁点検を実施し、幅広く公共施設の延命化に取り組めます。また、学校施設においても長寿命化計画未策定の小学校2校の計画を策定します。

5つ目の重点施策「事務の効率化と補助制度活用による財源確保」では、適正な課税事務を実施するため、デジタル航空写真とGIS機能を活用した課税地目の判読業務を委託し進めてまいります。

以上、令和2年度主要施策の重点について説明させていただきました。

令和2年度予算の概要について申し上げます。

令和2年度河津町予算案は、一般会計、特別会計及び企業会計の歳出予算の総額は64億3,876万7,000円となりました。そのうち、一般会計当初予算は40億5,500万円、前年度比3億2,700万円、8.8%の大幅な増となりました。

歳入においては、自主財源である町税は償却資産の減による固定資産税の減収並びにたばこ消費の落ち込みによるたばこ税の減収を見込み4.5%の減としました。このほか、施設等の使用料及び諸収入は減となりましたが、公共施設整備基金を繰入れ、分担金及び負担金、ふるさと納税の増を見込み、自主財源全体では前年度比1億5,423万9,000円、10.1%の増とし、構成比41.3%となりました。一方、依存財源ですが、昨年の消費税率改正に伴い地方消費税交付金を3,000万円、22.7%の増を見込み、車体課税制度の改正に伴い自動車取得税交付金を廃止、自動車税環境性能割交付金を増額計上し、新たに創設された法人事業税交付金を新規に計上したところです。譲与税は、森林環境譲与税の増額を見込みましたが、各種交付金は減としました。地方交付税は、前年度実績並みとし、若干減額としました。国庫支出金は、社会保障・税番号制度対策費、道路・橋梁補修事業費及び漁港施設整備事業費の増により増額、県支出金は主に緊急防災・津波対策事業補助金や地籍調査事業補助金の増などの要因により増額としました。町債は、緊急防災・減災事業の増により1億8,000万円、前年度比40.0%の増となり、依存財源全体では1億7,276万1,000円、前年度比7.8%増、構成比58.7%となりました。

歳出においては、経常的経費の義務的経費では、採用職員増などにより人件費と新規の償還が始まった公債費がそれぞれ増額となり1,684万2,000円、前年度比1.2%増となりました。補助費等では、東河環境センター負担金の減と各団体への補助金額の見直しにより減額とし、経常的経費全体では32億7,950万4,000円、前年度比1.3%減となりました。

投資的経費は、（仮称）子ども・子育て支援施設整備事業と防災公園整備事業により5億673万2,000円、前年度比260.9%の大幅増となりました。

町民の生命を守り、子供を育てやすいまちづくりを目指した積極型の予算編成としました。本町のさらなる発展と振興を図るべく本予算を提案いたしました。

総務課関係事業について申し上げます。

防災対策につきましては、発生が懸念される様々な災害に対し、総合防災訓練や資機材整備等の各種減災対策に取り組んできたところであります。南海トラフ地震につきましては、

地震情報の発表方法が見直され、南海トラフ地震臨時情報への運用が変更されました。この見直しに伴い、当町では津波浸水想定区域の地区役員を中心に勉強会を開催してまいりました。勉強会で議論された課題の整理と襲来が多発している台風対策として、いち早く避難するための路面標示や防災資機材の備蓄機能を有した安全な避難先としての防災公園の整備、避難所の毛布等資機材の充実に取り組みます。

企画調整課関係事業について申し上げます。

令和3年度から10年間の河津町の進むべき方向を示す河津町第5次総合計画は、令和2年度に計画案を一般町民、公的団体の代表者、有識者で構成する河津町総合開発審議会に諮問させていただき、幅広い意見をいただきながら計画を策定します。

町コミュニティセンター耐震対策事業は、現在実施設計を行っており、夏頃には耐震工事に着手する予定で進めております。利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

河津バガテル公園再生事業は、指定管理者の公募が不調に終わりましたが、民間資本導入のため、引き続き事業再生検討委員会を開催しながら再生に向けて進めてまいります。

河津駅から逆川地区間を運行しています町営バス運行事業は、バスの老朽化に伴い、ユニバーサルデザインを備えた車両を県の支援を受けて購入します。車両更新に伴い、利用者の利便性と安心・安全の向上に資するものと考えております。

ふるさと納税推進事業につきましては、新たな返礼品の開拓とその情報発信強化推進のため、担当する地域おこし協力隊員1名の募集を行っております。また、本協力隊員には商工会が行っていますロケーションサービスの補助も併せて任務として行っていただく予定です。

町民と一体となって行政を進めていくためには、情報をできるだけ提供することが大事であると考え、今年も広報かわづでの情報発信や町政懇談会の開催、子ども議会など情報提供できる場を充実させ町政を進めてまいります。

町民生活課関係事業について申し上げます。

税務関係につきましては、固定資産税は、令和3年度の評価替えに向けて基礎資料の更新や不動産鑑定評価等の業務を実施します。また、今年1月に賀茂1市5町共同で撮影した航空写真データを活用して土地の地目判読及び比準割合の検証等を実施し、課税客体の適正な把握に取り組めます。

徴収関係につきましては、引き続き賀茂1市5町の職員を相互併任職員とする特別滞納整理組織で税の共同徴収を行い、より一層情報共有や徴収技術の向上に努めていきます。

窓口関係につきましては、マイナンバーカードの取得を促進し、身分証明書としての普及やマイナンバーと戸籍情報を関連づけるシステムの改修などを実施し、今後進められる利用方法の拡大に対応できる体制づくりを進めます。

環境関係につきましては、令和元年度にごみ処理施設のエコクリーンセンター東河の改修工事が完了し、令和2年度からし尿処理施設の長寿命化の改修等を進めていく予定です。また、ごみ処理施設の維持管理費用の財政的負担を軽減するため、ごみ処理費の料金改定に向けて検討を進めていく予定です。

今後、広報紙などでお知らせしていきますので、町民の皆様にはごみの減量や分別の徹底を再確認いただき、ごみを減らして経費削減にご協力いただきますようお願い申し上げます。健康福祉課関係事業について申し上げます。

子ども・子育て支援事業につきましては、現在策定作業を行っております第2期河津町子ども・子育て支援事業計画により事業の着実な推進を図ってまいります。子育て支援施設については、策定した基本設計を基に実施設計、代替用地整備を行い、令和3年度の整備完了を目指します。

助成事業としましては、若年がん患者等の生活の質の向上を図るため若年がん患者等支援事業を創設します。妊孕性温存治療費や医療用補整具購入費などへの助成を行います。また、新規助成事業としましては、妊婦歯科検診事業を実施し、妊婦の口腔健康の維持はもとより、新生児の虫歯予防の推進に努めます。

健康事業につきましては、事業の指針となる健康増進計画が令和3年3月で期間満了となるため、令和12年度を目標とした新たな計画を策定します。また、地域医療ネットワーク事業として伊豆今井浜病院ほか2病院と順天堂大学静岡病院との間で患者の画像、検査データなどをリアルタイムに共有できるネットワーク機能を令和元年度に整備しました。令和2年度から運用開始となり、救急医療体制の強化が図られます。

介護保険事業につきましては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険料の改定を行います。今年度行ったサービスニーズ調査を基に今後のサービス量を見込み、令和3年度からの3か年の計画を策定し、介護保険料を決定いたします。

国民健康保険事業につきましては、県が財政運営の責任主体となり県内の統一的な運営方針を示し、市町ごとの納付金や標準保険料率を決定します。市町は、それに基づき賦課・徴収し、県に納付することとなります。

産業振興課関係事業について申し上げます。

地籍調査事業につきましては、広域連携（1市5町）により共同実施で行っており、令和2年度は今年度に行った浜地区の成果の取りまとめ、法務局への成果の送付に加え、伊豆縦貫自動車道整備事業に関連した大鍋地区の地籍調査を本格的に実施していく予定です。

大鍋地区については、従来方法で調査を行い、航空写真等を用いて筆界案を作成し、地権者に確認してもらいリモートセンシング技術による方法で調査を行っていきます。

令和2年度も防除対策として電気柵等の補助を継続し、鳥獣被害の軽減に努め、農業者の耕作意欲の増進につなげていきたいと考えています。

津波対策事業につきましては、南海トラフ巨大地震等に伴う津波により海岸付近の居住地に浸水被害が想定されています。レベル1津波を対象に、背後で居住する住民の浸水被害を防止するとともに、レベル2津波に対しては浸水時間を遅らせることを目的に施設整備を順次行っていく予定です。令和2年度は、見高地区の海岸において調査測量業務等を行います。

商工振興事業につきましては、引き続き商工会に「プレミアム工事券」の発行補助と「小規模事業者おもてなし工事補助事業」及び、河津発症のわさび井の「河津ブランド定着化・魅力発信事業」に補助を行い、町内外の消費の拡大とブランド力の向上を促し、産業振興の活性化を図ってまいります。

観光振興事業につきましては、6月に（仮称）河津桜サミットを開催し、全国に広まった河津桜の軌跡を振り返るとともに、点と点になっている各地域を結びつける大会となるよう取り組んでいきます。

また、文学の里としての魅力を観光に生かすため、スマートフォンアプリによるAR（拡張現実）等を活用し、「かわづ文学散歩」を構築します。

建設課関係事業について申し上げます。

道路維持事業につきましては、町道の修繕及び補修工事を計画的に実施し、道路機能の維持に努めてまいります。

道路改良事業につきましては、継続的に実施している浜・笹原地区の側溝改修工事を進めてまいります。

橋梁事業につきましては、道路法に基づく定期点検として35橋の点検を実施します。また、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁点検で早期措置段階に該当となった町道縄地堅岩松葉線（下条橋）、町道川津筏場大堰久保田線（桃木沢橋）の補修工事を行い、橋梁の安全性の維持と長寿命化を図ってまいります。

伊豆縦貫自動車道関係につきましては、河津インターチェンジ地区及び逆川インターチェ

ンジ地区で日々工事が進められており、その姿が現れてきております。伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会をはじめとする各同盟会では、伊豆縦貫自動車の早期の全線開通と既存道路と一体となった効率的な道路ネットワークが構築されるよう積極的な要望活動を継続して行っていきたいと考えておりますので、構成団体、各方面の関係者、地域の皆様のご理解、ご協力を引き続きお願いいたします。

水道温泉課関係事業について申し上げます。

水道事業につきましては、水道ビジョン・経営戦略の内容を踏まえ、老朽化した施設・設備の維持管理とともに更新が必要であり、設備投資が大きく増加してきています。その収支均衡を図るために、30年以上据え置かれている水道料金の改定につきましても、水道委員会を開催し検討を続けております。このように、水道事業の環境は厳しさを増している中ですが、主要な施設更新としまして、大堰浄水場自家発電装置更新工事を予算化しました。老朽化した管路更新としては、見高入谷地区の配水管の布設替えを行います。また、効率的で安定した配水を持続するため、朝日台配水池に水質計の設置を行います。

温泉事業につきましては、安定した給湯を維持するため、今後も継続して主要管路のバルブ交換などを予定しております。これにより、管路・設備のメンテナンスを行いやすくし、工事による断湯範囲を狭めることが可能となります。老朽化した施設・設備については、延命化や設備の一部更新を行い、維持管理に努めてまいります。

教育委員会関係事業について申し上げます。

河津町立3小学校の統合については、河津町立小学校統合準備委員会より令和元年7月16日付で教育委員会より諮問しておりました「河津町立3小学校統合に関する具体的な課題について」の優先的諮問事項について12月24日に答申書の提出がありました。委員の皆様には、これからの河津町の子供にとって望ましい小学校の形態、統合小学校の候補地、小学校統合スケジュールについて調査・検討をしていただきました。この答申内容を各学校、幼稚園等で説明や意見交換会を行い、町の方針を決定していきます。方針決定後は、小学校統合に向けた具体的な事項について、河津町立小学校統合準備委員会に協議をお願いします。

なお、答申書は町のホームページに掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

さくら幼稚園預かり保育につきましては、令和2年4月から3歳児を含めた全園児を対象に預かり保育を行います。

青山学院大学との交流事業につきましては、令和2年の夏休みに河津中学校3年生20人を対象に学習交流事業を行います。その中では、大学の授業を中学生に合わせてプログラムを

組んでいただき、体験する予定です。

オリンピック・パラリンピック関係につきましては、町内3小学校の5、6年生を対象に新国立競技場で行われるパラリンピック陸上競技の観戦を行う予定です。観戦を通して、スポーツのすばらしさや世界中の人々と交流することの楽しさを体験し、一生の財産として心に残る機会としたいと思います。

学校給食運営事業につきましては、子育て支援の面から、給食費のうち月額1人1,000円の助成を継続して実施いたします。

令和2年度の主な事業については以上でございます。

続いて、12月定例会以降の行政報告について申し上げます。

行政事務包括業務委託について申し上げます。

12月6日に実施したプロポーザル選定委員会において、株式会社共立メンテナンスが選定されました。

現在、共立メンテナンスにより対象事業の事前打合せや移行する臨時職員に説明会などを行っており、年度内契約に向け準備を進めております。

南海トラフ地震臨時情報に関する防災対策について申し上げます。

令和元年5月に情報の発表方法が変更された南海トラフ地震臨時情報につきましては、当町では浜地区における地震対策の検討として9月より勉強会を開催してまいりました。1月には見高浜地区、笹原地区、谷津地区におきましても同様の勉強会を開催し、各地区から42名の参加がありました。今後も同様の勉強会を開催し、臨時情報が発表された際、住民が正しく情報を理解し対応できるよう周知を図ってまいります。

プレミアムつき商品券事業について申し上げます。

10月1日より販売を行ってございましたプレミアム付き商品券の使用期限が1月31日をもって終了しました。非課税対象者1,549人のうち519の方が購入引換券交付申請を行い、審査の結果507の方に購入引換券を交付しました。

また、3歳未満児115人の子育て世帯の世帯主に対し購入引換券を交付いたしました。

商品券購入者は延べ523人で、販売金額1,004万8,000円、商品券額面にして1,256万円となり、現在は国庫補助金を含め精算業務を行っているところです。

賀茂地域広域連携会議について申し上げます。

1月24日に県内3大学と賀茂地域1市5町の相互連携協定による賀茂キャンパス開所式が県下田総合庁舎賀茂キャンパスで行われました。キャンパスでは、賀茂地域の人材づくりと

人材交流の活性化などのため社会人コースや観光コース等が予定されています。

ふるさと納税について申し上げます。

今年度のふるさと納税の状況は、宿泊関係返礼品の大幅な増加により2月末現在で9,500万円余りと対前年度同月比で約44%の増額となっています。これも返礼品対応にご協力いただいています関係者の皆様のご尽力のおかげと考えています。ふるさと納税制度は、ご寄附いただくことで特産品の情報発信など多面的効果が発揮できますので、引き続き返礼品対応等にご協力をお願いいたします。

河津中学校太陽光発電設備設置事業について申し上げます。

環境省の補助を受け、河津中学校に太陽光発電施設整備が完了しました。通常時は、蓄電余剰電力を学校で使用することができ、災害時など外部電源消失時には蓄電した電力により避難所となる体育館照明と職員室の電源などとして利用できます。本事業で、再生可能エネルギーの活用により年間CO<sub>2</sub>削減量13.6トンが見込まれ、低炭素化と地域の防災・減災が同時に実現できるものです。

まちづくり町民説明会について申し上げます。

1月20日より町内3か所で町民を対象に町が推進している主な4事業、子育て支援施設整備事業、小学校統合、河津バガテル公園再生事業、町コミュニティセンター耐震対策事業について説明会を行いました。説明会には102名の出席をいただき、各事業の説明の後に質疑応答を行いました。なお、説明会の質疑内容は町のホームページや広報かわづで公表させていただきます。

子育て支援施設整備関連事業について申し上げます。

施設整備に向けた基本設計業務も進み、子ども・子育て会議での協議を行った配置案・平面案を1月に行ったまちづくり町民説明会で説明させていただきました。説明した案を基に基本設計を完成させていきたいと考えております。

また、施設建設予定地の駐車場代替用地測量設計業務委託は静岡コンサルタント株式会社が落札し、544万5,000円で契約しました。令和2年度中に代替駐車場の整備を完了し、施設建設完了を目指し事業を進めてまいります。

医療救護所設置運営訓練について申し上げます。

1月19日に河津中学校体育館において医療救護所設置運営訓練を行いました。これは、医療救護所を開設する訓練で、医療資機材の確認、各関係者役割の確認・検証を行い、災害時の混乱の中でも適切に設置運営ができるよう、備えることを目的に実施しました。当日は、

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療事務員、消防団員等53名が参加し、傷病者の受付からトリアージ、応急処置、傷病者搬送、医薬品調達等の訓練を行いました。

今後も、有事の際に設置運営が的確に行えるよう努めるとともに、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

国民健康保険事業について申し上げます。

2月7日に国民健康保険運営協議会を開催しました。国民健康保険特別会計の財務状況の報告と令和2年度当初予算（案）を審議していただき、了承をいただきました。

特定健診事業について申し上げます。

国民健康保険特定健診の令和元年度の実施状況ですが、国民健康保険被保険者の40歳から74歳までの対象者1,753人に対し543人の受診者で、受診率は30.9%、前年度比0.4ポイントの増となりました。

人間ドック受診費用一部助成事業の状況ですが、2月末現在で106人の利用状況で、前年度より5人の減となっております。

75歳以上の後期高齢者につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、対象者1,500人に対し262人の受診者で、受診率17.5%、前年度比0.1ポイントの減となりました。

農業振興事業について申し上げます。

昨年の台風15号及び19号は、当町の農地等に大きな被害をもたらしました。特に、世界農業遺産に認定されたわさび田については、土砂の流入や石積崩壊等の被害があり、わさび生産者から復旧に係る支援の要望を受けました。町では、わさび田保全及び生産者の営農意欲を継続していただくため、復旧にかかる支援対策事業として補助制度を制定しました。また、ハウス等の農業用施設等が被災した農業者に対しては、国による被災農業者支援型事業も実施されました。両事業ともに農業者の経営維持・向上を図るための支援対策事業として本定例会に補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

河津桜まちづくり計画について申し上げます。

2月6日に第4回河津桜まちづくり計画策定委員会を開催し、2か年にわたり計画策定を行ってまいりました。計画は、今後の河津桜を生かしたまちづくりに反映していきます。計画の概要版については町のホームページへの掲載や印刷物を各戸配布する予定です。

七滝観光センター解体事業について申し上げます。

2月26日に実施した入札結果について申し上げます。

七滝観光センター解体工事は、東海建設株式会社が落札し、869万円で契約しました。

6月末までに解体を行い、七滝地域の施設整備については、地域住民の意見を取り入れながら来年度中に整備計画を策定してまいります。

第30回河津桜まつりについて申し上げます。

第30回河津桜まつりの開催に当たり、1月28日に静岡市内の各テレビ局、2月4日には渋谷区のNHK放送センターに対しトップセールスを行いました。また、2月10日に始まりました第30回河津桜まつりは、開花が早く、2月12日に「見ごろ宣言」を発表しました。

実行委員会の集計では、2月末日現在、河津駅周辺の入り込み客数は約45万人で、うち伊豆急河津駅降車人員は約6万3,000人と聞いております。

道路・橋梁事業について申し上げます。

12月12日に実施した入札結果について申し上げます。

花泉園跡地造成に伴う測量設計業務委託は、静岡コンサルタント株式会社が落札し、1,683万円で契約しました。この業務は、防災公園の整備に向け測量設計を実施するものです。

1月9日に実施した入札結果について申し上げます。

防災・安全交付金町道縄地線（入道橋）橋梁補修工事は、さくら建設株式会社が落札し、676万5,000円で契約しました。この工事は、橋梁長寿命化計画に基づき橋梁を補修するものです。

令和元年度災害査定第10号普通河川本谷川災害復旧工事は、株式会社大塩組が落札し、1,760万円で、令和元年度災害査定第11号町道田中見高線災害復旧工事は山内組が落札し、253万円でそれぞれ契約しました。これらの工事は、台風15号で被災した施設を復旧するものです。

2月26日に実施した入札結果について申し上げます。

伊豆縦貫自動車道関連普通河川付替に伴う測量業務委託は、昭和設計株式会社が落札し、621万5,000円で契約しました。この業務は、伊豆縦貫自動車道建設発生土の有効活用に伴う逆川地区普通河川付替のため測量等を行うものです。

町道見高長野稲取線区画線設置工事は、世紀東急工業株式会社伊東営業所と88万円で契約しました。この工事は、交通安全に資するため、町道の劣化した区画線を引き直すものです。

町道湯ヶ野・小鍋3号線ガードレール復旧工事は、97万9,000円で、町道縄地線路肩補修工事は102万3,000円でそれぞれ斉藤土木株式会社と契約しました。これらの工事は、倒木に

より損傷した施設を復旧するものです。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

伊豆縦貫自動車道関係につきましては、大鍋・小鍋地内で本線の橋梁下部工事や切土工事が進んでおり、小鍋側からのトンネル工事と橋梁上部工工事が始まっています。逆川地内では、トンネル工事、本線の橋梁下部工事、切土工事が順調に進んでおります。

近隣住民の皆様には、ご不便とご迷惑をおかけしますが、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、（仮称）河津トンネル逆川地区工事は、逆川側から1,397メートルの掘削がされ、トンネル到達お祝いの会が2月20日に株式会社大林組の主催で開催され、出席をしました。

見高入谷地区さく井工事について申し上げます。

将来の効率的な配水を目的とし実施した見高入谷さく井工事の結果、残念ながら掘削地質、電気検層において水源として取水できるほどの地下水は存在しないと判断され、埋め戻し復旧いたしました。

小学校統合関係について申し上げます。

小学校統合準備委員会から12月24日に提出いただいた答申を受け、町としては答申に沿った内容とする方向性を決定しました。また、答申内容の説明及び小学校統合に関する意見を聞く場として各小学校、幼稚園保護者等への説明会を行っており、2月末までに13回、延べ297名へ説明をしております。なお、3月中旬には住民説明会を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染症対策の観点から4月以降に開催をさせていただくこととしました。開催日程が決まり次第、回覧等でお知らせいたします。その後に町の方針を決定したいと思います。

社会教育事業について申し上げます。

1月1日に開催した元旦マラソン大会につきましては、好天に恵まれ、町内外の幅広い年齢層から321人の参加をいただき、盛大に実施することができました。

1月12日に開催した河津町成人式につきましては、平成11年4月2日から平成12年4月1日に生まれた該当者68人のうち55人の新成人が出席をいたしました。式には多くの来賓の方にご列席いただき、新成人を祝うことができました。

1月26日に開催を予定していた第48回下田・河津間駅伝競走大会につきましては、天候不良により選手・関係者の健康を考慮し、中止となりました。

以上、令和2年度の施政方針と12月以降の行政報告を申し上げます。

河津町が一体となったオール河津の精神で進めていきますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願いし、私の報告といたします。

○議長（土屋 貴君） これで、町長の施政方針及び行政報告は終わりました。

11時10分まで休憩といたします。

なお、休憩の間、この中の喚起を入れ替える意味もございまして、ドアはいろいろと開けさせていただきますので、ご承知おきいただきたいと思います。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### ◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力を願います。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

3番、渡邊昌昭君、9番、渡邊弘君、4番、遠藤嘉規君、1番、大川良樹君、6番、塩田正治君。

---

#### ◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭君の一般質問を許します。

渡邊議員。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 3番、渡邊昌昭です。改めまして、おはようございます。

令和2年第1回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、許可をいただきましたので、一問一答方式で質問します。よろしくお願いいたします。

なお、私の質問は次の4件です。

1件目は、令和2年度の予算についてです。2件目、ふるさと納税についてです。3件目、小学校の統合についてです。4件目は、河津桜切り枝販売についてです。以上の4件について質問します。町長、教育長、担当課長の答弁を求めます。

まず1件目、令和2年度の予算編成についてです。

令和2年度の予算編成が報道でも発表されましたが、昨年の第4回定例会以降、町長は防災・減災対策の推進、子育てや教育環境づくりの推進、産業振興の推進、公共施設の維持、延命化対策の推進、事務の効率化と補助制度活用による財源確保の5つを重点テーマとして予算を編成するとのことでしたが、どの施策と予算がそれぞれの重点テーマに当たるのか。先ほどの報告にもありましたが、重点テーマに当たるのかを関連づけて具体的に説明をお願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員の令和2年度の予算編成について、町長の考える5つの重点テーマの関連はということでございます。

お答えしたいと思います。

5つのテーマにつきましては、さきに令和2年度の予算編成に当たり各課に示した重点テーマでございます。内容については、後ほど申し上げます。その予算編成の中でそれぞれのテーマに沿ってどのような予算が組まれたかということでございますので、具体的に述べたいと思います。よろしくお願いいたします。

先ほどの施政方針と若干重なりますが、お許し願いたいと思います。

1点目の防災・減災対策の推進でございますが、具体的には防災公園の用地の購入、コミュニティセンターの耐震工事、避難誘導路面標示、トリムコースの防犯灯のLED化、防災ラジオの購入、避難所用毛布の購入、給食センター非常用電源発電機の設置でございます。それと、下河津漁港、見高地区でございますけれども、海岸整備の測量設計が防災・減災対策の推進の項目でございます。

2つ目の子育てや教育環境づくりの推進につきましては、子育て支援施設の建設事業、これにつきましては、来年度は実施設計あるいは職員駐車場の代替地の購入等の費用でございます。次に、小学校統合準備委員会、継続して行います。それから、教科書の改定があるということで、教科書の改定の先生への指導書の購入、あるいは大判プリンターの購入ということで、プリンターの購入でございますが、南小と河津中学校を予定しております。それから、図書館の施設改善ということで、ブラインド等の改修を行います。

3つ目につきましては、産業振興の推進につきましては、河津バガテル公園のワインカーブの撤去、地域おこし協力隊員の増員、地籍調査事業。これにつきましては、従来浜地区を行ったわけですが、伊豆縦貫道の関係で新たに大鍋地区を加えます。それから、青年就農給付金。これは、1名増えるということでございます。それから、河津桜まつりの記念の大会事業ということで、第30回が今行われてございますけれども、それを受けまして6月にサミットの開催をするということで、その補助。それから、最後になりますが、産業経済活性化連絡協議会の補助でございます。これにつきましては、例年より増額をしました。これは、来年度、踊り子オーディションを実施するという増額をさせていただきました。2年の任期が切れるということで、踊り子オーディションを新たに実施するというでございます。

次に、4番目の公共施設の維持、延命化対策の推進でございますが、林道、橋梁点検業務委託。道路ストック総点検調査委託。橋梁長寿命化補修、これ2つの橋でございますけれども、橋梁長寿命化の補修。学校施設等長寿命化計画策定ということで、2校でございます。

最後になりますが、5番目に事務の効率化と補助制度活用による財源確保でございます。これにつきましては、音声認識機器の導入、あるいはふるさと納税強化推進業務委託、戸籍システム改修、地目判読業務委託でございます。

以上でございますが、令和2年度は現総合計画の最終年となります。そういうことで、子供からお年寄りまで住みやすいまちづくりを目指して各種政策を予算化いたしました。予算規模としては、先ほども申し上げたように、一般会計においては5年ぶりに40億円を超える積極的な予算となりました。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） ただいま予算の内容、ご説明いただきました。今回で、岸町長として、岸体制として3回目の予算編成となります。これまでに行った施策、3回のうちの施策とい

うか事業の成果、どのようになっているのですか。また、これまでの予算及び施策により令和2年度に結果が見込まれる事業、これはあるのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の予算の関係、特に私が組む3回目の予算ということでございますので、その実績等のことについてお尋ねだと思いますので、お答えしたいと思います。

先ほども申しておりますけれども、今回の予算編成につきましては、これまでと違いました実行型の予算編成となりました。これまでは、どちらかといいますと重要課題などの実現に向けて委員会などによりいろいろな面から検討していただくような、そんな2年間だったと思います。来年度予算につきましては、町民の皆さんにこの事業説明会などを通してご理解いただき、設計や工事にも移れる段階であるものについては予算を組ませていただきました。そういう令和2年度の予算でございます。

これまでの成果でございますが、予算だけではございませんけれども、私の進めてきたことを若干含めてお話しをしたいと思います。

これまでの成果でございますけれども、私はまちづくりの考え方として、オール河津ですとか町民参加のまちづくりと表現しまして、町民と一緒に進めたいと考えております、そのためには、情報をできるだけ提供することが大事でありまして、町政懇談会の開催ですとか子ども議会、広報など機会あるごとに情報提供を積極的に進めまして町政を進めております。これは、新たなまちづくりの手法として欠かせないものでありまして、基本的な取組の成果については多くの町民の皆様に関心ですとか、あるいは理解をいただきまして、また関連して議会の皆さんにも改革の動きがありまして活発化しておりますし、これまで大きな成果の一つであろうかと思っております。

具体的な事業としては、緊急的なこれまでの課題として幼稚園の預かり保育の時間延長、幼小中学校へのエアコンの設置、広域避難所であります河津中学校への蓄電池を含むソーラー発電設備装置の設置をはじめ、計画に関わる継続事業をはじめ諸施策を実施してまいりました。

お尋ねの来年度に結果が見込まれる事業につきましては、特にコミュニティセンターを含む商工会館の耐震化事業が完成が見込まれております。そのほかにも、子育て支援施設については今年度中、令和元年度に基本設計ができる予定で、令和2年度、来年度には実施設計が行われる予定ですので、令和2年度には実施設計が完成するものと見込んでおります。そ

のほかにも、防災事業の用地確保ですとか、あるいは防災・減災事業の非常時の自家発電装置などの設置も予定しております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） いろんな政策ができていると考えます。

令和2年度の予算編成は、昨年度対比8.8%増ということです。重なるようになるかもしれませんが、町長として5つの重点テーマのうちどれも重要であることは分かります。先ほど言ったいろんな事業、これがどれもなくてはならない事業だということは私も感じますが、令和2年度中にどうしてもやり遂げたい事業というものは町長の中にあるのでしょうか。また、これをやることによって令和3年度以降につながる、このように感じている事業、これは町長の考えることですが、考えをお教え願いたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 令和2年度にどうしてもやりたい事業というのは、先ほども答弁申し上げましたけれども、令和2年度につきましては、今まで実行段階まで行かなかったものをやっと実行段階に行ける、そういう予算ではないのかなと思っております。特に、令和2年度についてはコミュニティセンター、商工会館を含めての耐震化事業がぜひとも完成をしたい事業でございます。そのほかには、令和2年度以降になりますけれども、子育て支援センターの関係で、実施設計ができることによって令和3年度中に完成を目指したいということですので、これが実施設計ができますと令和3年度には完成が見込まれるのかなということで、それを大いに期待しております。

それと、もう一つ、やはり将来的なことでもございますけれども、防災公園の用地の確保、これにつきましては令和2年度予算で用地の確保を予定しているわけでもございますが、これはやっぱり防災拠点としての役場機能、あるいはサテライト的な機能を持つことによって、より安全な住民の方の核ができるのかなということでもございます。特に、この役場施設につきましては河津川の浸水区域ということでハザードマップに指定されておりますので、そういうことも含めて、やっぱりサテライト的な、より安全なところに第2の拠点といいますか、そういうものを求めることも大事ではないのかなということで、新たなことを町道鍛冶屋沢線のところに求めることによって将来的に町民の安全、あるいは本部機能の充実等も図れるということで、そういうことでその事業についても大変期待をしていると、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） コミュニティセンターや子育て支援センターというのが今年度中に格好がついていくということでありました。また、防災公園、これもなくてはならないものかなと考えますので、粛々と事業を進めていただくことが必要かなと感じております。

それでは、続いての質問に移らせていただきます。

ふるさと納税についての質問です。

ふるさと納税は、年末に集中すると言われております。本年度の予算では、納税額を8,000万円と予測しておりましたが、これまでの状況はいかがだったのでしょうか。今年からさとふるのサイトを使い出したということですが、ふるさとチョイス、さとふるなどのサイトによる差異、これはあったのでしょうか、お答え願います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ふるさと納税の今年度の状況でございます。

今年度の納付状況につきましては、まだ今月1か月あるわけでございますけれども、確定はしておりませんが、施政方針でも申し上げましたけれども、昨年度に大きな進捗状況を見せておりまして、特に年末に大きな進捗状況を見せておりまして、当初の予算確保ができたものだと考えております。

なお、詳細につきましては担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） ふるさと納税の寄附状況ということでございます。

今年度の2月末現在で1,980名余りの方のご寄附をいただきまして、9,500万円という状況でございます。前年度の同期で約44.3%の増ということになっておりまして、当初予算額については達成を現在しているところでございます。

また、ご質問のありましたさとふるとふるさとチョイスの関係でございます。

現在、さとふるについては48件の返礼品の登録がございまして、ふるさとチョイスにつきましては144件の登録ということになっております。割合としては、ふるさとチョイスのほうが登録件数が多いわけでございますけれども、さとふるのご利用率のほうが金額については大きくなっているというのが状況でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） ふるさとチョイスが144件、さとふるが48件、さとふるのほうが金額的には多いということで、これ、これからも広報的に知らしていくことが必要なのかなと感じます。

そして、ふるさと納税、ぜひ河津町にしたいという方が、これ多くいらっしゃると思います。しかし、スマートフォンで自分の納税額、納税というか寄附可能額をすぐに調べることが現在できます。その額により、インターネットショッピングのようにスライドさせているような市町の返礼品を探している方が多いと聞いております。

当町の返礼品は、寄附額が1万円から100万円となっております。それぞれの額の返礼品が数が多いとは言えないと思いますが、この後企業版のふるさと納税についても質問があるようですが、個人の寄附についてはどのような金額の寄附を期待しているのですか。例えば、少額の寄附を多くの方に求めるのか、または少人数でも高額な寄附を期待するのか、それによってその価格帯の返礼品の充実が必要かと思われまます。町の考え方を教えてください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問の納税者の目標といいますか、その額を幾らぐらいにするかということだと思います。

特に目標というのは町としては設けておりませんが、返礼品については、ご存じのように、それぞれの事業者が考えていろいろ行っているわけでございます。そういうことで、その中で傾向というものがございまして、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 返礼品の傾向というご質問ということでございます。

宿泊券や宿泊補助券、これとあと海鮮の加工品、これに合わせてあと柑橘などが人気の返礼品というふうになっているところでございます。特に、11月から12月の年末にかけてはこれらの人気返礼品の指定が多くありまして、年末年始から河津桜まつりの期間に向けた需要が目的と考えられているところでございます。

また、納税の、寄附をしていただく対象者をどこに目標を置くのかというご質問ということでございます。

町長からの答弁にもありましたように、本町のふるさと納税の関係でございますけれども、対象者を置くほどまだそういう幅広さがないという状況でございます。現在の中では、いかに幅広い返礼品とその品数を増やすかということがまず先決ではないかというふうと考えて

いるところでございます。

また、紙媒体、あとウェブ広告の充実、それと首都圏でのプロモーションなど多く情報発信に努めてターゲットを広げていくということがこれからの課題ということで、そちらが重要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 特に目標としている寄附額の設定はないということですが、多くの方に知ってもらって多くの寄附を求めるといったことが必要かと思いますが、多くの返礼品の種類、これが必要かと思いますが、それを見ることによって、行ってみたいとか河津町に関心を持つということが必要かと思いますが、幸いにも河津町には多くの返礼品になり得る商品やサービスがあると思います。潜在的にあるのかな。それら返礼品をパソコンやインターネットに登録する必要がありますが、それらを得意としない町内の事業者も多くいると聞いております。また、自らの商品やサービスが返礼品になり得ると思っていない事業者もいるかと感じています。返礼品を新規に開拓することやインターネット登録などの指導や手続をしてくれて、さらに寄附者からの問い合わせに回答する専門的な職員、これを配置する考えはありませんか。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのふるさと納税の専門の職員の関係だと思います。

現在の状況を申し上げますと、現在兼務している担当者の職員が1名、あともう一人臨時職員1名で何とか対応しているような状況でございます。先ほどの重点テーマでも申し上げておりますけれども、やっぱり町の財源の一つとして大変な、ふるさと納税は財源の一つを占めていると思いますので、今後やっぱり拡大を目指すということが大きな意味でもございますので、ぜひ開拓等を、返礼品の開発等により重点を置いて拡大を目指したいと思っております。

そういう意味で、来年度、令和2年度ですけれども、商工会に地域おこし協力隊を、隊員を1人募集して、さらに拡大を目指すためのそういう仕事をさせていただきたいなど、そういうふうに考えております。また、将来的には町だけではなくて、やはり民間へのアウトソーシングといいますか、それも視野に入れて今後やっぱり検討していくことがいいのかなど、そういうふうに思っております。

詳細は担当課長より答弁差し上げます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） ご指摘をいただきましたマンパワーの不足ということでございます。

来年度より、この対応としまして、今町長が答弁をされましたように、新たなに地域おこし協力隊員を1名現在募集しているというところでございます。募集に当たりましては、町の商工会が事務局となって本町の活性化のためロケーションサービスの事業を行っているわけでございますが、その補助的業務と併せて、町の商工会のご協力をいただきまして、商工会内にふるさと納税返礼品に関するプロジェクトチームを設置していただき、それにこの採用しました地域おこし協力隊員を加えまして、返礼品の新規開拓、既存返礼品のマッチングによる新しい返礼品、また役務など物によらない返礼品の創出など、本町の魅力ある品ぞろえをお願いして寄附額の増進を図り、町に専門職員を置かずにふるさと納税の強化をしていきたいという考えでおります。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 地域おこし協力隊を新たに採用し、その人にそのふるさと納税を進めようという考え方は分かりました。ぜひとも、返礼品を多く集めるためにも町内の業者に向けての返礼品になり得るものの講習会、これを開催すると、定期的に開催していただいて、その返礼品を多くサンプリングすると、サンプルを並べるといえることが必要かと感じます。新聞ですと、他の町で集中する暮れ、年末、これに御用納めが済んでから職員を配置したよということも載っておりました。そのようなこともありますので、官公庁ですから御用納めはあるんですけども、その後に年内の確定申告をするために集中するということがありますので、それらの雇用、雇用というか勤務も必要かなと感じておりますので、よろしくをお願いします。

続いて、小学校の統合について質問させていただきます。

小学校統合準備委員会の答申では、令和5年度に河津町の3小学校を統合するとありました。現在の小学校3つを廃校にして新規の小学校を造るということです。校舎やグラウンドなどのハード施設は、とりあえず現在の南小学校を使うとしても、廃校にする準備や新小学校の各種のルールを決めるのにはそれなりの時間を必要とするのかなとは思いますが、町としてはその答申を受け入れる予定でしょうか。

また、現在の予測では令和3年度から東小学校では複式学級が始まります。どのように対応するのか。県の講師の派遣は難しいと思いますが、町で講師を依頼したり、支援員を配置、増員する予定はありますか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の小学校統合について、その答申の関係と複式学級の関係だと思えます。

これは、先ほどの行政報告でも述べておりますけれども、現在、準備委員会より先行的な検討事項の答申を受けまして、教育委員会のほうで町民ですとかPTA、あるいは父兄など関係者に説明会を行って意見を集約している、そういう段階でございます。町としての最終的なまだ決定をしておりません。ただ、準備委員会の委員の方には諮問をして協議検討をいただいておりますので、答申案については現段階では私としては尊重したいと、そういうふうに考えております。

今後、説明会等の結果を受けて、最終的な結論については、4月に説明会を予定しておりますので、その頃に決定をしたいと思っております。

なお、複式学級については教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、小学校の複式学級について少し説明をさせていただきますと思います。

複式学級でございますが、小学生は1年生を除く学年2学年、隣の学年の2学年の合計が、国の基準では17名を切ると複式学級となります。県では、複式学級の解消として15人までは先生、講師を補充し複式学級を解消してくれます。しかし、2学年の合計が14人以下になりますと国や県で先生の補充がない複式学級になります。1年生については、2年生との合計が8人以下で同様の複式学級となります。

現在の子供たちの推移を見ますと、東小学校では令和3年度に2年生、3年生の合計が14人となり複式学級が想定されます。統合準備委員会からの答申では、令和5年度から新たな統合小学校にとされています。統合されるまでの間は、町より講師などを派遣し教育環境の充実を図り複式学級の解消をしていきたいと考えています。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 町で講師、支援員を採用し、複式学級の解消に努めるということで対応してくれるということですので、それはよかったのかなと考えております。

今回の答申では、前段的な答申に終わっております。場所とか統合するかしないかということで話が終わっていると思うんですけども、今後は複雑で細かな事項を調整し、決定していく後段的な答申があると思います。統合準備委員会に継続して検討していただくのか、さらに準備委員会の中に各専門部会などを設置して検討していくのか。令和5年度統合小学校発足に合わせどのように進めていくのか、今後のスケジュールを町長、教育長の考え方をお教え願いたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後のスケジュールにつきましては、教育委員会の事務局長のほうから答弁差し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） 統合の関係の今後のスケジュールということでございますが、これまでの経過をちょっとおさらいをさせていただきたいと思いますが、統合準備委員会に令和元年7月16日付で河津町立3小学校統合に関する具体的な課題事項についてとして諮問しております。諮問の内容につきましては、優先的諮問事項として統合小学校の骨格となる学校の形態、それから統合小学校の場所、それから小学校の統合スケジュール。それから、後発的諮問事項としまして、より身近な通学方法、それから通学援助の在り方、学校運営協議会などの組織、その他統合に関する事項としております。

これを受け、統合準備委員会では優先的諮問事項に対し、令和元年12月24日に答申書としてまとめていただきました。

今後は、統合小学校に向けより専門的な協議が必要となります。令和5年度に新たな統合小学校を開校するとなると早急な協議が必要となります。今回の答申内容を十分に住民に説明し、町の方針決定後、後発的諮問事項の協議を行いたいと思っております。

今後の協議の進め方でございますが、河津町立小学校統合準備委員会の規則に、詳細な調査研究をさせるため委員会に部会を設けることができるとされております。この部会には、部会を設置した目的に関わりのある委員のほか、教職員、その他学校職員、保護者及び地域関係者等を会長が指名するとされております。これらの方々に協力をいただきながら今後の協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） ただいまの事務局長の説明にあったんですけども、専門部会を設置

して細かい事項については調整をしていってくれるということですので、それら関係する人たちの専門的な方たちにご意見を聞いて、よりよい統合小学校を造っていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

3つの小学校を統合するというのが今のところ令和5年度ということで話が出ておりますが、新たに小学校を建設する、とりあえず南小学校を使用するということですが、そうなれば東小学校、西小学校という大きな跡地ができます。この跡地の利用を考えていかなければならないと思うのですが、町はこの跡地を何らかの形で利用する計画はあるのですか。決まっていなければ、跡地を有効利用するために多くの方に意見を聞いたり、跡地の利用検討委員会を設置する計画はあるのですか。終わってから、統合されて廃校になっているという期間が長くあれば、それだけ町の風評等も悪くなるので、その辺が速やかに移行できればいいのかと考えておりますが、町の考え方をお教え願いたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 渡邊議員の跡地の利用の関係でございます。

これは、答申が決まれば重要な問題だと思っております。その中で、先ほども申し上げましたけれども、跡地の利用については町の事業説明会なんかでも何人かの方の質問がありましたけれども、先ほど答弁したとおり、最終的な方向性が町として決まっておられませんので、一応4月ごろの予定でございますけれども、その方向が決まった段階で検討したいなと思っております。

ただ、議員がおっしゃるように、跡地の利用については多くの意見を聞きたいということがありますので、現段階で私が考えているのは、公共施設整備計画推進委員会を開催して方向性を決めていきたいなど、そんなように思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 多くの方の意見を聞いて、跡地、せっかくあれだけのものがある跡地になるわけですから、うまく活用していただければいいのかなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

4問目になりますが、河津桜切り枝販売について質問します。

現在も、自粛中とはいえ、桜まつりは開催中です。そんな中、今年で2年目を迎えた河津桜切り枝販売試験、これはどのようなものでしょうか。切り枝販売を目的に苗木を200本定植した方もいらっしゃいます。市場出荷の状況、出荷時期、数量、販売価格、市場関係者

の反応についてお教え願いたいと思います。

また、今後切り枝販売に興味のある方たちに講習会を開いたりする計画はあるのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の河津桜の切り枝の販売の関係だと思います。

これにつきましては、河津桜のブランドを生かして農業振興、あるいは耕作放棄地の対策、あるいは経済的な波及効果も狙って試験的に行ったわけでございますけれども、昨年末より3回ほど市場出荷をしておりますので、その状況については担当課長より申し上げます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 切り枝の販売状況ということでございます。

河津桜の切り枝の市場への試験出荷についてでございます。

今年も、昨年に引き続きまして東京都中央卸売市場の板橋市場というんでしょうか、こちらに3回の出荷を行いました。それぞれ各テーマをもって出荷をしたわけでございます。年末最後の取り扱いとなります12月26日に360本、成人式頃の1月14日に50本、河津桜まつり開幕前となりますか2月10日に60本。出荷した枝につきましては、荷造り用の段ボールの長さを見込みまして110センチを規格として出荷したものでございます。1本当たりの単価につきましては、110円前後ということで、市場からは花数が少ないというような反応でこの低価格であったということのようでございます。今年は開花が早かったために、出荷できるタイミングの枝の確保に大変苦慮いたしまして、先ほど申しあげました2回目以降の出荷については大変少量となってしまったという結果でございます。

なお、今後の切り枝の普及に関しまして、町で助成制度を一昨年前に制度を設けております。この辺の広報を定期的に行うとともに、植栽をしていただく方の普及につきましては講習会等を必要により行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 市場出荷で110円前後ということで、非常に安いのかなとも感じますが、これが定着する、注文と普通に競りにかけられると、これでは単価が倍以上違ってくるというのがあるのかなとは思いますが、今後、その辺の計画が計画どおりに出荷できる、相手の注文のとおりに出荷できるような体制がうまく作れば、それも含めた講習会をしていただければもっと高単価で販売ができるのかなと考えておりますので、よろしくお願いま

す。

本年、切り枝として販売できない短い枝を活用してのカップ切り枝というのを販売しております。その反応はいかがだったのでしょうか。河津町産の河津桜のブランドを守るためにも、販売に当たってはルール作りが必要かと思えます。規格や販売方法などについてまだ何も決まっていないことと思えますが、今後、統一していく計画、これはあるのでしょうか、お願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） カップの切り枝の関係でございます。

これは、出荷の際にどうしても短い切り枝がロスとして出るものですから、それを有効に生かせないかということでカップ状にして販売するというので、社会実験として今年度実施をしているものでございます。これにつきましては、河津桜まつりの会場で観光協会に委託をして社会実験として販売をしております。そういうことで、担当課長より状況については答弁差し上げます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） ご質問のありました切り枝の市場出荷、これに併せてカップの切り枝を製作しまして、社会実験として販売を町の観光協会に委託をして行ったところでございます。

カップの切り枝は、ペット素材のドリンクカップにジェル状の保水材を入れまして、そこに出荷できない規格の河津桜の切り枝を挿しまして商品化したものでございます。お持ち帰りしやすい仕様になっておりますので、車のドリンクホルダーなどにも置いて持ち帰ることもできるということでございます。

カップ切り枝の社会実験の状況でございます。

河津桜自身の開花の時期が、先ほども申し上げましたが、早く、2月10日から販売を開始するという目標を立てておりましたので、2月10日から販売を開始したわけでございますが、適当な切り枝の確保がなかなか難しくなりましたので、2月17日までの販売ということで終了いたしました。目標としておりました1,600個の販売ということで考えていたところでございますけれども、194カップの販売実績ということで終わりました。ご購入をいただきましたお客様の3割程度の方よりウェブアンケートによる回答をいただいたところでございます。お客様からは、きれいな桜が家でも楽しめて満足です。サイズもちょうどよく、カップもかわいらしいというような反応。あと、河津桜まつりに行くことのできないご高齢の

ご両親、こういう人にもプレゼントしたらとても喜んでくれた。あるいは、苗を買っても植えるところがないため、カップ切り枝は自宅で楽しめてよかったというような好意的な反応が多くありました。カップ切り枝は、河津桜切り枝研究会で、市場出荷できない切り枝を有効活用することで自主的に切り枝1本の単価を、先ほど110円と申し上げましたが、これに付加価値をつけられるという状況ということで取り組んでいるものでございます。来年度も、今年度の反省会を3月、今後中旬ごろの予定をしておりますが、そのときの反省会において河津桜切り枝の産業化を目指して研究を、利用を進めていきたいということでございます。

なお、河津桜のカップ切り枝の規格等につきましては、やはりご指摘いただいたように今後、こういうものは簡単に製作は可能なわけでございますので、河津桜発祥の地としての仕様というものを今後の反省会の中でやはり議論しながら、一つの決め方を、ルールを作って、今後、来年度またこういうふうなことも行うと思っておりますので、その中でそういうものをしっかり普及をしていくような形をとっていけたらなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 簡単にできるということを考えれば、河津桜のブランド化というのが必要かと思っておりますので、このルール作り、これをしっかりしていただいて、これが今は一部の方にしか売れていないというのが現実ですけれども、あそこへ行ったお土産に買って帰りたい、このようになっていくことが期待できるようにお願いしたいと思います。

私の一般質問を以上で終わりますが、幸いにも当町にはいまだ感染者は発見されておられません。新型コロナウイルスが世界中を脅かしています。小中学校の休校やイベントの自粛など各種の対応が迫られていますが、町長はじめ町当局の適切な対応をお願いして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君の一般質問を許します。  
渡邊議員。

〔9番 渡邊 弘君登壇〕

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘でございます。

このたび、令和2年第1回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

1月20日、23、24日とまちづくり事業町民説明会が開催をされました。まちづくり事業より、その中から質問をさせていただきます。

1件目につきましては、河津町立3小学校統合について。

2件目、河津バガテル公園再生事業について。

3件目、町コミュニティセンター耐震補強対策事業について。

以上、3件を質問させていただきます。

町長及び教育長及び担当課長の答弁を求めます。

早速でございますけれども、河津町立3小学校統合についての質問をさせていただきます。

統合につきましては、河津町学校教育環境整備委員会より再編整備をし、3校を1校に統合されたいと答申を受けました。それにより、河津町立小学校統合準備委員会を立ち上げ、具体的課題を提示して諮問をしたところだと解釈をしております。それにより、3小学校を閉校し、新校舎を建設し、新たな統合小学校を開校するというところでございます。

開校時期といたしましては、令和5年度。開設場所としまして、河津中学校周辺。当面は南小学校を活用すると。学校形態としては、小中一貫校との答申を受け、定例教育委員会において、町の方向性が決定をしたところでございます。

また、教育の現状として、文部科学省より新しい学習指導要領が、小学校が2020年度に、中学校が2021年度からスタートすると、そのような要領を踏まえた中で、教育長に伺いたいと思います。

統合による河津町らしい学校教育の在り方、また教育の方針、そのようなものがあつたら

お答えをいただきたいと思います。

また、統合準備委員会より、小・中学校の学校形態につき、メリット、またデメリットの考え方が示されたのか、どのような内容があったのか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 渡邊議員の3小学校統合について、河津町らしい学校教育の在り方について、教育長に答弁させます。

○教育長（鈴木 基君） 渡邊議員の小学校統合による河津町らしい教育の推進という観点からお答えをしたいと思います。

まず、学習指導要領のことがありましたので、学習指導要領について若干触れさせていただきたいと思います。

新年度より、小学校では、新学習指導要領が完全実施となります。今次の学習指導要領では、3つの資質・能力の育成が求められていると考えています。

1つは、確かな知識・技能の育成ということです。これは、何ができるようになったのか、何を覚えたのかという観点からはかることができます。

2つ目は、思考力・判断力・表現力などの育成です。これは、知っていること、覚えたこと、できるようになったことをどう使うか、どう発展させるかという能力の育成というふうに捉えています。

3つ目は、学びに向かう力、人間性などの育成だと考えています。これは、他の人や社会との関わり、みんなと力を合わせてよりよい人生を送るための能力の育成と解釈をしているところです。

こうした資質・能力を育みつつ、3小学校の統合に向けては、次のような視点で推進をしていきたいと考えています。

1つは、地域連携型の新しい教育環境をつくることです。それは、地域の魅力を生かした体験や学びを行うため、地域全体で子供を育む取組を組織化し、河津の文化の継承や発展にもつなげていきたいというふうに考えています。

2つ目は、育ちと学びの連続性と一体性を大事にして、学齢期に応じた教育を展開して個性を伸ばし、個や集団を輝かせることを目指したいと思います。また、安全・安心な教育環境を確保して、義務教育9年間を視野に、発達段階に応じた継続性のある充実した指導につなげたいと考えているところです。新しい教育環境づくりのときに当たって、子供たちの未

来の教育を第一に据え、皆さんの願いや夢を形にしていけたらというふうに、今思っています。

もう一点、一貫教育について、統合準備委員会から小中一貫教育について、メリット、デメリットが示されたのかというふうなご質問がありましたので、それについてお答えをしたいと思います。

頂いた答申には、次のようにありました。

小学校、中学校が連動した教育を行い、海、山、川など、自然に恵まれた地域性を生かし、河津町にふさわしい小中一貫教育を目指した学校形態とされたいとありました。

メリット、デメリットについては、明確に答申には示されておりません。議事録から、次のような議論が行われていたことが分かりましたので、メリットとしては次のようなことが挙げられています。

専門的な先生がいない場合、小中相互で補完をするなどの工夫ができる。小・中学校の先生方が同一歩調で研修などができやすい。子供たち同士の交わりが9年間で多様になるというふうなメリットが話されていきました。デメリットに関する具体的な発言は見られませんが、小学校6年間と中学校3年間の9年間を同じ指導観や授業観、目指す子供像を先生方が共有して教育活動を進めていくという小中一貫教育の得心について共通理解がされたように理解をしています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題といたしまして、この小学校、中学校統合の問題というのは、河津町全体も含めて、これからの、要は町の教育が大きな課題をしようという、これは重責ではないかなというふうに思います。そのことで、要は質問をさせていただいたわけです。

今後、人口減少も踏まえまして、実際問題としては、統合やむなしという考え方もあると思います。ただ、各小学校におきましては、各地域の思い入れも大きくあり、例えば、西小、東小、歴史も多々あるわけでございます。その学校というものが、昔からは地域の住民に非常に大切な要素を占めて、地域ぐるみで要は育ててきたというような学校もあるわけでございます。

そのようなことも含めまして、地域住民には十分な説明が必要ではないかなというふうに考えるところでございます。やはり、子供の教育というのは、地域があって初めて大きな結果を得られるものではないかなというふうにも思ったりします。統合についてのこれからの

町の考え方、教育の在り方、財政面、そのような情報をいかに開示をして、どのような方法で、要は町民に意見を聞いていくのか、そこら辺の回答がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の特に統合についての町民の意見の聞き方といたしますか、それについてお答えしたいと思います。

私は、統合については議員が言われるように、確かに数が減って、統合の必要性和感じられるのですけれども、ただ、やっぱり数が減るから統合するのではなくて、やはり新しい小学校を造るんだと、町民らしい、町民の意見を取り入れた新しい学校を造るんだという、そういう形で新小学校は造るべきと、そういうふうに考えております。そういう中で、町民にも数が少なくなるから合併するんじゃなくて、新たに小学校を一緒に造っていくんだという、そういう気持ちで今後も対応していきたいなど、それが基本的な考えでございます。

お尋ねのこれまでの状況等をお話ししたいと思いますけれども、基本的な先行的な検討事項につきましては、議員が先ほどまちづくりの事業説明会に来ていただいたように、答申直後に町民ですとか保護者などに説明を行いまして、意見や質問などを聞く機会を持ちました。そして、さらにこの4月に今回の意見などを踏まえまして、基本的な事項の再度の説明、ご意見等を受けまして、町の最終的な方向を決めていきたいなと思っております。

情報開示につきましては、これまでも検討段階でも同じように結果などについてもいろいろな場面でお知らせをして、当然地域の方たちもそうなんですけれども、公開をしまいつて、意見も聞いていきたいと思っております。まだ、具体的なことははっきり決まっておりますが、後発的な事項についてもこれから決まっていくと思っておりますので、順次段階的に情報公開をしながら理解を深めて、地域の方たちにも理解をしていただきたいなど、そんなような考えで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 今、町長からお話しがございまして、各地域のやっぱり理解が必要だということをご理解いただいているというふうに思います。ぜひ情報を開示しながら、教育の在り方もそうなんです、財政面などとかも、そういうこともやっぱり同時に地域の方たちに、要はその情報を理解していただいて、だから学校区の中のそういう人たちの集まりを大事にして、丁寧な説明の下に学校を要は統合していくようなことが必要ではないかな、だ

から、意外と令和5年度にという理屈はあるんですけども、なかなかそこまで別に期限を切らずとも、しっかりした形で学校は考えていければいいかなというふうに思います。

また、統合の方向には、これからの子供たちが身につけるべき小中一貫校の教育環境が本当に必要ではないかなと、だから、小中一貫校のカリキュラムとか、そういう教育方針とか、そういうものが検討されているのか、また、統合時において、今まで幼稚園のことはあまり語られていないんですけども、小中一貫校を統合することによって幼稚園のスタンスがどのような形になっていくのか、そこら辺を含めてちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 小中一貫校の関係のカリキュラムの関係と幼稚園の関係だったと思います。小中一貫校については、後ほど教育長より答弁をさせます。

私のほうから幼稚園についての考え方でございます。

ちょうど今幼稚園はさくら幼稚園1園という形で今運用されてございます。特に幼稚園の場所につきましては、南小の近くということで、小学校統合した場合には中学校のほうに行くということもそれで考えられますので、場所の関係とか、あるいは災害関連の懸念もありますし、検討しなければならない問題だと思っております。

ただ、仮定の話でございましてけれども、やっぱり将来的には、現在の河津町の子供の出生数は約30名ぐらい、今現在ございましてけれども、考えたときに、やはり将来的には民営とか公営の保育園と一緒にあった認定こども園的なものが私としては仮定の話でございましてけれども、将来的には理想な姿なのかなというふうに思っておりますが、今後の課題として、その辺を含めて幼稚園の問題については考えていきたいなと思っております。

では、教育長のほうから答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） では、私のほうからは小中一貫教育についてお話しをさせていただきます。

先ほども申しましたが、小中一貫教育というのは、小学校、中学校段階の先生方が目指す子供像を共有して、9年間を通して教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育方法です。

したがって、議員がご指摘のように、カリキュラムの編成は小中一貫教育を推進するための必要な要素だと考えています。

カリキュラムの内容の検討はまだ先のことになると思っておりますが、質の高い系統的、継続的な教育を行うために研究が必要なものは少なくとも2つあると今は考えています。

1つは、指導する教科の内容を学年に応じて廃絶する教科のカリキュラムです。もう一つは、児童・生徒の興味や目的を持った活動について整備した教科外のカリキュラム、この2つが必要になると思っています。これらについては、今後、小・中学校の先生方の協力の下に作成を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題としては、同時進行というか、小中一貫校を今取り組まれている、例えば沼津とか静岡とか浜松とか、そういうところは実際問題として、今実験的に取り組まれている学校があります。我々も第二のほうで勉強させていただきましたけれども、そこら辺のカリキュラムというか、そういうものも参考にしながら同時進行で学校の統合ができるようになったから今から作るよじゃなくして、要はこういう学校を造るために、こういう生徒をつくっていくために、こういう学校が必要なんだよというような考え方の基に、基本的にはカリキュラム的なものは、ある程度同時進行というような形で、要はそういうことが住民説明に必要ではないかなど。だから、そこら辺もちょっと踏まえまして、今後ご検討していただければありがたいなというふうに思います。

これから今は、国の指針の中で1人に1台のパソコンの配布をとというような政策がございます。だから、これからの学校教育というのは、今の教育でなくして、これから先のそういうデジタル化も含めたような教育指針が必要になってくるのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひそこら辺も含めて、今後学校の統合問題は進めていただければありがたいなというふうに思いますのでお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、バガテル公園の再生事業ということでございます。

河津バガテル公園再生検討委員会より、指定管理方法で営業を目指そうということで考えましたけれども、指定管理者の公募をいたしました。応募者なしということとなり、指定管理を断念いたしました。今後の方針として、再生委員会より民間の力は必要であるとして指定管理者を直ちには公募しないと、フランス広場のみ指定管理者も経緯から難しいと判断したと、ばら園は町直営で継続していくと、フランス広場も町直営で運営すると、ただ、飲食店は集客に影響があるため民間委託を検討すると、委託の場合は業績も加味した対応をしていくとして再構築から再生とかじを切るわけでございます。

そこで、質問でございます。

この再生の達成という、要はこれが再生の達成点だよというようなものがどこに位置づけられているのか、また、この再生に対する事業計画はお持ちになっているのか。それと、再

生委員会という委員会がございますけれども、現在は4名の方、それとあと、町のほうの方と再生委員会ということで進めていらっしゃるようでございますけれども、現場のスタッフの参加とか意見の反映が基本的に再生委員会に反映はできないのでしょうかというようなこととお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、バガテル公園の再生事業の関係について、ご質問にお答えしたいと思います。

まちづくり事業説明会において、当面の方針として、議員が質問で述べているように方針を示したところでございます。

将来的には、民間の力を生かして再生を考えておりますが、昨年の指定管理者の公募などを通して数々の問題が見えてきております。中には、指定管理募集終了から、関心のある事業者さんからいろいろ提案をいただいていることもあります。現状では、町の直営で運営することになりますが、今後も最終的な指定管理や委託などの再生に向けての検討を進めていきたいと考えております。現段階では、再生事業の計画はありませんが、今後も再生に向けて取り組んでまいります。

再生の達成についてというご質問でございますが、現状のような毎年多額の費用負担がある程度解消されて、見直しが行われた時点と考えております。

バガテル公園の再生の検討委員会につきましても、引き続きお願ひをしたいと考えております。

現場スタッフの意見については、現在のところ全体的な方向性を決める会議ですので、今のところは参加は考えておりません。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題、計画はなくて、費用負担が軽減したところが達成の目安というようなことでございます。

私の考えと若干違うところがございますが、現在、バガテル公園の園芸部門が10名ほど、あと事務所関係で2名、営業部門で7名と、地域おこし協力隊が1名ということで伺いました。現状のスタッフの状況では、公園の再生活活性化に取り組んでいくのは非常に難しいと私は感じました。再生委員会において、現場の意見、それが反映できる対策が本当に必要じゃないかなど。だから、もちろん大きな方針の中で作っていく計画も必要でしょうし、ただ、

動いていくのは現場のスタッフが大きな力を発揮するというようなことが考えられないでしょうか。私はそのために、前々からも、前町長のときからもご提案をさせていただいておりましたが、要は支配人制度、そこに責任を持った方が介在をして、収入から支出まで一つの形の中で予算も計上し、運営も考えていく、イベントも考える、そのようなことが必要ではないかな、そのように考えました。

また、再生の対策といたしまして、園芸部門の指導者の導入、これは園芸部門の方にちょっとお話も聞いたりしたんですけれども、実際問題、自分たちのやっている園芸の仕事自体が本当にこれでいいのかとか、これが正しいのかとか、そういうようなことも肥料のやり方一つにしても、いろいろやっぱりあるらしくて、結局そういう指導者の導入が必要ではないか、ただ、非常勤でもいいので、時々見てくれるような指導者が必要じゃないかなと、そのようなお話も伺いました。

また、フランスとの協定は継続するというようなお話しがございました。もし、継続していくのであれば、そこがフランスとのそういうつなぎのある施設だよということも含めて、フランスからの技術者の招聘とかそういうことは取り組めないのでしょうか。これが2点目でございます。

あとは、人的作業支援のクラウドファンディングというのですか、例えば、作業の中でこういう簡単な草取りとか、そういうごく簡単な作業について、要は町民の中でクラウドファンディングといたしますか、お手伝いしてあげるよと、ボランティアの団体とかそういう人たちを募って、そういう部分を補助していければ、また違う形の要はバガテル公園の形態が生まれてくるのではないかな、そのようなことも考えられないか。

もう一つ、今、バガテル公園は観光政策の中で動いているというふうに考えております。観光事業だけではなくて、そこに福祉政策、例えば、福祉政策として子供たちの何か行けるところがあるとか、お年寄りのそういう集まり場所があるとか、いろいろそういう福祉政策も含めたバガテル公園の運営ができれば、二次産業のそういうものも含めてそういう福祉政策も含めたことができるのであれば、町としてしっかりした支援もできるのではないかな、そのようなことを考えましたので、そこら辺を一つお話しをいただければありがたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、バガテル公園の支配人制度と、また、再生対策を具体的にご質問でございますので、お答えしたいと思います。

まず、現状での現場スタッフについて、それぞれ私の感覚ですけれども、担当ごとによくやっただいていただいていると認識をしております。また、自主的に取り組む姿勢ですとか、公園自体の管理についても積極的に参加をしております、以前より格段にグレードアップしていると私は思っております。

お尋ねの支配人制度につきましては、これまでは職員が1人、専用職員がいなかったわけでございますけれども、今年度より町の担当職員を1名増員をして、公園の担当責任者として、そういう中で町の課と公園と両方を兼ねておりますので、環境内は大変うまくいっていると私は思っております。そういうことで、今のところ支配人制度については考えてはおりません。

それから、パリ市の協定につきましては、現在でも継続をしておりますが、これまで何年も連絡調整をしてこなかった経過もございます。そういうことで、私が町長になって一昨年、当時のパリ市との調整役の方と日本で女性の方ですがお会いをして、その辺の状況をお聞きしましたが、現段階では、特にパリ市との関係について連絡を取る予定はなくてもいいんじゃないかなと、そういう判断をいたしました。しかし、今後必要があれば、連絡調整が必要などきがあるかもしれませんが、今のところは特にパリ市との連絡調整は必要ないと思っております。

議員のご提案の件につきましても、やっぱりある程度方向性が決まった段階で検討するかどうか、整理をする必要があるかと思えます。1つは、先ほどの議員の提案の中で、観光事業だけではなくて、福祉政策などの導入は考えられないかのご質問でございますけれども、実は私も子育てをしている方から、何度かそういう形で、子育ての施設といいますか、そういう方に利用できないかという声は確かに聞いてございます。それも含めてとにかく町民が利用してもらうことがまずは先決だと思いますし、親しまれる公園としてバガテル側にもあると思えますので、それも含めて、今後、再生計画の中で検討を進めていきたいなと、そう思っております。

なお、現状等については担当課長に答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 現在の公園のスタッフの関係でございます。

事務所で2名、園芸が11名、ショップ等で8名の21名で、今運営をしているというところでございます。ばら園等の管理につきましては、園芸の担当スタッフが行っているわけでございますけれども、特に技術的指導が必要とするような防除、生育管理、用土や冠水につい

では、食用バラの試験栽培を現在行っておりますが、町内のバラの専門家の方にこの委託をお願いしているところでございます。これに合わせまして、相談、指導を受けているところでございます。そのような中で、ばら園全体を見てもらっているということでございます。

また、ご質問でありましたクラウドファンディングによる作業支援ということでございます。こういった作業がこのクラウドファンディングにより活用できるのかというような、活用の可否も含めて検討したいと考えているところでございます。

また、町長も今答弁しましたが、福祉政策などの導入についてということでございます。新年度よりレストラン棟などの施設を公園のイベント使用時以外には町民の皆様に親しまれる公園を目指しまして、ギャラリーやワークショップ等で活用いただけないかということで、現在準備を進めているところでございます。今年の1月からは、地域おこし協力隊の活動によりまして町民の皆様による手芸品等貸出し棚による展示販売、これは空いているショップで行っているわけですが、現在10人ほどの町民の方にご参加をいただいて、活用していただいているというところでございます。

このようなことから、福祉政策までとはいかないとは思いますが、町民の憩いの場や、活動の場として活用していただきまして、町民の皆さんに、より親しんでいただけるというような公園になるように進めていきたいということで、今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 再生を願っていく、要はバガテル公園をこれから河津町の一つの大きな財産として、やっぱり捨てられないのであれば、本当の再生を考えていく、だから、場当たりの話をしているつもりもないんですけれども、ただ、発想的に、やはりギャラリー、ワークショップをやって10人ほどが出ているよと、現場は私も見させていただいています。だからそんな中で、ここが本当にこの状況にあって再生できるのかと、やはりこれが本気になって俺がバガテル公園をもし再生していくのであれば、考えないといけないと思います。このままだったら、去年と同じようなことをやっているんだったら、どんどん衰退してだめになると、そのように考えております。だから、町からお金を入れる理由もなくなる、そのように考えます。

ぜひ、本当に本気になって取り組む必要があると思いますので、再生事業においては、取り組むスタッフの本当に意識が大事だと思うんです。先ほど、これから今、新しいやり方の中で委託業者を入れていくという、例えばそういう事業については委託業者を入れて、人材

派遣をしてやっていくと、作業する人はいいと思うんですけども、そこを責任を持って運営していく人間は、やはりそれなりの人が就いていないと、やはり本当の経営自体はできていかないんじゃないかな、そのようなことを考えますので、再生委員会の中に何名でもいいので、現場のスタッフ、本当に実務を担うような人たちが再生委員会の中に入って、同じ目的を持って取り組んでいく、そのようなことが大切ではないかなと思いますので、そこら辺をもう一度お伺いできればと思います。

また、風土の森もございます。続きで、風土の森もございますけれども、これは長年のずっと前からの課題でそのままになっているわけです。ただ、借りていてお金を払っていて、何もしないで今に至っているの、そこら辺も含めた活用はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後の話といたしますか、併せて風土の森のことだと思いますけれども、再生事業につきましては、確かに議員がおっしゃるように、昨年度は指定管理の公募という形がうまくいかなかったということがあります。先ほど私が答弁で申したように、正式な公募は得られなかったんですけども、その後についても民間の事業者さんと個別に当たっている懸案も結構ございます。その中での新たな形を最終的には民間の方たちの力を借りたいという思いもあるものですから、当面は町でやりますけれども、ある程度、将来を見据えた中でやるということで、この1年はある程度準備段階といたしますか、そういうことも含めて民間の業者さん等の意見等も入れながら再生を目指したいなと思っています。私も以上、本気でかかっているということでございます。

また、議員の皆さんには、新年度になったらいろいろ提案をしたりご相談しなきゃならないことがいっぱいあるものですから、今の段階ではまだ発表できない部分がありますけれども、そういう相対で、その後交渉してずっと進んでいる部分もありますので、もっと大きいスタンスで構えたいと思っておりますので、そっちでまた議員の皆さんのご理解をいただいて私も本気で取組たいと思っておりますので、ぜひともご協力をお願いしたいなと思っております。

それから、現状でございますけれども、スタッフの関係でございますけれども、今の段階では、同じ方向を向いてみんな一生懸命にやっているわけですけれども、ただ、会計年度任用職員制度の移行という部分もございまして、その中でちょっと不安な部分もあるかと思っておりますので、なるべく早い時期に方向性を決めてやらないといけないのかなという思いもあ

ります。そういう中で、この再生事業、一生懸命取り組んでいかなきゃならないという思いもありますし、当然、風土の森についても事業者さんといろいろ相談をしながらやっていかなきゃならないし、当然活用を図っていかなきゃならないと、そういう計画の中でぜひはかる方向で検討したいなと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

実際問題、やっぱりバガテル公園はもし継続するのであれば、今後、先々の方向性を踏まえた中で、土地の問題から何から全てがかかってくるのかなというふうに思っていますので、ぜひ方向性をしっかりした形で示していただければありがたいなというふうに思います。

次に、町のコミュニティセンター耐震補強事業ということで、耐震評定によりまして、耐震性能は劣ると、ランク3と、震度6から7程度で倒壊するおそれがある建物ですということです。町民の年間利用者が約5,500人ほど。利用団体は42団体に上ることになっております。町民の利用施設といたしまして利用していくのであれば、これは耐震補強工事は必要と考えられます。町として災害対策まで対応する施設として取り組んでいかれるのか、また、災害避難ビルとの説明がありましたけれども、どこまでの災害に対して対応していくのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） コミュニティセンターの耐震化の問題でございます。

これは当初、先ほど議員がおっしゃったように、耐震性がないということで、3階にコミュニティセンターがあるものですから、商工会館の部分の1階、2階と併せて耐震化を進めていこうということで進めております。

当初、耐震化ということで、事業を進めることでいろいろ検討してまいりました。その中で、県の補助制度の中で耐浪性といいますか、津波に対するものが対策として加味されれば、さらに補助金がアップするということが分かったものですから、その辺で設計段階といいますか、調査の中で検討している段階でございます。そういうことで、当然、耐震性はもともと考えていたものですから、さらに耐浪性といいますか、津波に対するものが加味できれば、今後、補助率等がいいものですから、その辺の方向性を今検討している段階でございます。

それには、今までの津波避難ビルという考え方が、以前のように鉄筋ならばいいとかそういうものではなくなっているものですから、耐浪性を判断しなきゃならない、そういう中で

その工事の内容、あるいは施設の使い勝手とかいろいろなことを考えた上で、費用とか、あと施設の使い勝手等があるもので、その辺を総合的に加味した中で耐浪性まで備えた津波避難ビルにするのか、あるいはもともと考えていた耐震性だけのビルにするのかということでございますけれども、最低、耐震性のある建物にしなきゃならないということは当然でありますけれども、補助率の関係で、もう一つ進んで耐浪性ができるかどうか検討しようということで現在進めております。そういうことで、現状進め方、考え方については担当課長より答弁させますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 現状での進め方ということでございます。

現在、実施設計を行っているところでございます。津波避難ビルとして耐震性能に加えた、今お話しにありました耐浪性能が確保できるか、両方を併せて今検討しているところでございます。実施設計におきましては、1階の町の商工会事務所の機能が補強により機能の妨げになるような状況ということになれば、または耐津波に対する耐浪対策で、町のコミュニティセンターを新たに新設する以上に工事費が必要とされる場合、そういうような場合につきましては、耐震対策のみとして進める考えでいるところです。

町長からの答弁と重複する部分もありますが、安心・安全な町民のコミュニティ活動の拠点として活用していくわけでございますが、想定される津波の耐浪性能が確保できれば津波避難ビルとしての活用を、耐浪性能を確保できない場合は耐震対策のみとして、その他災害時等の避難場所として町の防災計画等に位置づけて活用していくという考えで今進めているところでございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 避難ビルとか、津波避難ビルとか、そういう呼び方は基本的にはもう廃止されているそうです。で、平成17年6月10日付でガイドラインは廃止されるというようなことをちょっとお伺いしました。

基本的に実際問題として、津波避難ビルの場と災害避難の場所と、基本的には耐浪性を求めることであれば別に考えて進んでいかないと、設計段階から全然違うわけですね。だから、地震に対する、要は災害の設計とそれにプラス波に対する災害の設計と、これは調査するものが全然違ってきまして、相当の増額がないと設計段階でも難しいんじゃないかなというふうに考えるところでございますけれども、実際問題として、商工会のところがイエローゾーンエリアになりますので、そこを要は津波避難ビルにしていくというのは、これは非常

にいいことだというふうに思います。災害だけではなくて、で、津波まで取り組むのであれば、耐浪性まで考えなきゃいけないと。費用においても、基本的に設計段階から、最終的に工事費用まで恐らく見直しをしていかないと両てんびんというような形はなかなか難しいんじゃないかなというふうに思いますけれども、そこら辺は町としてはどのように考えられていますか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの、議員がいろいろ耐浪性の問題、あるいは津波避難ビルの問題、あるいは耐震の問題とかといろいろご質問しているわけでございますけれども、現在設計の段階で、結局、今ある商工会館の現状が耐浪性をやる場合に可能なのかどうなのかという、そういう調査も含めてやっております。というのは、新しく造る場合には、当然、耐浪性を加味したものを造らなきゃならないわけでございますけれども、現施設がどのような形でしたら耐浪性になるかどうか判断をする基準として、今調べていただいているということでございます。ですから、以前作った図面等を参考にして、耐浪性を兼ねたビルに対しての、津波避難ビルにする場合にどの程度必要か。現実的には、商工会館に津波がどのくらいまで来るかという、当然想定もしなきゃなりません。その上で、耐浪性を考えなきゃならないということで、特に津波の高さが関係してくるものですから、その上での耐浪性に値するかどうかということが大きな問題になっております。

そういうことで、当初考えた中では、耐浪性があれば補助率も大変上がってくるものですから、そういう面で検討しているわけでございますけれども、ただ、現実的には実際の津波の高さと、あるいは設計者の意見等を聞くと、今の段階ではちょっと厳しいのかなという思いがあります。ですから、当初予算の中では、一応、耐震性だけの予算を組ませていただいて、今計上してございますけれども、現状ではそんな状況があります。まだ結論は出ておりませんが、お話しを聞くと、津波の高さとか現状の建物の改修等を考えると、ちょっと難しいのかなというような方向にっておりますけれども、年度内には方向性をはっきりして決めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題としましては、国土交通省の告示で、やはり条件をクリアしなければ、幾ら高い建物であっても、どんな建物であっても、低い建物であっても、要はその条件をクリアしない限り耐浪性の基準は満たさない。だからそこに、補助金とか交付金の

対象にはならないというような考え方があるのではないかなというふうに思います。津波避難ビル、災害避難ビルの法的な基準は実際問題なくて、建物が3階建てだからそこは津波避難ビルになるんだよとか、そういうのはないというようなことを伺いました。あそこのエリアが要はイエローゾーンで、多分、この前津波の来る高さが恐らく3.7メートルぐらいじゃないかなという、そういうあれを見させていただきましたけれども、そのとき3.7メートル以上のところに避難できるシステムができれば、それは耐浪性の施設として有効に使えるんじゃないかな。

で、今回初めてお伺いした中で、例えばその事業をやるのに、町がやらなければ認可が得られないとか、そういうことでもないみたいで、例えば、建物の持ち主が、この場合は商工会なんですけれども、例えば商工会の事業として町が承認して、その事業をやるのであれば補助金の対象になると、そのようなこともちょっと伺ったりしました。

実際問題として、これからの町の考え方として、本当に耐浪性でやるのであれば、予算がもう一応出ているんですけれども、その予算では多分設計段階でもうだめなので、だからそこを必要として、要は耐浪までしたいよというのであれば、新たな補正を組むなり、何なりしないと、やはり国の交付金の制度に対応していけないのかなというふうに思います。設計段階がまずはもう用意ドンが耐浪の施設にするのか、災害避難にするのかによって、全然その調査する金額が違うので、そこら辺も含めてこれからの対応をお願いしたいと思うのですが、そこら辺はどうでしょう。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 渡邊議員の、特に耐浪性というか、津波避難ビルの関係でございます。

先ほどお話ししたように、現在、実施設計の中で耐浪性の部分も、特に津波に対する部分も、一応現段階で現状耐えられるかどうか、その辺の問題を特に見てもらっています。そういう中で、基本的に、先ほど言ったように、私としてはちょっと難しいのかなという形を思っておりまして、最終的にまだ終わっていませんので、年度内には方針を決めたいと思っております。特に、聞きましたら、高さだけではなくて、基礎部分が耐えられるかという問題もあるそうです。そういうこともありました。壁の問題とかいろいろな問題があつて、昔、昭和57年ぐらいですか、造ったの。

〔「54」と言う人あり〕

○町長（岸 重宏君） 54年ですか、商工会自体が。だから、そういうことで、当時の基準で、当時は4階まで大丈夫だという話で、大分、鉄筋でしっかり造られたという想像をしていた

わけですけれども、ただ、耐浪性という形になると、やはり津波の高さ、やはり基礎の部分なんかの問題が大変大きいということなものですから、どちらにしても年度内には結論を出しますけれども、今の段階では、ちょっとそういう面では難しいのかなという設計者の意見は聞いておりますし、現在、県ともいろんな形で補助金等も絡むものですから協議をしております。だから、仮に津波避難ビルというのは津波に対するビルじゃなくなっても、耐震についても県の補助金が出るものですから、それについては最低限確保するというので、そんなことで、今、県のほうと協議をしておりますので、そんな関係で、当初予算については現段階での判断の中で出させていただきます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題として、これは町の、今回、町長の目玉事業でございますので、ぜひ成功させていただければいいなというふうに思います。ただ、お金の出し方もいろんな形が出てきますので、やはり町民の方たちに説明できるお金の出し方をしていきたいなというふうに思います。

それとあと、今回、町政懇談会ということで、湯ヶ野地区、見高地区、それでこの地区ということで、先ほども町長からお話ございましたけれども、200人くらいでしたか。

〔「100人」と言う人あり〕

○9番（渡邊 弘君） 100で、これで実際問題として、説明責任が果たしたのかということ、まだちょっとそれくらいの人数が聞いてくれたからというのは、ちょっと違うかなというふうに思ったりもします。ですから、新たな情報の公開の仕方です。で、意見を聞くのであれば、どのような意見の聞き方が必要なのか、それはまた庁内でご検討いただきながら情報の開示のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

14時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規君の一般質問を許します。

遠藤議員。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

令和2年第1回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は次のとおりです。

1件目、オリンピック・パラリンピック開催に向けた対応について。

2件目、マイナンバーカードの普及促進とマイナポイント事業について。

3件目、子育て支援拠点の水害時の安全性について。

以上、3件でございます。

町長及び教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、1問目、オリンピック・パラリンピック開催に向けた対応についてということで質問をいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピックがいよいよ開催されます。昨年の6月議会でも、同じテーマで質問をさせていただきましたが、昨年の質問では、町内の児童・生徒たちに向けたオリンピック・パラリンピックの観戦の機会の提供ですとか、そのオリンピックの雰囲気地域としてどう盛り上げていくのか、また、官民連携での取組があるのかというようなことをお伺いしました。その際の回答として、今後、県と連携をして対応を協議していくということでございました。

いよいよオリンピック・パラリンピックが始まります。隣の伊豆市においては、7月から8月にかけて、自転車競技が始まります。マウンテンバイクの競技が7月に、トラック競技が8月に、パラリンピックのトラック競技が同じく8月下旬にということで予定がされております。

日本国内では、自転車競技というとてもマイナーなスポーツというイメージがございま

すが、ヨーロッパなどではとても注目の高い有名な競技となっており、外国人の観戦者も多く来日することが期待されております。

この辺りを背景にいたしまして、質問をさせていただきます。

1件目として、観光の町としてオリンピック・パラリンピックに向けたインバウンド対策はどのような対応を実施するのか。

2件目としまして、町内の児童・生徒のオリンピック・パラリンピックへの観戦の取組はどのようなことになっているのか。

以上、2点の回答を求めます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員のお尋ねのオリンピック・パラリンピック開催に向けた対応ということで、特にインバウンド対策、あるいは児童・生徒のオリンピック・パラリンピックの観戦についてお答えしたいと思います。

その前に、現在、新型コロナウイルスの関係で、オリンピックの開催が大変論議されているわけでございますけれども、私どもとしては、伊豆市でオリンピックが行われるということは一生に一度あるかないかのことでございますので、ぜひとも開催に向けて、関係者にご努力をお願いしたいと思っております。

それでは、お答えします。

インバウンド対策でございますけれども、特にインバウンド対策としては、町独自では対策は考えておりません。

ただ、2020年、2020大会の観戦客のおもてなしガイドの作成を協議会では考えておまして、コンセプトとしては、令和2年度当初に関係市町20市町のお楽しみガイドとして作成する予定でございます。そのほかにも、インバウンドに限らず、県を中心とした協議会の中で、検討されているものもありますので、担当課であります教育委員会事務局長より答弁させます。

それから、2つ目の町内児童・生徒のオリンピック・パラリンピックの観戦についてでございますけれども、この辺についても教育委員会事務局長より答弁いたします。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、まずインバウンド対策というか、県の取組、県と併せた取組といったことを説明をさせていただきたいと思っております。

静岡県及び東部地区の20市町で構成されている東京オリンピック・パラリンピック自転車

競技伊豆半島東部地域首長協議会の令和2年度の取組について申し上げたいと思います。事業としますと、東京2020大会への住民参加の促進、それから来訪者へのおもてなし強化と情報発信、それからサイクルスポーツ文化の普及と定着の取組とされております。

東京2020大会への住民参加の促進では、組織委員会事業の推進、それから20市町一斉清掃の実施によるおもてなし環境づくり、それから住民参加による機運醸成事業等がございます。

また、来訪者へのおもてなし強化と情報発信として、先ほど町長からありましたおもてなしガイドの作成、それから都市ボランティアとの連携を予定しております。

サイクルスポーツ文化の普及と定着として、レガシーの収集と活用、それから観戦やイベント等を通じたサイクルスポーツへの一層の理解、促進、また、パラリンピックを通じた共生社会への理解の促進といった取組が予定されております。

次に、町内の児童・生徒のオリンピック・パラリンピックの観戦の関係について申し上げたいと思います。

町長の施政方針の中でも述べておりますが、オリンピック・パラリンピック関係については、町内3小学校5、6年生を対象に、新国立競技場で行われるパラリンピックの陸上競技の観戦を予定しております。現在は県で取りまとめが終わりまして、県では東京2020組織委員会からの回答を待って、市町へ通知するとされております。

会場観戦を通じた中で、スポーツのすばらしさ、それから世界中の人々との交流することの楽しさの体験、それから一生の財産として、心に残る機会になればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答をいただきました。

子供たちが、オリンピック・パラリンピック、パラリンピックの陸上競技を3小学校の5年生、6年生が国立競技場へ見に行くということで、なかなか国立競技場のチケットは本当には取れないというお話をよく伺いますので、よくチケットが取れたなというふうに思うところです。

インバウンドについての対応というところで、町独自ではなく20市町で協力をして行っていくというようなことでした。

昨年のラグビーワールドカップのときなんかもそうなんですけれども、海外から多くの方が来日して、応援に来て、国内の多くいろんな所を観光して回って、経済効果もとても大き

かったというふうな話をよく伺います。ぜひせっきくの機会ですので、世界中の方々にこの河津町のみならず、賀茂郡伊豆南部全域を少しでも見てもらって、興味を持ってもらえるような取組をしていただけたらありがたいというふうに思います。

私自身、昨年のワールドカップでは、商工会青年部の事業の一環で、エコパスタジアムへ実際に試合を見に行きまいました。そのときに、本当に多くの外国人の観戦者が来ていて、その観戦に来ていた外国人の方々と試合を見に来た国内の中学生、高校生の方々がラグビーを通じての交流というんですか、そういった交流をあっちでもこっちでもしているという様子を目の当たりにいたしました。

オリンピック・パラリンピックの日本開催というのは、これそうそうあることではないというふうに認識しております、それがまた隣町で自転車競技が開催されるなんていうのは、それこそ一生に一度ないぐらいの確率の機会かと、今回、河津町の子供たちに関しては、パラリンピックを国立競技場に見に行ける、これも一生に一度あるやないやというような機会だというふうに思います。せっきくのこういったチャンスなんで、町内の子供たちに対して、国際交流の機会というのをしっかりと設けて、教育の機会として使うといいますか、世界の広さを知っていただくといいますか、そういった国際交流の機会を設けてはどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 遠藤議員の国際交流の取組でございます。

国際交流は、子供、大人を問わず、これから大事なことであることは間違いありませんし、特にオリンピックを通して、選手などを通して、事業についても考えられるわけですが、実際、選手を通してというのはなかなか交流が難しいかというふうに思います。その中で、競技ですとか、外国人の訪問者受入れ対応、あるいは外国人に子供たち関心を持ってもらうとか、そういうことは大変大事ではないかと思っておりますし、町内でもそういうことを含めて、ぜひ国際交流の取組をこれからも進めていったらいいのかと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） せっきくの機会ですのでぜひ生かしていただいて、国際交流の取組、子供たちに世界を知ってもらうというようなところで取り組んでいただきたいと思います。

下田市で聖火リレーを行うということで、ちょっとどうも距離は短いという話なんですけれども、聖火リレーを行う。隣の伊豆市では自転車競技を行う。河津町の子供たちは新国立

競技場へ行って、パラリンピックを見るということで、これだけのものも日常生活とかにおいて、そうそう触れる機会のないものすごい貴重な機会だと思うんですけども、この聖火リレーって一体どういうものなのか、何で行うのか。

例えば、伊豆市で行う自転車競技をただ、ぐるぐるぐるぐる回っているだけではなくて、そこには一体どういう競技で、どういうルールがあるのか、パラリンピックも通常学校で行う陸上競技、体育の授業で行う陸上競技とはまた違って、パラリンピックということで機材を使って競技を行ったりとかといって、いろいろあると思うんですけども、観戦に行くにしても、それが一体どういうものなのか、予備知識といいますか、そういったものを知っていて見に行くのと、何も知らずに見に行くのでは、見た後の経験値というのかそういったものが全然変わってくるのかと。

聖火リレーもただ何となく棒を持って走っているというのではなくて、そもそもこの火はどこから来たのか、何でそんなことをやっているんだということを知って見るのとは、全然違うのかと。自転車競技も何となく自転車がぐるぐる回っているのではなくて、こういったルールで、こういったタイミングで仕掛けてというようなものを知って見るのとでは全然違うのかと。

パラリンピックも、車椅子でマラソンをとかといってありますけれども、それによってどういった違いがあるのかとか、そういった基礎知識的なところというのをしっかりと知ってから臨むというのが、よりよい機会をつくるのかというふうに思います。

その辺りを考えますと、事前学習の機会というのはすごく重要になろうかと思えますけれども、その辺りの回答をお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 事前学習の関係でございます。

実際子供たちが、特に小学校6年生がパラリンピック、東京国立競技場で見えるわけがございますけれども、特にその観戦する競技ですとか、あるいはオリンピック・パラリンピックについて、事前を含めて、競技を通して理解を深めることは大変大事だと思っております。

特に、今回の場合は、サイクルスポーツということだと思いますし、最近、伊豆半島でも矢羽根というか道路に青い印があって、大分ついていて、サイクルスポーツの愛好者が多いのかという感じもしておりますし、1つのオリンピックのことがきっかけとなって、このサイクルスポーツの聖地として、伊豆が注目され始めてきているのかとも思っております。

それと、そういうことがあって、私自身もトライアスロンの大会なんかで、障害者の方が

2人乗りの自転車に乗られたりすると、やはりそういうことも関心が出てきたり、先日も沼津市で200日前イベントで、伊東の杉村さんなんかも来ておられましたけれども、ボッチャという競技を实际体験してもらって、そういう中で、特に障害者とどうやって暮らしていくのかとか、サイクルスポーツとしてこの意見もあるんだということも理解を深めるということで、そういう面では、徐々に徐々にですけれども、伊豆半島全体がそういう雰囲気が出ているのかという感じもあります。

特に、今後、サイクルスポーツの一層の理解促進ですとか、特にパラリンピックを通した共生社会の理解の促進など、体験などを通して、特に子供たちには進めていきたいと、そういうふうには思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答いただきました。

せっかくの機会なので、子供たちに一生の思い出になるような、人生の何かのきっかけになるようなすばらしいオリンピック・パラリンピックにさせていただけるように、万全を尽くしていただけたらありがたいというふうに思います。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

マイナンバーカードの普及とマイナポイント事業についてということで質問をいたします。

5年前の2015年10月からマイナンバーの運用がスタートしまして、翌2016年1月からマイナンバーカードの発行がスタートしております。

全国のマイナンバーカードの交付数なんですけれども、昨年9月16日の時点で、1,783万枚、全人口の14%ということになっているそうです。

町内のマイナンバーカードの発行率はどの程度になっているのかということをお伺いします。

また、今年7月からマイナンバーカードを使ったマイナポイント事業というものの申込みが始まります。このマイナポイント事業というのをちょっと調べてみますと、キャッシュレスでチャージを行ったり、買い物を行ったりするとマイナポイントとして金額の25%、上限5,000円分が返ってくるというような事業なんですけれども、そのマイナポイント事業の制度の仕組みですとか、マイナポイントの習得や利用までの流れといったものが分かれば説明をお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、マイナンバーカードの普及促進と、マイナポイントの関係

でございます。

総務省では、現在、マイナンバーカードの普及促進、あるいは利活用を進めようとして、現在の制度から数々の施策を行いまして、利用拡大を図るというものでございます。

町内の発行率につきましては、後ほど、担当課長より答弁させます。

また、マイナポイント事業については、議員が説明がありましたけれども、これについても担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） マイナンバーカードの発行状況について、お答えします。

まず、マイナンバーカードとマイナンバー通知カードの区別について触れさせていただきますが、マイナンバーカードとはマイナンバーのほかに、氏名や住所、顔写真、ICチップなどが記載されている公的な身分証明書で、申請して取得できるカードであります。

また、通知カードは、平成27年に町から送付しましたマイナンバーをお知らせしたのみのものでありますので、通知カードとマイナンバーカードとは別物となっております。

そのマイナンバーカードの発行状況ですが、遠藤議員例示の19年、令和元年9月時点では、12.9%でした。これは平成31年1月1日人口7,287人に対し941件の発行でした。

また、最新の集計で2月時点となりますが、こちらは1,014件の13.9%の発行状況となっております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） マイナポイント事業の関連でございます。

先ほど、遠藤議員のほうからもお話がありました大枠の内容と同様ということでございます。今の国会で成立が前提ということで進められているというものでございます。

マイナンバーカードの普及拡大、キャッシュレス決済の促進を目的に進めているというものでございます。対象事業者のスマートフォン決済や電子マネーで入金や決済をしたマイキーID取得者に対して、マイナポイントが付与されるというものでございます。

プレミアム率は、チャージ額、または購入額の25%で、上限が5,000円分までということになっております。

マイナポイントはご自身でご利用したいキャッシュレスサービスを1つ選択をしていただきまして、今年の7月から来年3月末までの期間中に、パソコンやスマートフォンからのお申込みをしていただくこととなります。

仮にパソコン等がお持ちでない方の対応としましては、役場の担当課のほうで申込みの手続をさせていただくというようなことで、概要として、今、伺っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 説明をいただきました。

今年の7月から3月末までの間に、携帯電話とかパソコンを使って登録をしてということなんですけれども、そもそもマイナンバーカードがないとこのマイナポイントはもらえないということで、そう考えるとマイナンバーカードを早急に申請をして手元に置かないと、そもそもこのマイナポイントから対象外になってしまうというんです。

現状では、13.9%の方しかまだ町民の方持っていないということで、このマイナンバーカードのメリットとして、よく言われるものの中にコンビニ交付というものがあります。どうも河津町では、現状このコンビニ交付というもの対応していないということなんですけれども、マイナンバーカードを利用して、町が発行する証明書、住民票の写しですとか、印鑑証明、そういったものが全国の郵便局ですとか、コンビニですとか、そういったところのマルチコピー機などで取得ができるサービスということで、また住まいの市区町村と本籍地の市区町村が異なるといった方の場合は、事前に申請することで戸籍証明書なども取得できると、さらに受付時間が原則として朝の6時半から夜の11時まで、土日、祝祭日を問わずに発行できるということで、とても利便性が高い仕組みなのかというふうに思います。

現在では、これを実施している市町村が全国で700を超えているということなんですけれども、これに対応するかしないかというのは、とてもマイナンバーカードのメリットとして、それを生かす生かさずに直結するのかというふうに思うんですけれども、今後、このコンビニ交付というものを河津町として実施する予定があるのかというところをお伺いできればと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） コンビニの交付が、マイナンバーカードでしやすくなるということで、利活用を図るという点では確かにあるかと思います。ただ、以前からその費用対効果も含めていろいろ検討している面もございますが、後ほど、担当課長より答弁させますが、やはりどちらが先かという問題もあります。マイナンバーカードを先に多く増やしていくのか、それともコンビニ交付の制度を先につくるのかという問題もありますが、そんないろんなこと

を考えて、前からいろいろ検討しておりますので、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） コンビニ交付について、お答えします。

コンビニ交付につきましては、先ほど町長からありましたように、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の事項証明書の導入の可否について、調査した経過があります。

町長からもありましたが、結果として導入に至っておりませんが、今後、マイナンバーカードが普及すれば、それだけ証明発行の利用の増加が見込めますので、情報収集して、導入の可能性の検討を続けたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 検討をされていると、そのメリットのほうも町としては把握しているけれども、現状そのマイナンバーカードを使って、発行する可能性がある方が1,014名しかいないということで、せっかくマイナンバーカードの有効な使い方の1つなので、今後、もし増えていった場合には、ぜひ検討を実装していただきたいというふうに思うのですけれども、先日、厚生労働省の保険局長を務める濱谷氏の講演を伺った中で、マイナンバーカードの新たな機能ということで、来年2021年の3月から健康保険証としての機能が追加されるというお話を伺ってまいりました。そうなりますと、現在、定期的な更新が必要な健康保険証の更新の必要がなくなる。高齢受給者証ですとか、高額医療費の限度額認定証、こういったものの書類の必要もなくなると、メリットがいろいろあるんだというようなことでした。

現在、分かる範囲で、この保険証の機能が、マイナンバーカードに統合されていくとどういったことになるのか、保険証で全て切り替える、保険証を持っている人たちは、全部保険証がなくなって、マイナンバーカードに切り替えていかなければいけないというようなことになるのか、そういった辺りの説明をお願いできればと思います。

マイナンバーカードの交付には、現状でも1か月ほどかかるというふうに言われております。私自身もマイナンバーカードの申請を行いまして、それこそ先週、マイナンバーカードを手に入れることができました。この質問をする前には、手に入れたいというふうには実は思っていたんですけれども、ぎりぎり間に合ったかと。ただ、マイナンバーカードの申請を携帯電話から今、できるんですけれども、スマホで登録をして、通知が来るまでにやはり1か月以上かかったというふうに認識しております。

マイナポイントの事業というのが、これから大々的に始まっていくというふうになります

と、もちろんそのマイナンバーカードの登録があって、マイキーIDを申請をしてということをやらないと、このマイナポイントはもらえないということになると、当然現状よりもマイナンバーカードを発行する方が増えようかというふうに思います。そうすると、なおのこと1か月、今かかっているのが、発行に時間がかかって、混乱が予想されるのではなかろうかというふうに思うんですけれども、町として、このマイナンバーカード発行、促進の取組というのは、現状どのようになっているのかお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 2点あったと思います。

1つは、健康保険証機能についてとマイナンバーカードの推進の取組ということだったと思います。

まず、健康保険の機能についてでございます。これはお話としては伺っております。

ただ、まだやり方といいますか、制度的にどういうふうになるかという、詳しいところは聞いておりませんが、また、担当課長のほうから現在の状況を答弁させたいと思います。

特に保険の機能のところ、保険者といいますか、その主体となっているところがどこなのかという、いろんな団体があるものですから、その辺の機能がどうなっていくのかというのも、ちょっと私としては心配なところもございますけれども、その辺も含めて、今後の促進が図られるものと思っております。

それから、発行推進の取組でございます。議員おっしゃるように、マイナポイントの関係で大変時間がかかるという話もあります。それだけではなくて、やはりいろんな機能を国としては付けて、マイナンバーカードの普及というものを促進したいという面もあってやっているかと思えます。そういう面では、一つマイナポイントというのは、一つのきっかけになっているのかと思えます。

ただ、従前からまたセキュリティーの問題なんかも意識する人もいるものですから、一概には言えませんけれども、ただ国の方針としてはぜひ進めたいということでございますので、ぜひとも町としてもマイナンバーカード発行推進についても取組たいと思っております。こちらについても担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私のほうから健康保険証機能について説明をさせていただきます。

まずは、マイナンバーカードへの健康保険被保険者証機能の追加についてでございますが、

国では、令和3年3月を目途にマイナンバーカードによるオンライン資格確認等システムの導入を進めているところでございます。当諸システムが導入されることによりまして、医療機関等での医療保険の資格確認が迅速に行われることとなります。

しかし、短期保険証の取扱いとか、保険者間の資格の確認等、様々な課題が浮上をしてきているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、町としましては、令和2年9月頃までにシステム改修作業を完了いたしまして、運用テスト、資格用データの初期登録を経て、利用希望者につきましては、初回登録処理を行っていただくこととなります。

また、医療機関におきましては、令和2年夏頃から随時カードリーダーを導入いたしまして、システム改修等を行い、令和3年3月から利用開始となる予定でございます。

しかしながら、当面の間はマイナンバーカードと保険証の併用での利用になると説明を受けているところであります。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 発行推進についてお答えします。

今後も議員ご質問のマイナポイント制度や保険証機能など利用方法が格段に増え、住民の皆様にも身近なカードになっていくものと考えております。

また、マイナンバーカードの取得は、議員からもご指摘ありましたが、申請書に証明写真を添付して郵送するほか、現在ではスマートフォンからも申請ができるようになりましたが、今後は申請が増えることが予想されまして、また、申請から1か月以上かかることも見込まれております。

現状としましては、ホームページや広報で周知等図っておりますが、引き続き早めに手続されるよう、広報、回覧を通じて、情報発信をして周知を進めてまいります。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） いろいろ健康保険証をそこに実装していくと、問題も上がっているというようなお話なんですけれども、とりあえず国としてもそういう方向でやっていくというのは変わらないわけですね。

マイナンバーカードを使って、いろいろ利便性が向上していくというのは、流れとしてこれはもう後ろに下がることはないのかというふうに思いますので、せつかく便利なカードで、

なおかつ今回マイナポイントというキャッシュバック制度やなんかもそこに加わってという機会なので、ぜひ多くの方に早めに対応をして促していただいて、この機会にマイナンバーの普及率というものをしっかりと上げていただけたらありがたいのかというふうに思っています。

続きまして、3件目の質問へ移らせていただきます。

子育て支援拠点の水害時の安全性への取組ということで質問をさせていただきます。

子育て支援拠点に関しましては、賀茂郡内では河津町と松崎町だけが現状ないというような状況で、河津町においても早期完成が望まれる施設だというふうに認識をしております。

1月に行われましたまちづくり事業町民説明会の中でも、子育て支援拠点についての説明がございました。

ただ、参加された方が102名ということで、思ったより参加された方が少ないのかというふうに感じた次第でございます。

現在行っている基本設計に基づいて、施設の概要と併せて安全性への取組についても説明をいただいたわけですが。

また、議員説明会の中でも施設の説明などをいただいたわけですが、さらに安全性の根拠といった部分について、質問をさせていただきたいと思います。

町のガイドブック、防災ガイドブックの中に、河津川浸水洪水想定区域マップというものがございます。今日、町の防災ブック持ってきたんですけども、この防災ガイドブックの中のこちらのハザードマップ、河津川浸水洪水想定区域マップということで、全家庭にお配りされている資料だというふうに思うんですけども、この想定マップを見ますと、上と下に2つ想定マップが掲載されております。片方のマップを見ますと、建設予定地が浸水域外となっておりまして、上のほうのハザードマップを見ますと、建設予定地が浸水域内というふうになっております。

この想定が、町の説明の中にある安全性の根拠になっているというふうに認識しているんですけども、この2つのマップは一体何が違うのかという詳細な説明と、なぜわざわざ2つの浸水マップを作って、ここに掲載されているのかというようなところを説明を求めたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、子育て支援の拠点の水害時の安全性の取組について、議員おっしゃるように予定をしているところの子育て支援施設につきましては、浸水区域の中に

あるということで、それも2つあるということで、片方は浸水区域外で、1つは浸水区域内  
ということですので、その内容につきましては担当課長より答弁します。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 町の防災ガイドブックの河津川洪水浸水想定区域マップ、こちら  
に2種類の洪水浸水想定区域が記載されているということのご質問でございます。

こちらに関しましては、2級河川河津川の河川管理者、こちらは静岡県になります。こち  
らが平成31年3月29日に公表をいたしました洪水浸水想定区域図、こちらを基に作成をして  
おります。この公表には2種類が示されております。

1つ目でございます。こちらに関しましては、河川改修を行う際の計画規模、こちらの降  
雨に伴う洪水による浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を表示したも  
の。こちらが計画規模のマップとなっております。こちらに関しましては、旧来の水防法に  
基づきまして、河川改修等の計画の基本となりますもので、おおむね50年に1回程度の確率  
で発生いたします規模の洪水を想定をしたものとなっております。

もう一つでございます。こちらは全国を15地区に区分いたしまして、地域ごとの実績最大  
雨量を定め、河川河津川の流域面積との関係から算出した雨量でございます。想定し得る最  
大規模の降雨に伴う洪水によりまして、浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定され  
る水深を示したものの、これが想定最大規模のマップとなっております。

それぞれが洪水を想定する際の雨量の数値が異なっております。河津川流域におけます18  
時間の降雨量、これを計画規模では269.9ミリ、想定最大規模では729.7ミリで算定をしてお  
ります。

以上によりまして、おおむね50年に1回程度の確率で発生いたします規模の洪水を想定し  
たものと、想定し得る最大規模の洪水を想定した2種類を掲載したものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） この地図でいうところのこの下の浸水域が狭いやつというのが50年に  
一度の想定、この浸水域が広いやつというのが想定外を想定してあるというような、津波の  
レベルツームみたいな扱いということですよ。

この想定なんですけれども、何の前触れもなく突然発生する津波ですとか、地震ですとか、  
そういったものと比べますと、そもそもこの洪水が発生するという場合は、その前段に必ず  
大雨が発生するわけで、水害というものを考えますと明確に予想が立てやすい、天気予報で

も何ミリぐらい降りますというようなことをしっかりとやった上で、雨が降って水害が起きるといふふうに認識をしているわけですが、たかが大雨、そんなことは早々ないよといつて侮った結果、被害が出るパターンが多いのかといふふうに認識をしております。

昨年の台風19号のケースなんかを見てみましても、朝日新聞の記事なんかですと、堤防の決壊が起きた7つの県に取材したうちで、50.7%に当たる5個の県、36の河川で、浸水想定区域図が作られていなかった。町役場周辺が大規模に浸水してしまったという宮城県の丸森町というところでは、決壊した河川の全てが浸水想定区域図がそもそも作られていなかったというような話がございします。

洪水ハザードマップに関していろいろ調べてみますと、洪水時に水が堤防を超えるそういった想定がされた浸水深というのが、どの地点から水が超えていくのか、こういったものを様々に変えてシミュレーションをいろいろやった実績に基づいて示されていると。一度堤を超えてしまった水というのは、どこに流れて行って、どこに溜まっていくのかというのは、おおむね地形によって決まってしまうので、堤防が決壊した際の浸水範囲というのはかなりの確率でハザードマップに一致するというふうなことが、調べたら書かれておりました。

実際に、昨年の19号では、ふだん大雨が降らないといった地域にかなり多くの雨が降って、浸水したわけですが、北陸新幹線の水没をしたところに関して調べてみましたら、その北陸新幹線の基地があった自治体の想定浸水域として、水があそこは来る場所なんだということがもともと指定されていたという話がございします。

その辺りを考慮しますと、この河津町で用意されている2枚の洪水ハザードマップ、これはかなり想定として精度の高いものとして見ていいのかといふふうに思うんですけども、この町の洪水想定というものを前提にして、子育て支援拠点の設計に当たって、どのような安全性の確保をした設計を行っているのか、また、その施設に対してどういうふうな取組を行っていく予定なのかといったようなところの説明を伺えたらと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 子育て支援施設の災害発生時の安全確保の取組でございします。

この施設につきましては、災害時の親子の避難施設機能も併せて考えております。

議員がお尋ねの想定についての対応でございしますが、配慮するよう、現在、基本設計の中でも考慮しております。詳しくは、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私からは施設の安全対策について、説明をさせていただきます。

す。

静岡県が発表している河津川洪水浸水想定最大規模、最大浸水深の数値は建設予定地では50センチから1メートルと想定をされております。よって、建設に当たっては、現地盤高より1メートルかさ上げして、建設をする計画を考えてございます。

また災害時、避難施設に活用できるよう非常用電源装置を含め、洪水発生時にも施設の機能維持ができるよう機器の配置を考慮した建設計画を策定する予定でございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 想定浸水深が50センチから1メートルで、その1メートルを超える地盤の高さから上に建屋が建てられるということで、先ほどの質問でもちょっとお話をさせてもらったんですけども、この洪水のハザードマップに関してはかなり精度が高いということが、全国的にいろいろ調べていくと分かるんです。

逆に、この最大浸水深というもので表示されている被害想定というものを、これちょっといろいろ調べてきますと、学者さんによっては想定が厳し過ぎて、そこまで厳しく想定しなくてもいいのではないかと言っている学者もいるぐらい、かなりしっかりとした厳しい想定外を想定したハザードマップになっているというふうに思いますので、早々この50センチから1メートルというところに水も来ないかもしれないということも思うんですけども、さらにそこを確保した上で、その上に安全な建物を造るということであれば、施設としてはかなり信頼のおける安全な建物になるのかというふうに思います。

避難をした先で、一時的に過ごすにしても、その施設、設備というのは、ある程度整ってないとならないのかというふうに思いますので、ぜひその辺をしっかりと作っていただけたらありがたいというふうに思うんですけども。

昨年の台風19号のときに、私自身、家族で子供を連れて避難をさせてもらったんですけども、そのとき感じたところとして、子供を連れて公の避難所へ行くというのが、なかなかちょっと親として思いとどまってしまうところがあるといいますか、特に未就学児の方を持っている場合、赤ちゃんがいる場合というのは、通常と違う環境に子供が行くということになりますので、どうしても泣いてしまったりとか、そういう状況になってしまう。そうすると、いろんな方がいるところに避難をするというのは、泣いて迷惑をかけたらどうしようとかというのを考えると、どうしてもためらわれるというふうに思いました。

さっきの説明会の中でもありましたし、町長も先ほどおっしゃっていたんですけども、

ここの子育て拠点に避難場所としての機能を設けてはというようなところでお話があったんですけども、ぜひそういった機能があると、小さい子供を連れて避難をするということになると、なかなか回りに迷惑をかけたら嫌だというふうに思ってしまう方って、これ多分全国的にも多いんじゃないかと思imasuので、すごくいい考えだというふうに思imasu。

基本設計段階ということで、施設の面、ハードの面というところから、いろいろまだそういう避難機能を持たせるというところで工夫のしようもあろうかと思うんですけども、そういう面はどういうふうに考えているのかというところを説明いただけたらと思imasu。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 避難施設としての活用と申しますか、そういうことでござimasu。

議員の皆さんには、この11日に詳しい基本設計の内容でお示ししたいと思imasu。

その中で、私も昨年の台風のときの保健センターの避難所としての使い方を見ておimasuと、やはり1階部分広いところは健常者と大人の方がいて、あとはお年を召した方はベッドのあるところにいたり、2階がお子さん連れの方たちにご利用してもらってる、仕分けをして一応対応をしたことあります。

その中で、せっかくこの施設ができるんだしたら、親子の方たちが子育て支援施設の中で避難されることが一番いいのではないかという思いで、避難施設を兼ねて、こういう施設をつくったらどうかと思imasu。

その中で、若干お金はかかりますけれども、今、計画の段階では、例えば屋上に避難する場所をつくったりとか、万一のことを想定して、あるいは自家発電装置も付けようと、当初は予定してなかったんですけども、そんなことも考えたり、そんなことを含めて、今、基本設計が大体でき上がってきたので、また、議員の皆さんにはお示ししたいと思imasu。

詳細については、担当課長より答弁させますので、よろしくお願imasu。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、子育て世代向けの避難所としての機能ということで、説明をさせていただきます。

町長からも話がありましたとおり、昨年の台風19号時の避難者におかれましても、乳幼児を連れての方が健康福祉センターへ避難をしまいらした。その方々については、ほかの方とは別に和室に避難いただきまして、隣接する調理室のミルクの対応や優先トイレ等の活用ということで行っていただきました。

建設予定の施設につきましては、子育て支援施設ということでありまして、災害時につきましては、多目的室や保育室に一時避難をしていただく想定でございますが、その他給湯調理室、授乳室、一時預かり室、静養室、子供専用トイレ、簡易沐浴施設などを計画をしております。母子等の避難生活では、それらの機能を有効に活用をいただけるものと思われま

す。

また、想定外の事態におきましても、先ほど町長からも申しましたとおり、屋上への避難をできる対策も計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） そもそも想定外を想定して作ったハザードマップの上に、安全性を考慮して作った上に、さらに想定外の想定外を想定して、その屋上にも避難ができるようにするというので、用意周到に子育て拠点として整備をしていただけるのかというふうに思うのですけれども、去年の台風の避難が、過去河津町で始まって一番避難者も多かったというようなところもあるので、どうしても台風とか立地的にも河川というところに目が行きがちなんですけれども、南海トラフの大きな地震や何かが発生したというふうなことになりますと、部分的に南海トラフが全部一遍ではなくて、部分的に地震が発生して、連動でまだ起きるかもしれないというふうなときには、事前に避難しなさいというふうな指示も出ようかと思うんです。そういったときに、自分のうちに避難をしているよりは、ここへ避難したほうがいいのではないかというふうな避難所としての使い方、大きな地震があった後に、小さな子供たちがいる世帯の方々が、家にはいられないといったときに、学校へ避難しなくては行けない、だけど学校にはいろんな人がいるから泣く子供を連れて行きにくといったときに、安心して子供たちを連れて避難ができる建物があるというのは、子育てをしている小さな子供を抱えている親としてはすごく心強い施設になろうかと思えます。

ぜひ水害に限らず、震災に限らず、津波に限らず、いろんな局面で有事の際には子供を連れていける施設であって、日常には子供たちをそこへ預けることができる施設であってということで、多目的に使える未来を見据えたプラスになる施設になるように、設計等々取り組んでいただいて、一日も早く完成をしていただけたらありがたいというふうに思います。

パラリンピックを東京の新国立競技場へ見に行けるということで、決まったということなんですけれども、いかんせん、今、先ほど町長もおっしゃっていましたが、コロナウイルスの件でまだどうなるか分からないというふうな話ですけれども、ぜひ行けるような前提で準

備だけはしっかりとさせていただけたらありがたいと思います。

その辺りをお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規議員の一般質問が終わりました。

15時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（土屋 貴君） 1番、大川良樹君の一般質問を許します。

大川議員。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川良樹でございます。

令和2年河津町議会第1回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、令和2年度当初予算編成方針について。

2件目、ふるさと納税企業版を活用した企業投資と企業社会貢献活動（CSR）受入れについて。

3件目、観光振興施策、着地型観光について。

以上、3件でございます。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

まず、1件目、令和2年度当初予算編成方針についてお伺いします。

3月議会は、予算議会と言ってもいい議会なので、昨年11月に、町長名で各課長宛てに出された令和2年度当初予算編成方針を読み返しました。その中の冒頭、町長というか国の方

向性として、地方行財政改革について、こう述べております。国は、今後の人口減少に対するためにも、地方自治体の業務改革と新技術の活用を通じた、利便性の高い次世代型行政サービスへの転換を積極的に推進すると同時に、歳出効率化等に前向き、具体的に取り組む地方自治体を支援するとしている。

さらに、広域的に連携する事業に取り組む自治体への、地方財政措置の拡充も検討されている。

町長がというよりも、今後、国の取組として、ここで言っていることと思います。

私なりに要約すると、人口減少が進む中、これから何もしない自治体にはお金を出しませんよ、分けませんよ、広域で物事を進めていかないとお金を出しませんよと言っているようにも思います。

さらに、町におかれては、第1章、基本方針、歳出全般の見直しで、各事業の実績と成果を冷静に評価し、限られた財源の中で、有効性と効率性の観点から事業の再構築に努め、最少の投資で最大の効果を発揮できるよう、歳出全般の見直しを図ること。

また、目的や完了、変更された施設について、廃止を含め検討すること。

ここで伺います。

歳出全般の見直しで、この目的や完了、変更された施設というのは、私の中では学校統合であったり、商工会、コミュニティセンター、七滝観光センター等が思い浮かんだのですが、具体的にどの施設、どのようなこと、どのような内容の見直しを指しているのでしょうか。

2、重点テーマの設定ということで、5つの重点テーマを挙げております。

- (1) 防災・減災対策の推進。
- (2) 子育てや教育環境づくりの推進。
- (3) 産業振興の推進。
- (4) 公共施設の維持、延命化対策の推進。
- (5) 事務の効率化と補助制度活用による財源確保と今までの町民説明会や町長の公約を実現化、着工へ移す年といっても過言ではないように思います。

ここで伺います。

人口減少、固定資産税の減少など、歳入の確保厳しい中、また、それら事業を推し進めるためにも、財源確保は町の努力次第で増やすことのできるふるさと納税、先日の全協でも伺ったのですが、今年度は1億円にまで迫る実績、また、来年度予算では1億円を超える予算を組んでおり、どのようなふるさと納税の拡充と具体的な方策があるのか。

歳出の面でも、地方自治法、公務員法の改正による来年度より会計年度任用職員の制度が導入されます。

8月の全協でも、総務課長よりご説明いただいたのですが、来年度より現在働かされている臨時、非常勤職員を会計年度任用職員として、来年度より国による雇用制度の変更が行われ、歳出の面でもかなりの増額になるということでしたが、会計年度任用職員は常勤職員と勤務時間の同じフルタイム職員と、常勤職員より勤務時間の短いパートタイム職員と分けられますが、それぞれ現在の臨時職員が来年度フルタイム、パートタイムの会計年度任用職員となる人数は。

また、それ以外の臨時、非常勤職員の対応は、それにより来年どのぐらい人件費の高騰が見込まれ、全てが交付税措置されるのか、町の負担というか持ち出しはあるのか。来年度予算について、歳出の見直しと来年度事業推進のため、歳入確保について、また、歳出の部分の会計年度任用職員についてお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の質問について、主に令和2年度の当初予算編成方針について、歳出見直し、あるいは歳入の確保、会計年度任用職員についてのこの3点だと思います。順を追って答弁したいと思います。

まず、歳出の見直しでございますけれども、昨年11月に各課長宛てに、私の名前でそれぞれ予算の編成方針を示しました。その内容を大川議員が質問の中で言っているとおりでございます。特に私は、5つの重点テーマを絞って指示をしております。

その中で、今年の1月に入り、予算編成等で、特に令和2年度は大きい事業があるものですから、その中では、予算査定と申しますか、そういう予算審査の中では大変厳しい審査をさせていただきました。これについては、職員にもやはり大きい事業をやるときにはやはり我慢してもらわなければならない、併せて町民の皆さんにもそれをしてもらうということは大事ではないかということで、各種団体の補助金等についても、人数とあるいは実績等を見て、厳しく査定をした現実もございます。そういうことで歳出については、厳しい予算の査定を行ったということでございます。

具体的なものでございます。国の方針に従いまして、議員がおっしゃるように、町の現状や今後の自治体経営を考えたときに、今までのような考えではなくて、それぞれの施設などを見直しも図ることから、その見直しが求められているとそういうふうに思っております。

そういう中で、議員がお尋ねのように、各種施設の問題もあるわけでございますけれども、

特に耐震化の問題などを考えたときに、残す施設か、残さなくてもよい施設かなどと選択をする必要が迫られております。そういう中で、コミュニティセンターですとか、七滝観光センター施設についても、利用率なども考えまして廃止や継続の判断を行ってきております。それぞれの施設で補助金返還ですとか、あるいは廃止の場合などのときの解体などについても、補助要件などもございますので、一律には、一概には決定できないものもありますが、今後も効率的な行政運営していかなければならないとそういうふうにも思っております。

また、全体については、後ほど、関連して担当課長より答弁させます。

2つ目の歳入の確保でございます。これも5つの重点テーマでも補助金等の活用ですとか、いろんな見直しについて指示をしておりますが、財源確保につきましても、事業を行う上で大変重要な問題でありまして、その中で、特に私はふるさと納税制度、このことについては、私たち町にとって財源確保の有力な制度でありまして、活用を大いに図り進めていく必要があるとそういうふうにも考えております。

今年度も返礼品のお願いや工夫などで、大きく納税額を増やしてございまして、先ほども答弁でいたしました。予算の8,000万円を上回る約9,500万円ぐらいのふるさと納税の額になるのではないかと期待しております。

令和2年度も返礼品の商品開発に力を入れるために、商工会に地域づくり協力隊を1名派遣をして推進すべく、現在、隊員を募集中であります。さらに納税が増えることにより、町はもちろん返礼品納入事業者も恩恵を受けることができますので、強力に進めたいと考えております。また、将来は民間委託制度、あるいはアウトソーシングなども活用して検討したいと思っております。

それから、3つ目の会計年度任用職員につきましても、これは国の働き方改革の一環として、地方自治法ですとか地方公務員法などの改正によりまして、雇用制度が、議員お尋ねのように、臨時職員については4月より変更となります。そういうことで、お尋ねの対象人数等の3点について、担当課長よりそれぞれ答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、まず1点目の歳入の見直しについてでございます。

こちらの質問に関連しまして、町の保有施設の基本的な考え方について、ご説明をさせていただきます。

今後、急速に進む少子高齢化、人口減少、さらには地域ごとの人口構造の特徴等によりま

して、公共施設に対します利用者の需要形態が変化していくものと考えております。そのようなことから、保有する公共施設を総合的に把握し、自治体経営の観点から適正配備、適正規模、さらにはその施設そのものの必要性も検討していかなければならないと考え、公共性、施設の効率性、施設の有効性、利用者ニーズの4つの視点から管理運営形態をゼロベースで検討し、直営、民間譲渡、指定管理等のあらゆる可能性の検証を行い、持続可能な行財政運営に向けて、抜本的な見直しを進めていかなければならないと考えております。

次に、会計年度任用職員についてでございます。

令和2年度4月から、会計年度任用職員制度に移行されるわけでございますけれども、まず1点目のご質問、フルタイム、パートタイムの会計年度任用職員の対象となる人数でございます。こちらに関しましては、対象となる人数は現在のところ37名を予定をしております。

2点目、それによる人件費の増加及び財政措置の状況ということでございます。こちらに関しましては、勤務時間におきましては、令和元年度の現状でございますが、7.75時間のフルタイムをお願いをしているところでございますが、4月会計年度任用職員制度移行後には、基本的には1日6時間のパートタイムに移行いたします。

時給につきましては、前年度と同様の単価で算定をしております。勤務時間の短縮によりまして、月収は減となりますが、期末手当につきましては、現行では特別賃金としておおむね1.6か月分が支給をされておりますが、新年度におきましては、期末手当相当分報酬といたしまして2.6か月の支給となる予定でございます。月額報酬は減額となりますが、期末手当が増額となりますので、トータルでは年間400万円から500万円分の増額を見込んでいるところでございます。

また、地方の財政措置といたしまして、交付税におきまして、人件費におけますアップ分、先ほどご説明させていただきました現行の期末1か月分が4月から2.6か月分になりますので、その増えた分の1か月分に対しまして、普通交付税の基準財政需要額に算入される方向で措置されると聞いております。

なお、こちらに関しましては、本国会におきまして、地方財政計画といたしまして、会計年度任用職員制度に関し、約1,700億円が盛り込まれておるところと聞いております。

また、会計年度任用職員以外の職員につきましては、これは12月もご説明させていただきましたが、包括業務委託へ移行するというところで約80人を現在のところ予定をしているところでございます。

答弁は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 今、総務課長のほうから非常に丁寧なご回答をいただきまして、今までちょっと不明だった点が非常に分かったんですけれども、会計年度任用職員として今後雇われる方が37名で、うち全員がパートタイム職員になりますよということですよね。

今までの単価と基本は同じぐらいの時間給です。ただ、時間が短くなった分、今回の会計年度任用職員は一時金を出さなければいけない、その中で同じぐらいの金額を当てますということで、400万円から500万円持ち出しが今度出てしまう。

これは国の雇用制度の変更なんで、本当に各自治体苦慮している雇用制度ではないかと本当に思うんですけれども、それ以外の方はアウトソーシングというか包括的業務委託、いわゆるアウトソーシング、人材派遣会社をお願いしますみたいな形になるのか。

〔「人材派遣会社ではない」と言う人あり〕

○1番（大川良樹君） 人材派遣会社ではない。アウトソーシングで頼みますということでもろしいんですか。

そういった中で、特に給食センターとか図書館など、非常に町民の方々や商工業者の方々に誤った情報で、情報が流れているように思われます。特に、私のところにも給食センターの民営化という言葉が先行して、町民の皆様から問い合わせが多く、民営化、委託といった、この制度の変更による現在の給食センターの運営変更がないのでしょうか、それともあるのでしょうか。

また、先日、全協でも出ましたけれども、放課後児童クラブ、図書館など有資格者が必要になる施設に対し、町が直接運営をされていれば、その有資格者を集める上でも、信頼度とか声掛けなんかもしやすく、募集をしやすくないでしょうか。アウトソーシングにすることによって、メリット、デメリットがあるように思うんですけれども、その辺の対応はどのように考えているかお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 会計年度任用職員の関係でございます。

まず、給食センターの関係でございます。今日、行政報告の中で一部、お話をしましたけれども、共立メンテナンスという会社が包括業務の関係の業者として選定をされました。今後、その会社を通して人が派遣されるということになっております。2、3日前だと思いますが、新聞の折り込みで共立メンテナンスさんから職員の募集のチラシが入っていたと思います。その業務が基本的には今後、共立メンテナンスさんをお願いをする業務だということ

でございます。

また、会計年度任用職員というのは、役場の中を中心として、専門的などといいますか、そういう仕事に携わる人が主にやることで、包括の部分と分けているような考えです。役場の中は、ある程度学校の支援員なんかも含めてなんですけれども、そういう専門的なものは会計年度任用職員としては採用、もう一つは現業職といいますか、踊り子温泉会館だとかバガテルだとか、給食の業務員については、そういう業者をお願いをして、人材を派遣してもらうというそういう制度で、仕分けをして、今、来年度4月から対応しようということでございます。内容については、先ほど総務課長が言ったとおりでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 先ほどお尋ねの給食センター等の運営に関するお尋ねでございます。

給食センターの職員に関しましては、先ほどもお話がありましたように、民間企業への委託となります。包括業務委託の1部門となりますが、運営につきましては、現行どおり変更はございません。

それと、もう一点、包括業務委託の関係でメリットでございます。これも以前に説明をさせていただいたと思うんですが、この委託の関係に関しましては、平成15年の3月に、国は行政改革の一環といたしまして、民間委託の促進を促したということで、それから始まっております。

そういった中で、今回の会計年度任用職員制度の導入と併せまして、業務を一部アウトソーシングできるものに関しては、アウトソーシングということでご説明をさせていただいたところでございます。

また、包括業務委託という形の立場になります職員におかれましては、4月以降は業務を請け負います民間企業こちらの正規社員として再雇用、転籍をされることとなっております。身分を変えて、4月から原則同じ業務に就くとしております。

あと、働く側にとっても、安定した長期的な雇用が約束されるということもメリットとして考えられるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 給食センターの運営に関しましては、現行どおりということでは、

きりとした見解をいただいたんで安心かと思います。そちらに働いている職員の調理場の女性とか、そういった方が共立メンテナンスの正規社員ということで、今後、運用されていくということで理解ができました。

補助制度の活用による財源確保という中で、職員がもちろん補助制度の活用を図り、財源確保をしていくんでしようけれども、最終的には町長が国・県などに足を運んでトップセールスも必要になると思うのですが、歳入確保のため、今までももちろんそういったことをやってきてはいるんでしようけれども、今年はいろいろな事業を推進するに当たり、町長のトップセールスが必要になってくるとと思いますが、町長、先頭に立ってそういったものを確保していく腹積もり、心意気をお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 大川議員の質問の中で、財源確保という点でございます。

実は、今年度、事業を行うにも、昨年、一昨年からいろいろな補助事業の検討をしておりますし、特に防災関係の事業については、県に再三行って、ある程度私が部長辺りと話した中で、その後、職員が行って、さらに詰めてくるようなそんなことを特にやっております。

特に防災だとか環境の補助金は大変いい制度があるものですから、特に防災関係についてはいろいろな補助制度、あるいは起債制度がございます。起債というのは借金をしても有利な借金があります。というのは、借りても交付税で措置されるというものもありますので、その辺も利用できるということで、いろいろな点から歳入をなるべく増やすということ、あるいは交付税措置があるようなものを重点的に考えております。

もう一つ、やはりお金がないから頭を使えということなんですが、職員についても、例えば1つ建物を建てるにしても、材料としての補助制度もあるのではないかと、例えば木材を利用することによった補助制度とか、そんないろいろなやり方があるかと思っておりますし、特に複合的ないろいろな制度を利用をして、その中でできるだけ多くの補助金、あるいはその制度を利用して、なるべく負担が少ないようなことを考えております。

ただ、これもまた議員さんにもいろいろご相談しなければならない部分もあるんですけども、時限立法みたいなものもあるんです起債制度、特に、東日本大震災のときに作った法律なんてやはり年限があって、何年度までという、例えば令和2年度までだと有利なだけけれども、令和3年度になっちゃうとなくなってしまうという、そんなこともあるものですから、ある面では急いで手をつけなければならないという事業も場合によってはあるものですから、そういうこともいろいろ考えながら財源確保しているところでございます。

そういう面では、私は私なりに営業といいますか、国・県に行って、いろんな補助金の活用、あるいはやはり国・県に行きますと、研修といいますか、いろんな会議に行くといろんな資料をいただきますので、その中で自分としてどういうふうな形で活用できるのかと、先進地の事例なんかも分かるものですから、その中でなるべく頭を使って有利な補助金等を活用することか一番ではないのか、そんなことを思って、職員にもそういう観点でこれから財源確保については、取り組んでほしいとそんなつもりでおります。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） すごく安心をいたしました。ぜひ職員の皆様、町長を含め、特に先頭に立って、アンテナを高くしていただいて、少しでも町の財政に寄与していただければと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、2件目。ふるさと納税企業版を活用した企業投資と企業社会貢献活動（CSR）受入れについて、お伺いいたします。

12月議会で、私のふるさと納税の一般質問でも質問させていただき、質問の中でも企業版ふるさと納税の仕組み、現状、また来年度税制改正など企業メリットの質問をさせていただき、企画調整課長より企業の寄附を募るには、首長のトップセールスによる推進など、県内でも6市1町がふるさと納税企業版として9事業を既に事業実行していることを答弁いただきました。

そこで、お伺いします。

ふるさと納税企業版は、推進させないのか。

ふるさと納税企業版を展開、推進していくならば、内閣府登録事業は。

ふるさと納税企業版を展開、推進していく上での、企業とのマッチング方法はどのようにお考えか。

以上、3点お伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ふるさと納税の関係で、特に企業版のふるさと納税の活用はということだと思います。

企業版ふるさと納税制度は、法人税などの優遇措置が拡大されたことで、企業にとっても納税しやすくなっております。

ただ、個人のふるさと納税と仕組みが違いまして、計画について、国の承認を受けなけれ

ばなりませんので、対象事業を決める必要がございます。

特に今年度、策定予定の河津桜まちづくり計画などを対象事業にすることも考えられると思いますので、ぜひ取り組んでいきたいと考えております。

現状の取組などにつきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 現状の取組等についてでございます。

企業版のふるさと納税制度は、令和2年度、今年度になりますが、税制改正大綱によりまして、税額控除の割合が最大9割まで引き上げられました。地方版の総合戦略に基づく企業版ふるさと納税の対象となる地域再生計画の認定の手續につきましても、簡素化が図られたところでございます。

現在、企業版のふるさと納税の制度の活用については、今、町長が答弁されたとおりでございますけれども、企業版ふるさと納税に関わる地域再生計画の認定を申請する段階とは、現在なっていないというのが実情でございます。とは言いながらも、企業により突発的に寄附を行いたいというような申出が、そういうこともあり得ることも、全国の中ではあるというようなことも伺っております。そういうようなことで、企業への働きかけいかに関わらず、認定を受けておくことも一つの手段として、考えられるというようなことも言われております。そのような今、状況になっているということでございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 私も企業に対しても、当町の河津桜を活用した事業、河津町河津桜まちづくり計画が今年度策定され、河津桜を活用したまちづくりが当町においては、ベストだと感じております。

先日、全協でも説明いただいた河津町河津桜まちづくり計画は、観光、防災、景観、まちづくりの総合的な計画で、企業アピールでも河津桜を生かしたまちづくりの協力であれば、年間100万人近い来場者を集めるおまつりとして、企業宣伝のアピールの場、また、企業の地域貢献としてもアピールとなり、町は企業から投資をしてもらい、お互いがウィン・ウィンの関係を持つことができるのではないかと。

ぜひとも河津町河津桜まちづくり計画をスピード感を持って策定、内閣府に地域再生計画として登録を推進していただきたいと思っております。

1月30日に東伊豆町との議員交流が行われ、その講師として、静岡県東京案内所、滝浪所長がお見えになり、静岡県東京案内所の取組として、グーグル、ヤフーとのソサエティー5.

0時代に向けたICT活用による自治体の広報戦略や、以前、バガテル公園にも立ち寄りされた信用金庫の旅行誘致や連携、2月5日の伊豆新聞にも掲載されておりましたが、企業研修誘致、大学との連携、ゼミ誘致など多岐にわたった東京案内所の活動をご講義いただきました。

私を感じた中で、令和元年度、東京案内所の体制は23名体制で、県内各市町から派遣社員がうち8名おり、中でも隣町の東伊豆町は、職員を東京案内所へ1名派遣し、大学連携、ゼミ誘致など4件を獲得しており、成果を挙げていること、また近年、企業は地域貢献、法令遵守、環境配慮、人権の尊重など、いわゆるCSRへの取組が重要であり、それにより企業価値を上げる活動、対応をしており、ふるさと納税企業版も来年度の行財政改革の1つとして、企業控除が9割になるのは国もふるさと納税企業版を推進し、企業に地方への社会貢献、地域貢献、地方への民間活力を導入させる施策の1つのように思われます。

しかし、これを自治体と企業がマッチングしていく上でも、当てもなく飛び込みで首長がトップセールスをして、無理なことであり、効率も悪い。

そこで、お尋ねします。

シティプロモーション担当、いわゆる町の宣伝担当を設置したらどうか。

シティプロモーション担当を委託や委嘱、アウトソーシングするお考えはありますか。

以上、お尋ねします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、大川議員の関係について、お答えします。

先ほどの企業版のふるさと納税の関係でございます。これ自体、計画について、先ほど私が答弁したように、河津桜まちづくり計画の完成を待って、できるだけ早い段階で申請等の準備を進めたいと思っております。

それから、シティプロモーションの担当課ですとか、そういう関係だもございますが、基本的には町をどうやって売り込むかということだと思っております。その中で、町のイメージアップだったりとか、自分の町をどう売り込むかといういろんな方法とかあるかと思っております。その中で、企業誘致ですとか、誘客に努めていくということだと思っております。それぞれその町によって、手段等もいろいろ違うと思っておりますが、ある町ではゆるキャラであったりだとか、特産物であったり、名所旧跡であったり、生かし方はいろいろあるのかと思っております。

河津町を考えたときに、ブランド力のある河津桜を生かして、やはり町内外にアピールすることが、現段階では非常に望ましいのかと、そんなふうに思います。

特に今年の30回の記念の取組の中で、企業の協賛だったり、あるいは6月に予定をしている河津桜サミットなどもそういう機会を通して、現状の再生の中で何とか町のイメージアップ、あるいは誘客、あるいは企業誘致なんかに関わっていけるような、そんな仕組みができればいいのかと思っております。

また、河津桜まつりの企業スポンサーの活用につきましては、今後も何らかの関係を持っていくことも大事かと思っておりますので、ぜひとも関係を持って続けていきたいと思っております。

なお、アウトソーシングについては、現状では考えておりませんので、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 私はなぜこの質問をしたかと言いますと、これから国の財政も非常に厳しい中、現状どおりの地方交付税であったり、そういったものが頂けるのだろうか、今から自主財源確保のため、手を打っていかねばいけないのではないかと、先ほどの質問の中でも申し上げたとおり、県においても東京案内所ではソサエティー5.0に向けたICT活用であったり、企業誘致、企業研修の獲得など、また、大学連携等、自治体としての営業活動をしつかりと、県ですら営業活動をしつかりしているというように思います。

当町のように、人員的にも職員数が厳しく、また、東伊豆町のように職員を派遣できるのであれば、シティプロモーション担当を委嘱し、企業回りをしていただいたり、大学を回っていただいたりをし、ふるさと納税企業版などを通じて協力いただける企業とともに、この河津町のまちづくりを推し進めていこうではありませんか。

そんな中、今回、町長からも先ほどありましたけれども、河津桜まつりで協力いただいたそれぞれのスポンサーの方々は、河津町への協力、思いも強く、もちろんエアトリさんは河津出身の役員が今回、非常に協力的に動いてくれ、結果的には時間がなく実現できなかったのですが、今回、彼の持っている人脈で聞いただけでもわくわくするような河津桜まつりのキャッシュレス化、また、駐車場の予約システムの提案など、大手IT企業とのマッチング提案をいただいたり、また、エイベックスさんはエンターテインメントの事業もお持ちなので、今回、新型コロナの感染拡大で、会社自体がイベントの自粛で実現できなかったのですが、桜が散って寂しくなる3月1日に、エイベックス所属のアーティストを連れてのゴスペルミニライブの開催なども自ら進んでご提案いただいたり、また、お付き合いのある企業さ

んにも、桜まつりの協賛協力の営業をしてくれたりと、その中には大手飲料メーカーさんがかなり多額の協賛を出してもいいという話があったとも聞いております。

また、東京メトロさんのメルマガ、アーバンライフメトロにも直接掛け合い、2月13日に第30回河津桜まつりの特集が組まれており、今回、協賛スポンサーという立場だけでなく、本当にいろいろなところで河津の宣伝活動が無償で行って来ております。

そんなスポンサーの皆さんを、今回の河津桜まつりの企業協賛だけでお付き合いを終わらせるのではなく、河津への思いが強い彼らを活用したシティプロモーション担当の設置、実現できるのならば、シティプロモーション担当として外から目線のまちづくり協力、アドバイザー協力などをご検討いただけないでしょうか、お伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 大川議員のシティプロモーションの関係でございます。

現実的には、大川議員がおっしゃるように県の東京事務所とのお付き合いをさせてもらっております。その中で、河津会の交流なんかを通して、東京事務所を通して行っておりますし、今度は聞くところによりますと、県の観光事務所も東京事務所の中に入るような話もあるものですから、その辺も含めて、今後も東京事務所を活用していくことが町にとってはとりあえずは対策としてあるのかと。ただ、将来的に、やはり民間だとかの活力を利用していくのは大事なことだと思います。

また、桜まつりについても、特に協賛事業者の取組といいますか、とにかく今年は遅かったものですから、実行委員会として早めに対応して、協賛事業者を募ってもらって、その中で資金を何か確保して、まつり自体をもっと盛り上げていくような資金を自分たちで稼ぐような仕組み、できれば町に頼らないでやれるようなおまつりにしていくような、そんなおまつりも民間と一緒にやってやることのできるのではないかと思いますし、今後、民間の活用については、いろいろ考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 民間の活力をぜひとも導入してもらえよう環境づくりを今後お願いして、やはり彼らは今回いろいろな取組自体が、まず、河津が初めての試みだったと思うので、河津がパイオニアとして、河津をパイオニアとして見てくれていると思います。それが、彼らの仕事上、今後いろんな自治体とお付き合いしていく上で、変わっていくかもしれません。失礼な例えかもしれませんが、ひよこは生まれてきたときに初めて見たもの

を親だと思っそうです。ぜひとも早い決断をいただき、ウィン・ウインの関係が築けるよう、お願いしていきたくと思います。

続いて、3件目、観光振興施策、着地型観光についてお伺いします。

開催中の第30回河津桜まつりも、この新型コロナウイルスの感染拡大により、実行委員会の自粛要請している中、開催こそ続けております。そんな中、3件目を質問するのは、大変心苦しいのですが、河津の主幹産業なので、3件目の質問に入らせていただきます。

私の前回、12月議会の一般質問で、具体的な観光施策に対し、町長の答弁で着地型観光推進の中で、河津の見どころを1つでなく、幾つもの体系により、お客様に情報を伝えることが大事と答弁されました。

その中で早速、2月10日、第30回河津桜まつりのオープニングでも発表されましたが、県との連携でポケモンGOを近隣市町より先にいち早く、河津桜まつりに合わせ誘致をされました。

ポケモンGOのアプリは、2016年より配信され、世界累計10億ダウンロードされている人気のゲームだそうです。

ポケモンGOを活用した事業内容は。

また、ポケモンGOを活用した期待効果は。

今後も日本国内のユーザーはもちろん、今年の2020オリンピック・パラリンピックを含めたインバウンド獲得に向けた情報発信、取組、展開は。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、着地型観光の中でポケモンGOの連携の件でございます。

議員がおっしゃるように、ポケモンGOにつきましては、県の協力を得まして、先行的に2月10日の河津桜まつりに合わせまして、実施をしていただきました。新たな周遊の形でありまして、今後も河津桜まつり以外の時期でも大いに利用されるものと期待をしております。

あとの詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 今、議員よりポケモンGOの活用した事業内容、期待効果、インバウンド強化についてのご質問ということでございます。

今年の東京2020オリンピック・パラリンピックなどを契機にした、賀茂地域の観光交流客数の増加や地域経済の活性化を目的の一つとしまして、インバウンド獲得のため伊豆半島の

魅力を発信するツールとして、世界中で人気ある携帯ゲームアプリ、ポケモンGOを管理運営会社であります株式会社ナイアンティックと県が連携して行われているものでございます。

伊豆半島には、ゲーム上でのスポットが少なく、そのため行政がナイアンティック社に申請して反映していただくというような、今までにない試みを行っているというものでございます。

ポケモンGOを活用した事業は、観光振興、地域を知ることで防災対策、周遊することで健康増進、そして地域の歴史文化の魅力発信ともなりまして、地域振興にも資するため、これら双方が一体となって、効果が期待できるというものでございます。

今年は、河津桜まつりが第30回の記念のまつりということで、桜並木と神社仏閣などを周遊して、河津桜を楽しんでいただくということで、ほかの地域に先行しまして、静岡県のご協力を得まして、町が周遊マップを作成して、現在、ご活用いただいているというところでございます。

また、3月の中旬には、伊豆半島全域の周遊マップも完成して、配布をされるということでございますので、伊豆半島全体がポケモンGOで周遊することができるようになりますので、今後のインバウンドに対して、大変大きな期待をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 本当に早速という形で、行政主導で着地型のポケモンGOを誘致したということで、またさらに、河津町にとっては桜まつりに来る多くのお客様に対して、発表ができたということは本当によかったと思います。そんな中で、本当に一つのインバウンド獲得のツールとしても、今後、利用が望めるということで、これから期待をしていくところでございます。

変わりました、先般、1月21日、伊豆新聞の記事で、知事発言で駿河湾フェリー松崎新港の寄港が掲載されておりました。3月17にも実験運航がされるということでした。もしこれが来年以降、河津桜まつりの時期に実施運航されるのであれば、西側のお客様に今まで1時間以上かかった土肥港でなく、30分強で松崎新港へ、また、渋滞知らずで清水港へ移動できますとなれば、新しい西側ルートにもなると思うし、少なくとも河津桜まつりの渋滞緩和、また、それ以外の時期においても、新たな観光インフラの一つになり得る。

また、8月には国内最大級の豪華客船、飛鳥IIの寄港が予定されているということで、松崎新港へのカーフェリー寄港への河津町のスタンスは。

河津桜まつりなどでカーフェリーの西側ルートの活用、協力は。

広域連携での大型客船の寄港誘致活動への町の協力は。

以上、3点をお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまお尋ねのカーフェリーの活用についてお答えします。

交通システムの1つとして、フェリーの活用も1つであると考えております。

議員がお尋ねの松崎新港への飛鳥Ⅱの寄港や、知事発言の駿河湾フェリーの松崎発着の話は、報道、新聞等で承知をしているだけで、今のところ具体的な検討は特に行っておりません。

ただ、今後の河津桜まつりの誘客手段としての駿河湾カーフェリーを利用して、おまつりに来る人も多くいることから、活用を考え、河津桜まつりの誘客体制のために、連携して運航主体であります県や関係自治体等と協力関係を築いていきたいとそういうふうに思っております。

広域での大型客船の寄港誘致につきましては、入港の際の港、深度と深さの問題もあるものですから、今回の松崎港の例が参考となりますので、そういうふうで検討したいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 私もちよっと、こんな時期に本当に豪華客船の話をするのも何なんですけれども、清水港が平成20年度ちよっと大分前なんですけれども、清水港に入港した豪華客船というのが6件だったそうです。平成30年度が40件ということで、国土交通省が算出している経済波及効果として、1隻が寄港すると約6,400万円くらいの経済波及効果があるということで、私も実際、以前サラリーマンをしていたときに、バス会社におったんですけれども、そのときに2007年だったと思うんですけれども、熱海港ににっぽん丸という郵船の所属の船があるんですけれども、何回か熱海には就航しているんですけれども、その際にお客様が下船されるオプションツアー、下船されて街中を歩くそういったことで、バスが大体、にっぽん丸辺りで十何台、15台ぐらい動いたんです。本当に大型客船が就航すると、お客様、今回は本当に新型コロナでちよっと話題になって、今、本当に話すのもちよっと恐縮するぐらいなんですけれども、そういったことですごい経済波及効果があります。ぜひともうちの町は直接寄港しないから関係ないよでなく、やはり今回ミシュランガイドの2つ星にも選ば

れた河津七滝もありますし、来宮神社もあります。本当にいろいろなオプションツアーが、河津を含め伊豆半島、南伊豆地区で組んでいけると思うので、本当にこの飛鳥の寄港をどういった形で捉えていくか、本当にこの南伊豆地区の観光のうまくすれば下支えになると思うので、ぜひ連携を組んでいただいて、誘致のお願いをしていってほしいと切に思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

前回の一般質問の答弁の中で、町長は渋谷区との都市と農村交流を着地型観光に挙げておられました。保養所ができたことにより、近年、渋谷区との交流は密になってきていると思います。

私が議員になり、初めての一般質問で質問させていただいたのですが、渋谷区では千葉県  
の岩井海岸にある富山学園という施設があったのですが、平成30年をもって施設の老朽化による廃校をされております。以前もお伺いしたんですが、渋谷区立の公立中学校の臨海学園を誘致できないでしょうか。お伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 渋谷区の臨海学園の話でございます。これは前々から議員のお尋ねがあり、いろいろお話としては聞いております。

ただ、施設として、まだ町のほうの受入れの施設が合うものがあるかないかという問題もあります。

今後、学校の統合の関係なんかも一つ視野に入れながら、検討すべきことなのかと思います。

渋谷区としては、ほかの部分でもまだまだ河津町にとって交流事業として成り立つものがあるのかと思いますし、特に私が最近考えているのは、都市でも森林環境譲与税がやはり人口割の制度があるものですから、森林環境譲与税が都市圏でも交付されるという話を聞いているもので、その辺についても、ぜひ河津町に森林環境の活用も考えたそんなことができないのかとそんなことを思ったりしておりますので、今後、いろんな面から渋谷区と連携を取って、受入れ体制ができるようなことができればいいと思いますし、その中の一つとして、林間学園といいますか、そういう宿泊施設がうまく利用できればありがたいのかなと思っています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 町長から頼もしい発言が出て、本当に森林環境譲与税の関係ですけれ

でも、ほかの町でも先日、南伊豆のほうでも伺ったんですけれども、そういったものを杉並区の分を南伊豆にみたいなことをおっしゃっている議員さんもいたんで、ぜひそういったものを含めた中で、本当にアンテナを張っていただいて、いろいろな誘致活動をぜひしていただければと思います。

本当に人口減少、少子高齢化に伴う財源確保が厳しい中、実際、企業誘致など厳しいのが現実だと思います。

ならば、現実に即した町の優位なところを生かし、また全国でも広く知られている町名とブランド名がリンクしている河津桜を生かし、企業が地方の地域貢献の場として、この河津町を選んでもらえるように、ぜひともスピード感を持って、その土壌づくりと環境を整え、実になるまちづくりを次世代の皆様にもわくわくするようなまちづくりをお願いし、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 1番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました6番、塩田正治君の一般質問は、明日4日に行います。

---

### ◎散会の宣告

○議長（土屋 貴君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

明日は定刻再開とします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

3 月 4 日（水曜日）

## 令和2年河津町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和2年3月4日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度河津町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第 4 議案第 1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 河津町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 河津町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 河津町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 7号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置について
- 日程第 12 議案第 9号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第 13 議案第 10号 令和元年度河津町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 14 議案第 11号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 15 議案第 12号 令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 16 議案第 13号 令和2年度河津町一般会計予算
- 議案第 14号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
- 議案第 15号 令和2年度河津町土地取得特別会計予算
- 議案第 16号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 17号 令和2年度河津町介護保険特別会計予算
- 議案第 18号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号 令和2年度河津町水道事業会計予算

議案第20号 令和2年度河津町温泉事業会計予算

---

出席議員（11名）

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君
企画調整課長	後藤幹樹君	町民生活課長	飯田吉光君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	村串信二君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 事務局 局長	川尻一仁君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

---

事務局職員出席者

事務局長 木村吉弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告します。

---

◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申出てください。

申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

6番、塩田正治君。

---

◇ 塩田正治君

○議長（土屋 貴君） それでは、6番、塩田正治君の一般質問を許します。

塩田議員。

〔6番 塩田正治君登壇〕

○6番（塩田正治君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回定例会開催に当たりまして一般質問の通告をいたしましたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

私の今回の質問は、（仮称）河津インターチェンジ周辺地域の今後について、それから、財政について、この大きな表題、以上2問について質問をさせていただきます。

質問に入る前にですが、昨今世間を大変騒がせております新型コロナウイルス、これによって大変なことになっております。河津の当然桜まつりはじめ、旅館業の皆さんにもキャンセルが相次ぎ、本当に大変なことになっていると思いますけれども、こういった危機的状況ですが、町民一同それこそ町長のおっしゃるオール河津で乗り切っていけたらなと思っております。

余談ですが、私、商人ということで、今実際問題としてマスクの供給が全く追いついておりません。私どもも連日のように問屋のほうにマスクの注文を出すんですが、現実問題入ってこないというような状況で、今後この状況がいつ改善されるかというのは本当に分からない状況であります。そんな中、この間、先日ですが、国会質疑の中でもありまして、本当にこの先マスクがなくなってしまうときに、今は町なか、マスクをつけて歩いている方が多数見られますけれども、本当になくなってしまうときどうなるかというのを想像すると恐ろしいわけですが、WHOが推奨しておりますくしゃみの仕方というんですか、当然ですが、ハンカチを常に携帯して、くしゃみが出る瞬間に口を押える。これ間に合えばいいんですが、間に合わない場合にはどうするかといったことをWHOが推奨しておりまして、周りに人がいる状況下において、くしゃみというのはもう3メートル、4メートル、飛ぶときには5メートル以上飛沫が飛んでしまうと言われておりまして、そんな中、この袖口をぐっと、ハクションと構えると。これいわゆるドラキュラのくしゃみと言われていそうなんです。ドラキュラがマントを翻すときにこうする。これがドラキュラのくしゃみというそうなんです。こういったことも頭に入れておきながら、周りの人に感染させないということも1人ひとりが頭に入れて、とにかく広めないということを考えていかなければならないのではないかと思っております。

余談ではございましたが、それでは、質問に入らせていただきます。

まず、1問目でございます。

(仮称)河津インターチェンジ周辺地域の今後について。

トンネル工事も順調に進んでいると伝え聞いておりますが、このインターチェンジが完成しまして、下田市までの高規格道路が開通いたしますと、自動車、人、そして流通はもちろんなんですが、地域経済を根底から変えてしまう可能性があるほどに河津町にとっては重要な出来事であると思います。その玄関口に当たります川横、大鍋、小鍋、湯ヶ野、下佐ヶ野地区、これらの地区においては、インターチェンジ周辺地域として伊豆南部、特に東海岸地域にとっても最重要地域として、今後必ず開発していかなければならないと私は思っております。なぜなら、今のままでは単なる通過点として忘れ去られてしまう。これは火を見るよりも明らかだと考えます。そのようにならないために、全町民の英知を結集してでも伊豆の南部に来たならば、必ず河津に立ち寄りた、立ち寄りたなければならないと思わせるような地域づくりをしなければならないのではないのでしょうか。そんなインターチェンジ周辺地域の今後について質問をさせていただきます。

まず、小鍋、逆川間のトンネル工事の進捗状況及び開通までのタイムスケジュールを教えてください。

次に、町当局にはこの周辺地域をどんな形にしていけばいいと考えているのか、雑駁で構いませんので、町長のお考えがあれば教えていただきたいと思えます。

そして、今後そういった中、ランドデザイン的なものを描くことを考えているのか教えてください。

以前より企画調整課によるワークショップ等を開催し、住民のアイデアや学生さんにも協力をいただきながら試行錯誤しているように思っております。しかし、地域住民の声を十分に聞いているかといえば、まだまだと言わざるを得ない状況にあると思えます。住民の声を吸い上げるために、今後どのような方法を考えているのか教えていただきたいと思えます。

次に、小学校の統合もいよいよ現実味を帯びてまいりました。西小学校統合後にどのように活用していくのか。昨日の一般質問の中にもありましたけれども、ここの活用利用を統合した後、後でいいよということではなく、このインターチェンジ周辺整備と同時進行で取り組んでいただきたいと思えます。当然地域住民の声を最大限反映させていただきたいのですが、今後西小学校跡地の利用をどのように考えているのかお教えください。

次に、以前に質問に上がっていたことがあると思えますけれども、お隣の東伊豆町にとつ

でもこのインターチェンジは玄関口に当たり、大変重要な場所になると考えます。後になってああしてほしかった、こうしてほしかった、そういった声を東伊豆の皆さんから聞くというのは余りよろしくないことではないかと思えますし、東伊豆町の皆さんの中にもすばらしいアイデアをお持ちの方がいるかもしれません。そのような意味からも東伊豆町と今後連携していく考えがあるのか伺います。

最後に、最も重要と私は考えておりますけれども、当事者であります各地区住民の皆様、各地区というのはインターチェンジ周辺開発に当たる地域の皆さんのことでありますけれども、このインターチェンジ完成後のご自分たちの生活環境がどのように変わり、河津町全体、東海岸全域にどのような影響を及ぼすことになるのか。ご自分たちの生活自体は大して変わることがないとお考えになっているのか。自分だけは関係がないだろうと考えているのか、自分には何もできないと考えていらっしゃるのか、あるいは誰かがやってくれるから自分は関係ないよといった他力本願的に考えていらっしゃるのか。いずれにいたしましても、完成後のことについての住民の皆様の意識が、大変きつい言葉ですが、低いのではないかなと思われまます。

町長はまずは地元がとよくおっしゃいますけれども、地元住民の皆さんは一体何をしたらいいんでしょうか。地元民に自由に使えるお金や土地や施設があるわけでも当然ありません。ふだんの生活に今のこのご時世ですから、手いっぱいの中、また、若者が多数いるような地域というわけでもありません。そして、高齢者中心のこの地域住民の皆さんに一体何をさせたいのか。それでも住民の皆様の中には地元に憂い、河津の未来を危惧し、様々なご意見を届けてくださる方も実際おられることは事実であります。そういった声をしっかりと受け止めなければならないと考えますが、町当局としてもそれらの声をしっかりと救い上げ、受け止めていただきたいと考えます。そして、そういった小さな声の輪をどんどん広げていって、この地域住民の頑張りがこの地域だけでなく、河津町全体、そして東伊豆町を含む東海岸全体の将来の鍵を握っているんだと思うぐらいの意識を地域住民の皆さんにぜひとも持っていただきたいと思うわけですが、そのきっかけをつくるためには、やはり行政がまずは音頭を取って、仕切って、声かけをして、町として住民意識を高めるために今後やろうと考えていることがあるのか。

以上、大変だあっといきましたが、6点についてですが、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま塩田議員から、（仮称）河津インターチェンジ周辺地域の今後について6点ほどご質問がありましたので、答弁差し上げたいと思います。

まず、基本的な考え方から、私のほうからお答えしたいと思います。

伊豆縦貫道インターチェンジ周辺、河津には2か所予定をされております。1つは（仮称）河津インターチェンジと言われる梨本・川横地区のインターチェンジ、もう一つは逆川地区に予定されてます仮称の逆川インターチェンジ、2つがあるわけでございます。今後スケジュール等もあるわけでございますけれども、できたときに、やはり沼津から下田1時間でつなぐ伊豆縦貫道が開通したときのことを考えますと、やはり町としてもやっぱり事前にいろいろな計画を練って、先ほど塩田議員が言われるように、通過地点にならないような、そういう施策が大事だということで取り組んでいかなければならないのかなと、そういう基本的な考え方で現在町も取り組んでおります。

そういう中で、塩田議員がおっしゃるには、町が音頭を取ってということでございますけれども、これについても今お話をしたように、そういうのを想定して、事前に音頭を取って、現在周辺地域の方たちが集まって、この2年ほどワークショップと申しますか、そういう中ではご意見を聞いた中で、なるべく早く取り組むべく町もやっているつもりでございます。今後またいろいろ課題もありますので、また後ほど具体的に話をしたいと思っております。

そういうことで、現在の工事の進捗状況からまずお話をしたいと思っております。伊豆縦貫道自動車道路、河津、下田間の2期工事と言われているのが、小鍋地区から箕作の部分を2期工事と言っているわけですが、現在、（仮称）河津トンネルの掘削工事が逆川方面から始まっております、これも順調に進んでおりまして、次は小鍋方面からの掘削も始まる予定でございます。順調に進めば、小鍋方面からも年内には貫通するのではないのかなと、そんな見通しも考えられます。

また、河津、下田間の1期工事の（仮称）河津インターから箕作交差点までについて、特にタイムスケジュールが発表されておられませんので、今のところ未定でございます。ただ、国の予算等の動きを見ますと、令和元年度の補正予算で9億3,000万円ぐらい追加の補正予算がついております。それから、来年度につきましてもまだ確定はしていませんけれども、2期工事についても約71億から89億円つくのではないのかなという、そんな見通しもあるんで、予算がつくことによって大分工事が進むのではないのかなということで、はっきりしませんけれども、スケジュールは未定でございますけれども、そういう面で予算もこのところついていないのかなと。ちょっと記憶で曖昧なんですけれども、去年は多分53億円ぐ

らの予算がついたと思いますので、今年70億円とすると、20億円ぐらい余分についているということで、さらに工事が進むのではないのかな。そういう意味では計画を含めて、町の対応も急がなければならないのかなという思いもございますが、特に用地関係、残りの天城峠区間の20キロ区間の用地交渉等も今後発生すると思いますので、その辺についてもしっかり取り組んでいかなければならないのかなと思っております。

それから、次に、インターチェンジ周辺の計画の関係でございます。インターチェンジ周辺計画の進捗状況とタイムスケジュールについてお答えします。

進捗状況は、昨年と今年にかけて、周辺地区の役員などと話し合いを続けまして、いろいろな意見をいただき、集約をさせていただきました。特に河津インターチェンジにつきましては、塩田議員がお住まいの湯ケ野地区ですとか、小鍋、大鍋、川横、梨本地区の方たちを中心として集まっていたいて、いろんなご意見をいただいております。特に私は観光的には前々から言っているように、湯ケ野地区と七滝地区が観光的には大変大きなポイントとなるのかなということで、特に観光的には2つの地域を重点的に今後進めていく必要があるのではないのかなと、そのように思っております。

そういう中で、それぞれの地区の計画について話合いを持ちまして、具体的な計画案を策定していきたいと今後思っております。タイムスケジュールは、今のところ未定でございますけれども、今後地区の方たちともう一度全体的には詰めまして、さらに詰めていきたいなと、そんなように思っております。

また、ランドデザインの関係でございますけれども、今お話をしたように、周辺地域の活性化対策につきましては、先ほど申したように、地区の方たちの意見などを聞いております。また、日本大学の国際環境学部の皆さんにもご協力いただきまして、町歩きなどを通して、活性化対策の提案などいただきまして、既に報告書も頂いておりますので、大変参考になっておりますので、この辺も参考にしながら、さらに詰めていきたいなと思っております。そういう中で、地域の方々の意見を聞いて、ある程度地域の方たちがまとまった段階で、ランドデザインといいますか、地区計画を考えていきたいなと、そういうように思っております。

それから、3点目の地域住民の声をどのように吸い上げるかということでございます。これも前段と重なりますけれども、町民の方たちの意見を聞いて、この計画を進めていきたいなと、そういうことでございます。

それから、小学校統合後の跡地利用を同時進行で住民と考えていったらどうなのかという

ことでございますけれども、これについては昨日もお答えしましたけれども、正式に学校統合の方針というものが決まっておりますけれども、今の案ですと当面は南小学校にという話があるわけですが、それも最終的に決まっておりますので、西小学校も多分活用について、塩田議員お考えだと思いますが、方針が決まれば西小学校跡地利用のことについても町民の意見を聞きながら、ぜひ進めていきたいなと思っておりますし、特にこのインターチェンジを活用した施策も1つのポイントになると思いますので、前にも別の議員の方から道の駅なんていうお話もありましたので、その辺も含めていろいろ考えていかなければならないのかなということでございますけれども、そういうことで皆さんの意見を聞いて決定する、そんなやり方をしていくのが一般的なのかなと思いますので、その辺についても取り組んでいきたいなと思っております。

それから、東伊豆町との関係でございます。これについては、まだ具体的に話があるわけではございませんけれども、実は一昨年まで天城峠の期成同盟会のメンバーとして東伊豆町が入ってなかったわけでございますけれども、この期成同盟会にも東伊豆町に昨年入っていただきまして、一緒に天城峠区間の要望活動もやるような形になりました。そういう中で東伊豆町もこのインターチェンジの影響を大きく期待や、あるいは今後の政策の中で大変有効な手段として考えているようでございますので、今後とも期成同盟会の活動を通して、東伊豆町と連携を取って進めていきたいなと、そんなふうにも思っております。具体的にはまだ話は出ておりませんが、ただ一緒になってやっていくということは一つ気持ちが一緒になったのかなと思いますので、そんなことで今後進めていきたいなと思っております。

それから、地域住民の意識の問題、特に塩田議員は意識高揚が足りないということと、その意識を高めるために町がもっと主導的にやれということのご指摘だと思いますけれども、一応町は一昨年からは始めておりますし、さらにこの辺についても進めていきたいなと思っております。特に私が聞く範囲でございますけれども、工事の進捗が目の前に見えてきているということで、徐々にですけれども、実感が感じられるという、そんな声も私は聞いております。これからも一日でも早い開通を目指して、要望などを聞いて活動を推進していきたいなと思っております。

塩田議員のお住まいの湯ヶ野地域の意識高揚対策なんかも前々から言われているわけでございますけれども、特に踊り子の里として観光面の部分も大変大事ではないのかなと思っておりますし、前々からインターチェンジ周辺の活性化対策の面では先ほども言いましたけれども、七滝、湯ヶ野地区が重要であるということで、昨年からは湯ヶ野地区の踊子まつりも昭和女子

大学の協力をいただいたりして、また少し方向を変えて盛り上げていこうという動きもあるものですから、今後も地区の役員あるいは住民の皆さんと一緒に参画をいただいて、湯ヶ野地区を盛り上げていくことが意識高揚につながるのではないのなど、そんなことも思いますので、ぜひとも話し合い等あるいはイベント等を通して、湯ヶ野地区の皆さんとも一緒になってこの問題に取り組んでいきたいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員。

○6番（塩田正治君） いろいろ町長のお考えの中で聞かせていただいたわけですが、実際にタイムスケジュールというのはちゃんと組んでいないということですが、工事がもう本当に住民の目に見える形で進んでいるということで、かなり完成というか、開通後の状況が間近に迫っているなという感想を住民の皆さんも受け止めているのかなと思います。

受け入れる側の河津町の取組が完成したと同時に、もうその機能がスタートしていないと、やはり通過されてしまうと。この河津インターチェンジ、一旦完成をして、天城区間道路は別としましても、川横の河津インターチェンジからそのまま下田方面に向かわれてしまうということになると、河津が今よりさらに疲弊の度合いを深めてしまうのかなと。今実は非常に天気がいいと静岡、それから当然ですが、三島、沼津近辺、そして神奈川県、横浜市とか、横須賀市とか、相模原市とか、そういった割と近隣というんですか、片道で3時間以内圏内ぐらいの人たちは、天気がいいと朝家を出て、ぐるっと伊豆半島、今ですと海岸線を通って東海岸を下りてきて、河津から上がって天城峠を越えて帰っていくとか、逆回りとか、日帰りコースでかなり日帰りのお客様たちが流入しているのは間違いない状況なんですけれども、この小鍋、逆川間のトンネルが完成しますと、一気に下田まで行かれてしまって、そのまま河津を素通りしてというルートが完成してしまうと、やはり河津にいち早く魅力をつくっておかなければならないと思うわけです。そういった受け入れる側の河津町としての取組がこのいわゆる2期工事のインターチェンジの完成に間に合うのかどうかという不安に駆られてしまうわけです。

ある程度のランドデザインといいますか、計画は近々に作る計画でということでありませけれども、その案を基に地域住民と今後対話をする機会はいつ、どのような形で行う予定を立てているのか。本来であれば、地区の総会、こういった地域住民の方が皆さん出てきてくれるような状況下で説明をし、住民の皆さんの意見を聞くという作業を行っていただきたいと思うんですが、そうではなくて、改めてご参集いただくということになると、やはりな

かなか参加率を上げるというのは難しいのではないかなと思うんです。何とか今年の総会に間に合うわけもないんですが、少なくともそういった総会等でぶつけてもらえるようなことはできないだろうかと思うわけです。

そして、西小学校の跡地利用のことなんですが、方向性を出してからということでありまして、後で考えるというようなことになると、結局は何もせずに終わってしまうのではないかという危惧がどうしてもされます。これは全国に廃校された学校がたくさんありますけれども、後に考えますよとって、実際何もしていない学校が多数あるのは現実なので、そういったところを見てしまうと、ちょっと不安になってしまうんですね。

各地の廃校跡地の有効利用として文部科学省のホームページにあったんですが、廃校跡地有効活用事例50選というのがあります。例えばその中には学校の教育施設だったんですが、今はオフィスとして使われているですとか、全く別の学校として生まれ変わったりですとか、あるいは観光の拠点施設として、これは道の駅等にもなるのかと思うんですが、そういった利用、中には宿泊施設として利用していると。多種多様な再利用がされているわけです。

私としては、今行政としてできることは、まさにこのような事例などを住民の皆さんに提示をして、教えて、河津の場合は温泉を絡めたりですとか、ワサビ、こういった特産品を絡めたりですとか、踊子の文学を西小学校の場合ですけれども、絡めたり、豊富で綺麗な河津川の湧水を利用したり、今現在湯ヶ野地域では温泉をかなり捨てているような状況なんで、そういったものを利用したりと、様々な提案が行政サイドからもできるんじゃないかなと思うんです。そこに住民の皆さんの意見を聞いて、集約をして形にしていく。こんな仕事を行政の皆さんには期待しているわけなんです、こういったことはできないでしょうか。

そして、意識高揚についてでありますけれども、地域住民の皆さんの意識高揚といったところで、そんな簡単に答えが見つかるような話ではないのは分かるんです。ただ、現実はこの地域住民の半数以上の皆さんは65歳以上の高齢者の方々が大半を占めています。生産年齢に当たる方々だけを見ても、大半の方が実はサラリーマン世帯ということになっているのが現実です。観光関係で従事されているとか、観光客が増えることにより収入が左右されるような職業についておられる方が、昔はまさに湯ヶ野、七滝地区などというのはもうほとんどがそういったことに関連をして、あらゆる形で関連をして、生活をしていたのが事実なんです、今となっては昔と違って、もうほとんど観光と無関係な方々が住んでおられます。もっと言えば、自分の住んでいる地域がどんなに変化しても、自分の生活の根幹は変わらないよと。自分には関係ないよと考えていらっしゃる方が多くいることが現実であります。

その人たちに何とかしようよ、何とかしてくれよと幾ら声を張り上げたところで、これは響かない。

実際問題、私と、湯ヶ野地域から出ております仲議員と2人で総会のたびに、町はやはり地域住民から、地元からなんだというお話を度々させていただきますけれども、もうその話をすればするほど地域住民の皆さんはそっぽを向かれる。こんな現実が悲しいかなあるのが実際問題なんです。そのような人たちに向けて何とかしてくれと幾ら声を張り上げたところで、現実には響かないのが実際のところなんです。それでも町長の政治姿勢であるところの地域住民の声を聞くという姿勢を貫こうというのであれば、なぜこの地域を今開発しなければならぬのか。町長自らが住民の中に飛び込んでくださって、膝を突き合わせて話をする以外に私はないと考えます。各地区の総会に出席するのが無理だということならば、ある意味河津町の危機を迎えてしまう可能性がある今、住民の皆さんにこの状況をどうやって理解していただくのか、町長にお考えがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま塩田議員のご質問、大変多いものですから、ちょっとまとめさせていただきますと、大きくは3つあるのかなと思っております。1つは、河津インターチェンジを中心とした今後の活性化対策について、さらにもう一歩進んだ考え方はないのかということだと思います。2つ目は、まだ仮定でございますけれども、西小の跡地利用といいますか、その辺の問題、3つ目は、地域の意識の高揚の問題、この大きくは3つだと思っておりますので、その3つについてお答えをしたいと思います。

まず、インターチェンジの活用関係でございますけれども、今の状況ですと河津インターから多分箕作インターまでの2区間が多分先にできるんだろうなという想定をされます。それから、多分最後に天城峠区間といいますか、その20キロが最適に決まってくるのかなと思っておりますし、工事もその状況でいくのかなと思っております。特に河津に一番大きく影響するのが天城峠区間から下田までつながった場合に、一番流れが大きく変わるのかなと思っております。その中でもやっぱり仮称の河津インターチェンジから下田までつながった場合に、やっぱり人が下りてこないということも考えられると思っておりますので、その辺を急いでやる必要があるのかなと思っております。

特に私が考えるのには、当然生活の利便性なんかも考えられるわけですがけれども、その生活の利便性というよりも、河津、下田間の2期工事が完成した場合には、それよりもやっぱり観光客が下田へ通過して行ってしまうんじゃないかなという、その懸念が大変されるわけ

でございます。そういう中でやはり湯ヶ野、七滝地区の観光面の充実をとにかくさせなければまずいけないだろうな。それは施設も含めてなのかもしれませんが、そういう面で湯ヶ野、梨本地区の観光については一緒になってやっていこうという姿勢で今取り組んでいる、そんな状況でございます。特に今回のうれしい知らせとして、昨日の新聞にも出ておりましたけれども、七滝地区がミシュラン・グリーンガイドブックの中で二つ星を取ったということで、これは昨日の新聞には伊東の大室高原の写真も出てましたけれども、調べてみますと、大室高原につきましては一つ星なんですよね。七滝が二つ星だということで、そんな二つ星というのは伊豆地区全体見ても大変少ないということで、外国の方もやはり七滝地区の価値を十分認識をされて、二つ星をつけてくれたのかなということで、今後七滝地区がインバウンドを含めて大変多くの方に認知されてくるのかなということで、これを利用しない手はないのかなと思いますので、今後も七滝地区についても一緒になってやっていきたいなと思っておりますし、現実的に七滝地区は去年の夏のイベントなんか見ても、いろいろ取り組んでくださっておりますので、町も一緒になって協力してやっていきたいなと思っております。

また、湯ヶ野地区につきましても、イベント的には、特に観光イベントでございますけれども、踊子まつりを中心として、また新たな取組をして、五目並べの大会ですとか、あるいは女子大生を生かしたり、あるいは新たな企画等も出ておりますので、とにかくその地域の方をまず盛り上げていかないと、なかなか具体的な意見は出ないと思っておりますし、特にやっぱり観光面での充実がまず私は先手ではないのかなと思っております。

2点目の跡地の関係でございます。これはまだはっきり決定していないわけですが、仮に答申のとおり南小に仮校舎が移って、行く行くは河津中学校周辺に新校舎ができたにしても、西小についてはそういう方向に進めば、跡地については利用しなければならないということでございます。

塩田議員が言っているように、後でということじゃなくて、私は昨日答弁で申しておりますけれども、一応最終的には4月の町民の説明会を経た上で最終的に町の方針を決めて、その上でどうしていくかということをはっきりさせたいと思っておりますので、延ばすということではなくて、方針を早く決めて、具体的には委員会等を立ち上げて、その検討をしていただくと、そんなことが大事なのかなと思いますので、ただむやみに延ばすということではありませんので、その辺はご理解願いたいと思っております。

最後に、住民の意識の高揚の関係でございます。これはなかなか難しいと思っております。湯ヶ

野地区の状況を見てみますと、観光協議会なんかの状況を見てみますと、いろいろご商売の関係のこともあったり、高齢のこともあって、なかなか会員の皆さんのご苦勞は大変だなと思いますし、区の中でもそういう事情があるのかなと思います。そういう中でもやはりその地区をどうしていくかということは大きな問題でありますので、町もやらないというわけではありませぬので、私が言っているように、みんなで一緒にやってみようというのが基本的なスタイルでございますので、その地区の中でやはりある程度盛り上がって、その中で一緒になってやっていくことが町にとっても一緒になってやりやすいといえますか、そんな形で今までみたいに町がやってくればついていくよじゃなくて、一緒になってやるような、そうしていかないと、後でやっぱりいろんなことが起きてきて、大変なことになるものですから、これからはやっぱり種々選択をして、地域と一緒に必要なのは一緒になってやっていくということが大事だと思いますので、それについてもやはり町の行政と同じように、地域の方たちにも情報提供しながら一緒になってやっていくということがこれからのやっぱり進める上でも大事だと思います。

そういうことで湯ヶ野地区には議員が2人もおりますので、ぜひとも力を借りて、これから一緒になってインターチェンジを中心としたこういう活性化対策の中でも一緒にご意見を伺いながらやっていければありがたいなと思いますので、大変だと思いますけれども、お力を貸していただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員。

○6番（塩田正治君） インター完成、特に河津、下田間が先に完成すると、町長おっしゃったように、本当に通過点にされてしまう危険があるので、まずもって河津の魅力づくりというものを早急につくり出さなければいけない。この危機感、危機感というのはあおるものではないと思うし、あおってはまたむしろいけないものだとは思うんですけれども、当事者として特にその周辺地域住民の皆様にはいやが応にもプレッシャーがかかるんだろうと思うんです。ですから、言われれば言われるほど何で俺たちばかりがみたいな感覚に陥ってしまうのも無理がないのかなとは思うんです。そんな中、やはり町長が今おっしゃってくれた町と一緒にというスタンスで、ぜひとも手を差し伸べていただきながら、皆さん一緒にやってみよう、そういうスタンスで、それで早急に危機感を心の中では持ちながら進めていっていただきたいと思うわけです。

踊子文学祭にしても、お恥ずかしながら地域住民の方の参加というのはほとんどなかったのが現状なんですね。声かけは一応はしてあったんですけれども、皆さん、残念ながら参加

をしてくださらなかった。この観光協議会と湯ケ野の地区というものの間にもしかしたら長年の、あまり口に出していいのか分かりませんが、確執と言ったら語弊があるかもしれませんが、歩み寄れない何かがあるのかもしれませんが、何とかそういったことは今後私も解消していくように一生懸命努力していく所存ではありますので、町にも最大限ご協力をいただきながら、湯ケ野だけではなく、梨本を含めた周辺地域、この開発には一刻も早く取り組んでいただかないと、本当に通過するだけということになってしまいかねないので、そこは重々お願いをして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

随分ちょっと時間を使ってしまったんですが、2問目、財政について質問させていただきます。

当町の財政について。

まず、河津町の基礎体力の指針とも言えますプライマリーバランス、これは基礎的財政収支ということなんですが、現状どのようになっているのでしょうか。プライマリーバランスという言葉は、新聞やテレビなどでよく目にし、耳にする単語だとは思いますが、これは公債費等を除いた基礎的財政収支のことを言うわけですが、国と地方では若干捉え方が違うと思います。健全化法に定められ、公開の義務がある実質公債費比率や将来負担比率、実質赤字比率などと違い、公開の義務というのはありません。全国の地方財政のプライマリーバランスは黒字化をしていると言われております中、国は2016年度の数値ですが、16.7兆円もの赤字を計上しております。国の債務残高が2019年3月末時点で1,103兆円もあります。しかし、国の財政状況に揺るぎはありません。これも事実であります。様々な理由があるとは思いますが、基本的に自国民に買っただけの国債がほとんどであることや、借金に近いだけのプラス要因の債権を保有しているからだと思います。そんな中、河津町のプライマリーバランスはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

次に、今後河津町において小学校統合準備委員会の答申を受け、統合に向けての様々な準備、そして実際の建設等に入っていき、そういった流れになると思います。そして、子育て支援施設、これらの建設と膨大な支出が想定されるわけです。少子高齢化や生産年齢人口の減少、そしてバガテル公園の出し続ける赤字による補填と、河津町にはマイナス要因ばかりが目立つように感じられます。町長自身も昨日の施政方針でおっしゃられておったように、最近の頼りにしていた固定資産税も大規模施設整備が終了を迎え、減収になるなどしておるわけです。プラスの要因が見えてこないのが現実だと思うんですが、今後の財政運営は本当

に大丈夫なのでしょうか。非常に不安に感じるわけですが、お答えをいただきたいと思えます。

とりあえずそこまでお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、塩田議員の質問にお答えします。

その前に、先ほどの前問の中で、私、湯ヶ野の踊子まつりと言いましたが、正式名は踊子文学祭ということで訂正をお願いしたいと思います。

また、伊豆縦貫道につきましては、地元の方々の特に用地関係といたしますか、工事の際には大変皆さんにご負担とかご迷惑をかけている点も含めて、今後とも推進したいと思いますので、改めて皆さんにお礼を言いながら、今後また進めていきたいなと思っております。

財政についてのご質問でございます。

1つ目は、プライマリーバランスの現状について、2つ目は、財源の関係だと思っておりますので、お答えしたいと思います。

プライマリーバランスとは起債、借入金と公債費、借金の利子のバランスのことを言いついて、基礎的な財政収支でございますが、これについては後ほど担当課長より現状について説明をさせます。

それから、財源の関係でございます。確かに塩田議員が言うように、固定資産税等も減収ということで、大変厳しい状況があります。そういう中で昨日も答弁をしましたが、やはり歳出を抑えるというのも1つの考え方、あるいはこれから施設についても必要なものはやっぱり残す。必要でないものは整理していくという、そんなことも必要なのかなと思っております。

それから、特に最近歳入として増えているのが、昨日も答弁差し上げましたが、ふるさと納税が大きく伸びております。これはまだまだ商品開発によって伸びる可能性は私はあると思っております。昨年の予算の段階で8,000万円の予算を組ませていただきましたけれども、7,000万円ということで、本当に1,000万円増えるのか大変心配したわけですが、現実的にはおとしより2,500万円増えて、9,500万円のふるさと納税が確保できたということで、商品開発ですとか、やる気によってはさらに倍ぐらいのお金まで増える可能性があるんじゃないのかということで、1つのふるさと納税も財源として考えていく中で、アイデア次第では、あるいは取組次第では増える可能性があるものですから、この辺を今後特に力を入れていきたいということでございます。

また、事業に際しては、当然経費節減に努めまして、補助金あるいは有利な起債に取り組んで、なるべく負担が少ないような形で今後やっていかなければならないと思っておりますし、そのことによって新たな事業ができると思っておりますので、その辺に努めたいと思っております。

以上でございます。

担当課長から説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、基礎的財政収支の現状についてのお尋ねについてお答えをさせていただきます。

先ほども質問の中でありましたが、令和元年の9月の定例会において報告をさせていただきました平成30年度の決算に基づきます河津町財政健全化判断比率について再度ご説明をさせていただきます。

本報告につきましては、地方公共団体が毎年度、前年度の決算に基づきまして財政状況を客観的に表し、公表を義務づけられているものでございます。町の財政事情を判断するに当たりまして、対象を一般会計のみならず、特別会計も含めた町全体の財政状況を数値化に表したものでございます。4つの指標でございます、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4つを財政健全化比率として定めております。

当町におきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、赤字額が生じておりませんので、これは算定をされておられません。実質公債費比率につきましては6.1ポイント、将来負担比率につきましては39.4ポイントとなっております。地方公共団体につきましては、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画、または財政再生計画を策定いたしまして、財政の健全化を図らなければならないとしているところでございます。実質公債費比率につきましては、先ほども申しましたが、早期健全化の基準が25ポイントに対しまして、当町は6.1ポイント、将来負担比率につきましては基準の350ポイントに対しまして39.4ポイントとなっております。いずれも基準を下回っており、健全財政と判断をされているところでございます。令和元年度決算におきましても同様の見込みともくろんでいるところでございます。

また、地方債、借入金でございます。こちらの平成30年度末残高につきましては30億5,471万2,000円、元年度の残高見込みにつきましては28億9,536万5,000円を見込んでいるところでございます。参考までに10年前の平成21年度末におけます地方債の未償還残高につき

ましては、37億7,240万1,000円となっております。これから見ましても着実な償還を行っているところであり、現状におきましては健全な運営がされていると判断をするところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員。

○6番（塩田正治君） 当町においては非常に健全な財政運営をなされているということがはっきりと町民の皆さんにも届いたと思います。

平成18年の答申ということで少々古い資料になるわけですがけれども、地方財政審議会というのが地方財政の健全化の推進に関する意見書というものを出しております。その意見書の最初の項目が国、地方を通じる財政健全化の必要性というお題目になっております。その中には徹底した事務事業の見直しや行財政運営の効率化等を推進し、歳出の抑制を図ると同時に、経済の活性化等を通じた税収の増加に努め、財政健全化を進めることが喫緊の課題であるとしております。ということは、私には財政健全化とは歳出の抑制だけではなく、税収増加策を同時進行で進めなければならないというふうに答申が読めてまいります。

昨日、町長の施政方針を聞かせていただきましたけれども、税収増加につながる可能性のある事業が商工振興関係のところには多少、それから先ほどおっしゃったふるさと納税関連にあった程度と言ってもいいのかな。残念なと言わざるを得ないぐらい税収の増加策というのが打ち出されていないように見えますが、今後町長が税収増加に向けて何か取り組む予定のあるものがあるのか教えてください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、塩田議員お尋ねの税収の増収策ということでございます。

確かに経済の状況が、これは国の政策にもよるわけでございますけれども、大変厳しいという状況は私も感じております。その中で、やっぱり個人の事業者さんの経営あるいはそれが発展することによって税収が増えていくんだらうなと思いますし、あるいはもう一つは、やはり人口が増えないとやっぱり税収というのは増えないんじゃないのかなと思いますし、できるだけ働く世代にやっぱり住んでもらうということが大きな税収につながっていくのではないのかとっておりますので、そういうことで産業振興のことも併せてやっぱり人口増加対策、それは進めていくことが大事じゃないのかなとっております。

確かに現状を見てもと、来年度予算組む中でも税収増というのは大変厳しい状況がございます。その中でも組まなければならないということがあるものですから、大変歳出をど

うしても切り詰めなければならないということもありますし、また、収入が増やせるものについてはなるべく努力によって、頭を使って補助金に取り組んだり、あるいはふるさと納税をもう少し頑張ってみたりとかということで、当面の策としてはその辺を中心にやっていくしかないのかなと思っております。現状では地方税はもちろんでございますけれども、やはりふるさと納税などの増収対策によって財源確保に努めなければならないと、そういうことを一番に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員。

○6番（塩田正治君） 本当に税収増、これは非常に難しい問題であると私も思います。しかし、必ず取り組まなければならない問題であるとも考えます。

江戸時代の話をちょっとさせていただきます。江戸のまちというのは当時世界でも類を見ない独自文化を築き上げて、世界一の経済都市であったと言われております。お金のこと、当時の言い方ではおあしという言い方をすることもあります。また、当時の貨幣であります小判、俵型をしておりますけれども、見ようによってはわらじに見えなくもない形をしているんじゃないでしょうか。当時の人々は誰に教えてもらったのか分かりませんが、お金は足がついているかのごとく、動かさなければもうからないと。動かしてこそお金なんだということを江戸の町民たちは理解をしていたんじゃないでしょうか。

金は天下の回り物などという言い方もあります。行政がそんな感覚で住民からお預かりしている大事なお金をそのような天下の回り物なんだみたいな乱暴な使い方をするのはできないことは重々承知しておりますが、効率化、簡素化、無駄を省けと締めつけるだけではお金はどんどん目減りしていくばかりではないでしょうか。少ない投資で最大限の利益を生み出す。これはよく町長が来年度予算案の編成のときにお使いになっている言葉ですが、なかなか天才でもない限りには簡単にできるような話ではないんじゃないかなと思うんです。税収を増やすために、それこそ投資すべきことがあれば、しっかりと投資もしなければ、お金はやっぱり河津町に税収として上がってこないんだと思います。

先ほど総務課長からも河津の財政運営は今のところ健全ですとはっきりとお墨つきもいただいた中で、河津町は将来のふるさと納税を増やすためにも1次産業、2次産業、そういった基礎的産業のところ思い切った投資をするという考えを必ずどこかのタイミングで作り出さなければならないと思います。その河津の庁舎内にそういったアイデアがないのであれば、国の皆さんや県の皆さんに幾らでも頭もよくて、アイデアもたくさん持っているよう

なキャリアの官僚の方々にも直接お聞きになって、アイデアをいただくというのも全然ありだと思えます。もっとダイレクトに国や県にお願いをしてみたりするのもありだと思えますが、町長、その辺についてお考えをお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 税収対策の関係でございますけれども、先ほどちょっと言い忘れましてけれども、人口を増やすということもそうなんですけれども、私は基幹産業でありますやっぱり観光の流入人口を増やすという、交流人口を増やすということも1つの対策ではないかと思っております。特に人口的なことを考えると、やっぱり日本の中でも人口が減っているということがあるものですから、やはりインバウンド対策といいますか、外国人の方も多くやっぱり受け入れるような、そんな仕組みをつくった中で、河津町にも観光的な収入を増やすことによって税収増につながっていくんじゃないかなと思っておりますので、交流人口についてもこれから取り組んでいかなければならないのかなと思っております。

議員がお尋ねのやっぱり場合によっては投資をしなければならないということも確かにそうだと思います。ただ、昔と違って、なかなか公共が投資をするというのは難しい時代になってまして、基本的なインフラといいますか、道路、橋等も今老朽化をしていて、それをどうして維持していくかということも嚙の課題となっております。当然命も関わっておりますので、道路あるいは場合によっては災害の対策もしなければならないということで、行政的な役割が主導的な役割もあるものですから、その中でどれだけ投資ができるかというのが大きな問題だと思います。これは昨日の質問でもお答えしましたけれども、やはりその中でうまく民間とタッグを組んでやる如果能够あれば、その民間の力を活用して、お互いにやるということもこれからは必要ではないのかな、そんなことも考えて、今後進んでいきたいと思っております。

それから、議員がおっしゃるように、基礎的な産業として私は第1次産業は大事だと思っておりますし、そのことが観光にもつながっていったり、食の安全であったり、そういう面で第1次産業は大事だと思っておりますので、それは基本的に私の心の中にも大事にしていこうと、そういう気持ちはございますので、取り組んでいきたいと思っております。

それから、政策について、国・県の当然意見も伺ったりしますし、これからはやっぱり民間の意見も聞きながら、一緒になって取り組んでいくことが行政として一番将来的には望ましい姿ではないのかなと思っておりますので、その辺にも配慮して今後やっていきたいと思っておりますので、ぜひともご協力をお願いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員。

○6番（塩田正治君） まとめます。

時間があれば今日は実はパブリカの話をしたかったんですが、時間がなくなってしまったので、提案できないで終わりますけれども、当然観光立町と名乗る以上、河津町は観光にもすごく力を入れなければいけない。その流入人口、これに頼っているのも事実ですけども、今回のような新型コロナウイルス関係のような、こういったようなことが起こると、観光の依存度をあまりにも高い依存度にしてしまうと、けがも大きくなってしまうというのが現実になってしまうと。そういった中で、やはり行政としては安心・安全でという安全保障を考えれば、あらゆる分野で多岐にわたるところから税収が上がってくるようなシステムを構築する、これも行政の考えるところではないかと考えます。

最後のまとめはちょっとうまくまとまらなかったんですが、以上で私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 6番、塩田正治君の一般質問は終わりました。

これをもって今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（土屋 貴君） 休憩を解き、会議を再開します。

---

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第2、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町見高1902番地。

氏名、遠藤照之。

昭和21年8月9日生まれ。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

遠藤氏は、平成29年3月8日に委員に就任をしまして、令和2年3月7日までで1期3年間の終了いたします。町民からも信頼されまして、見識、人格、資質とも優れた人物でありますので、今般2期目、3年間をお願いしたく同意を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり選任について同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をされました。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度河津町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和元年度河津町一般会計補正予算（第6号）について。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、提案理由の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

こちらの提案理由につきましてご説明をさせていただきます。

さきの台風15号により被災いたしました河川・道路災害復旧事業2件に関する専決処分の上程案件となっております。第4回定例会においてもご説明申し上げましたが、国の公共土木災害復旧事業に関する災害査定が12月に実施され、復旧事業費の決定が議会閉会后となる見通しだったために、専決処分での対応と説明をさせていただきました案件となっております。

次ページをお開きください。

河津町告示第67号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第4号。

令和元年度河津町一般会計補正予算（第6号）。

令和元年度河津町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,354万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ40億1,513万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）でございます。

第2表 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月13日。

河津町長、岸重宏でございます。

次のページをお願いいたします。

1 ページ目です。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

単位は千円となっております。款、項、補正額の順に読み上げさせていただきます。

14款国庫支出金、補正額1,374万3,000円 2項国庫補助金同額でございます。

19款繰越金309万7,000円 1項繰越金同額でございます。

21款町債670万円 1項町債同額でございます。

歳入合計2,354万円。

2 ページをお開きください。

歳出でございます。

歳入同様に読み上げさせていただきます。

10款災害復旧費2,354万円 2項公共土木施設災害復旧費同額でございます。

歳出合計2,354万円。

3 ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

追加。単位は千円でございます。

起債の目的、公共土木施設災害復旧事業、限度額670万円。

起債の方法、証書借入。

利率、5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行っ

た後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法でございます。借入先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができるでございます。

4 ページをお開きください。

事項別明細の 4 ページ、5 ページ、総括は省略とさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目土木費国庫補助金、補正額1,374万3,000円 3 節道路橋梁等災害復旧事業補助金1,374万3,000円、道路橋梁等の災害復旧事業費補助金でございます。

次に、19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金309万7,000円 1 節繰越金309万7,000円でございます。繰越金の財源措置しております。

次に、21款町債 1 項町債10目災害復旧事業債670万円 2 節公共土木施設災害復旧事業債670万円、現年発生災害復旧事業債でございます。

7 ページをお開きください。

歳出でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に読み上げさせていただきます。

10款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目道路橋梁災害復旧費300万円15節工事請負費300万円、道路橋梁災害復旧工事費でございます。

次に、2 目の河川災害復旧費でございます。2,054万円12節役務費23万円、作業員手数料でございます。14節使用料及び賃借料31万円、重機の借上料でございます。15節工事請負費2,000万円、河川災害復旧工事の工事費となっております。

補正額の合計といたしまして2,354万円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度河津町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認をされました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第4、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

提案理由でございます。会計年度任用職員制度施行に際しまして、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、現在の臨時職員につきまして、令和2年4月1日以降、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、一般職非常勤職員への厳格に整理されることになりました。それに伴いまして、改正の影響する案件につきまして一括して改正整備をするものでございます。

主な変更点でございます。

地方公務員法第22条の2、会計年度任用職員に関するものの規定に関する影響部分と特別職非常勤に非該当となる者の除外等の変更となっております。

次ページをお開きください。

条例第 号。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

対象条例といたしましては、第1条につきましては、河津町職員定数条例、第2条、河津町職員の分限に関する条例、第3条、河津町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、第4条、河津町人事行政の運営の状況の公表に関する条例、第5条、河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第6条、河津町職員の育児休業等に関する条例、第7条、河津町職員の公益法人等への派遣に関する条例、第8条、河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、第9条、河津町職員の給与に関する条例、第10条、河津町職員の旅費に関する条例、この1条から10条までの一部を改正するものとなっております。

定例会資料の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第1号関係資料でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。こちらにつきましては、新旧対照表が6ページまで記載されておりますので、ご覧をいただければと思います。左側が改正後で、右側が改正前となっておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

それでは、議案にお戻りください。

附則でございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第5、議案第2号 河津町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第2号 河津町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の分限に関する条例（昭和34年河津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 議案第2号 河津町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。

地方公務員法第28条に基づく失職の例外適用条件の見直しについてでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例。

河津町職員の分限に関する条例（昭和34年河津町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁固以上の刑に処されその刑の執行を猶予された職員について」を「法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者について」に改めるでございます。

こちらに関しましては、地方公務員法の欠格条項では、公務中、通勤中に限定するものはありません。当町の現状につきましては、公務中及び勤務中に限定されているために、休日中の事故等に関しては例外規定が適用外のため、改正を行うものでございます。

なお、この改正に伴いましては、他市町の整備状況などにより賀茂地区の各市町において、それぞれ整備していくこととなりまして、今回の改正に至ったところでございます。

それでは、定例会資料の7ページをお開きください。

議案第2号関係資料でございます。

新旧対照表となっております。左側が改正後、右側が改正前となっておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

それでは、議案にお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第2号 河津町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第6、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

固定資産評価審査委員会条例（平成11年河津町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。

情報通信技術を活用いたしました行政の推進等に関する法律の一部改正に伴います改正となっております。

次ページをお開きください。

条例第 号。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。

概要でございます。旧法律名、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたものでございます。

2点目といたしまして、法の参照条がずれたことによります修正でございます。

3点目でございます。市町村長を町長に修正するなどの字句の訂正となっております。

それでは、定例会資料をお開き願いたいと思います。

8ページでございます。

議案第3号関係資料でございます。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右側が改正前、左側、改正後となっております。10ページまでが新旧対照表となっておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

それでは、議案にお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第7、議案第4号 河津町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第4号 河津町消防団条例の一部を改正する条例について。

河津町消防団条例（平成24年河津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 議案第4号 河津町消防団条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。

成年後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく欠格条項の適正化を図るための一部改正となっております。

次ページをお開き願います。

条例第 号。

河津町消防団条例の一部を改正する条例。

河津町消防団条例（平成24年河津町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号を削り、同条第4号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第3号とする  
ものでございます。

第6条3号に関しましては、成年被後見人及び被補佐人の権利の適正化を図るため、欠格  
条項から削除するものでございます。

また、字句の訂正といたしまして、「禁固」を「禁錮」の字句に修正をするものでござい  
ます。

定例会資料の11ページをお開き願います。

議案第4号関係の資料でございます。

新旧対照表が添付してございますので、ご覧をいただければと思います。

それでは、議案にお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第4号 河津町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第8、議案第5号 河津町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第5号 河津町印鑑条例の一部を改正する条例について。

河津町印鑑条例（昭和52年河津町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、提案理由の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 議案第5号 河津町印鑑条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

提案理由は、本条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴う改正で、成年被後見人及び被補佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項やその他の権利の制限に係る措置の適正化を図るための改正及び法改正に伴う字句の改正でございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町印鑑条例の一部を改正する条例。

河津町印鑑条例（昭和52年河津町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

第2号、意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削る。

本改正によりまして、これまで成年被後見人は印鑑登録ができませんでしたが、成年被後見人が法定代理人を同行して、本人による申請がある場合は意思能力があるとして、印鑑登録ができるという改正となっております。

定例会資料の12ページに新旧対照表をつけておりますので、ご参照いただければと思います。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第5号 河津町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第9、議案第6号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第6号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年河津町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第6号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、上位法令でございます省令の改正に伴う条例改正でございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。恐れ入りますが、定例会資料の13ページをご覧くださいと思います。

今回の改正内容を記載してございます。本資料にて説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の省令の一部改正により条例改正を行うものでございます。条例改正に当たっては、国の基準を上回る内容や異なる内容を定める特段の事情、地域の特性は認められないと考え、省令どおり国の基準を引き続き採用することといたします。

改正内容でございます。改正省令の平成31年3月29日（厚生省令第49号）に伴うものでございます。

まず、1つ目としまして、家庭的保育事業者等による卒業後の受皿連携施設確保要件の緩和ということで、第6条に第4項、第5項を新設いたします。

2つ目といたしまして、保育所型事業所内保育事業所の連携施設に関する特例の追加ということで、第45条に第2項を新設いたします。

3つ目といたしまして、家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間延長対象の拡大ということで、家庭的保育者の居宅以外で保育が行われている場合の事業者の追加をいたします。これは附則第3項の改正になります。

4つ目としまして、連携施設の確保をしないことができる経過措置の延長ということで、附則第4項の改正ということでございます。

以下、一覧表に項目、従来の基準、改正後の基準、対象となる事業種別を記載してございますので、ご覧いただければというふうに思います。

また、次ページ以降、新旧対照表を添付してございますので、参考としていただければと思います。

それでは、条例改正文をご覧いただきたいと思います。

最下段の附則でございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上となります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第6号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第10、議案第7号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第7号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年河津町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、提案理由の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第7号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例改正は、上位法令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の省令が従うべき基準から緩和された改正による条例改正でございます。放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないと規定されております。

すが、その放課後児童支援員資格の基準となります研修終了期限の経過措置期間を平成32年3月31日までの間とされていきました。省令の緩和改正に伴い、その期間を当分の間とするものでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年河津町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に改め、「平成32年3月31日までに」を削る。

附則。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

なお、新旧対照表を定例会資料17ページに添付してございますので、参考としてください。説明は以上となります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 改正前の話なんでいいんですけれども、なぜ平成32年3月31日までの間と記載されてあったのか、ちょっと理由、分かりますか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 上位法令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令のほうに一応緩和措置ということで、この年限がうたわれていたということで、そちらのほうを河津町の条例にも適用させてあったということでございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員。

○6番（塩田正治君） この平成32年3月31日までというのはどういう期間なんですか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 放課後児童健全育成事業のこの基準が定められたのが平成26年だったと記憶しています。そのときにそういった支援員を養成する研修というのを国のほ

うが定めて、各自治体で行ってきたと思います。その経過措置ということでこの年限が定められたのではないかなというふうに思っております。

また、今回緩和されたことにつきましては、やはり全国的にもまだこの支援員の量が足りていないというようなことがあることから、国のほうでも各自治体で臨機応変に行っていたかどうかということで緩和措置がされたと聞いております。

以上です。

○6番（塩田正治君） 終わります。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第7号 河津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第11、議案第8号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第8号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置について。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第87条第1項の規定に基づき、賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会を共同設置することについて、別紙のとおり規約を定めるため、地方自治法（昭和22年第67号）第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、提案理由の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第8号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置について説明をさせていただきます。

障害者地域生活支援拠点事業の賀茂地区6市町で共同運営開始するための運営協議会規約の制定に伴い、議会の議決を得るものでございます。

次のページをお願いいたします。

規約第 号。

賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会規約。

恐れ入りますが、定例会資料の18ページをご覧くださいと思います。

今回の制定内容を記載してございます。本資料にて説明をさせていただきます。

まず、第1に地域生活支援拠点事業でございますが、障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支える体制を構築する事業でございます。

必要な機能といたしまして、1つ目に、相談事業でございます。緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握いたしまして、常時連絡体制を確保し、障害の特性に応じた対応・相談を行う機能でございます。

2つ目に、緊急時の受入れ・対応事業でございます。短期入所を活用した常時の緊急受入れ体制を確保した上で、緊急時の受入れや医療機関への連絡等の対応を行う機能でございます。

3つ目に、体験の機会・場の提供ということで、障害者の自立に当たって、共同生活援助

等の障害福祉サービスの利用や、独り暮らしの体験の場を提供する機能でございます。

あと4つ目に、専門的人材の確保・養成機能。

あと5つ目に、地域の体制づくりとしての機能ということであります。

令和2年度は主にこの1、2、3の機能を整備いたしまして、業務を松崎町にございます十字の園オリブに委託する予定となっております。

2つ目に、設置に至った経緯でございます。国の方針によりまして、「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討すること。」となっております。そうしたことから、第5期障害福祉計画で令和2年度末までに設置を目指すということとしたものでございます。

賀茂地区につきましては、どの市町も人口が少ないというようなことでございますので、利用者数及び採算の確保が困難ということで、賀茂地区1市5町での共同設置とすることとなったところでございます。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思っております。

内容でございますが、第1章、総則としまして、第1条から第5条まで、目的、名称、構成市町、担任する事務、事務所について規定してございます。

次に、第2章としまして、協議会の組織、第6条から第8条まで、組織、役員、役員の職務について規定してございます。

次に、第3章、協議会の会議としまして、第9条、第10条に会議と事務局について規定してございます。

次に、第4章、協議会の財務としまして、第11条から第17条に経費の支弁の方法、歳入歳出予算、歳入歳出予算の調製等、出納員、決算報告、契約、その他の財務に関する事項について規定してございます。

次に、第5章、補則としまして、第18条、第19条に解散の場合の措置、補則を規定してございます。

それでは、附則でございます。

附則。

(施行期日)

第1項、この規約は、令和2年4月1日から施行する。ただし、協議会に関し必要な手続その他の行為は、この規約の施行の日前においても行うことができる。

(読替規定)

第2項、この規約の施行後最初に開かれる協議会の招集等に関しては、第9条第2項中「会長」とあるのは「松崎町長」と読み替えるものとする。

第3項、令和2年度に係る協議会の歳入歳出予算に関しては、第13条第1項中「年度開始前に」とあるのは、「この規約の施行後速やかに」と読み替えるものとする。

説明は以上となります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） これは障害者の今後のことを考えたことだと思いますけれども、例えばこれの窓口といいますか、こういう人たちを要はそういう協議会にかけていただく窓口というのは基本的には町の中ではどこが担当して、どのような方向で障害者の意見をつなげたらいいのかちょっとお伺いしたい。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 町の窓口につきましては、健康福祉課の福祉介護係が担当しております。また、障害者につきましては、介護保険と同じように、ケアマネジャーみたいな者が存在していますので、その相談事業というのを業務委託で各知的、身体、あと精神ですか、そういったもので設置をしております。そういったところからもこういった事業に結びつけられるというように思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 町の窓口としては健康福祉課とケアマネジャーという。あと、例えばこれを一番最初をお願いしていくパターンとしては、例えば民生委員さんとか、そういう人たちを通じた形で話を進めていけばいいんでしょうかね。それとも要はもうそういう人がいたときには直接気がついた人が窓口に行けばいいのか。そこら辺はどうなんでしょう。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 渡邊議員が申しましたとおり、やっぱり地区で町のほうでも把握できないところもありますので、やはり民生児童委員の方々とか、そういった方々の協力を得ながらやっていきたいと思っております。

また、障害者の協議会等もありますので、そういった中でも情報提供させていただいて、そういったところからも相談が窓口に来るように対応していきたいと思っております。

以上です。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございませんか。

4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） これ国のほうの指針で早急に検討を行うことというふうなことで始まったということなんですけれども、現状は障害がある方で高齢の方でというような方に関しては、こういったサポートするようなシステムはないということなんですか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） ショートとか、あと長期に入所するような施設は当然ございます。それで、高齢者になりますと介護等の関係もありますので、そういった施設と連携を持っていますけれども、こちらに関しましては居宅で行っている障害者と、あとこれから親がいなくなったときのためのつなぎの施設ということで整備していこうというような形になります。ですから、今後こういったところを利用する方が増えてくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） この障害がある方で今現状親と一緒に暮らしている。もし親の身に何かがあったといったときには、町としてはそういう状況はもう既に把握をされていて、その上で親が亡くなられたんで、その方を対応するというような状態をこれからつくっていく。現状ではもうある程度把握できるような仕組みができていますか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 先ほどもちょっと話しましたがけれども、やはり障害のほうにも介護と同じようなケアマネジャー的な相談員がございます。それでサービスを使うにしても、そういった相談員に相談しながら町と連携をしてやっているんで、そういった方の家族とか、そういった方々の把握については町はできているものと思っております。突然親の方が亡くなられたり、事情が変わったりした場合はちょっと急遽対応できないときもありますけれども、そういった事前に分かる範囲につきましては、相談をしながら、また施設の利用とか、そういったものも相談しながらやってはきております。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

○4番（遠藤嘉規君） はい。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第8号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

13時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時10分

○議長（土屋 貴君） 休憩を解き、直ちに会議を再開いたします。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第12、議案第9号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更す

る規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第9号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって浅羽地域湛水防除施設組合が静岡県市町総合事務組合から脱退し、及び静岡県市町総合事務組合理約（平成18年市行第581号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、提案理由の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 議案第9号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についての提案理由でございます。

浅羽地域湛水防除施設組合につきましては、本年解散により静岡県市町総合事務組合から脱退に伴います規約の一部を変更するものでございます。

次ページをおめくりください。

規約第 号。

静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約。

静岡県市町総合事務組合理約（平成18年市行第581号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、浅羽地域湛水防除施設組合」を削る。

附則。

この規約は、令和2年4月1日から施行するでございます。

定例会資料の19ページをおめくりください。

新旧対照表となっております。参考にしていただければと思います。

議案第9号の説明につきましては以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） この一部事務組合の名称は資料のほうでずっと載っているんですけども、これというのは、その組織がなくなると、その都度削除をしていくという認識でいいんでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 組織の解散によって脱退ということで、組織が解散した時点で脱退となります。昨年も何件かあったと思いますけれども。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 資料のほうの改正後というところの上から4段目の一番右端に西伊豆広域消防組合というのがあるんですけども、これは下田地区消防組合に統合されて、もうしばらくたっているんですけども、これが残っているというのは意図的に何か残してあったりするんでしょうか。それとも河津町としては関係のないことだというような認識なんですか。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） すみません、こちらにつきましては、ちょっと確認をさせていただきますが、改正後の、既に解散をされておりますので、これは記載誤りだと思いますが、後ほどまたご報告させていただきます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

○4番（遠藤嘉規君） はい。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ある方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第9号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第13、議案第10号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第10号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第7号）。

令和元年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,249万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,263万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 議案第10号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第7号）でございます。

提案理由の主な理由といたしましては、会計年度末におきます事務事業の精算確定及び確定見込みによります補正予算要求となっております。

次ページをおめくりください。

1 ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

単位は千円でございます。款、項、補正額の順に読み上げさせていただきます。

2 款地方譲与税357万7,000円 3 項森林環境譲与税同額でございます。

12 款分担金及び負担金△460万1,000円 1 項負担金同額でございます。

13 款使用料及び手数料△670万円 1 項使用料同額でございます。

14 款国庫支出金△1,025万9,000円 1 項国庫負担金298万9,000円 2 項国庫補助金△1,219万1,000円 3 項委託金△105万7,000円。

15 款県支出金812万5,000円 1 項県負担金△229万5,000円 2 項県補助金1,294万5,000円 3 項委託金△252万5,000円。

17 款寄附金1,689万9,000円 1 項寄附金同額でございます。

18 款繰入金△8,174万4,000円 2 項基金繰入金同額でございます。

19 款繰越金3,820万7,000円 1 項繰越金同額でございます。

20 款諸収入△600万円 5 項雑入同額でございます。

歳入合計といたしまして△4,249万6,000円でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長に申し上げます。長くなるようでしたら座って説明をお願いします。

○総務課長（野口浩明君） はい、ありがとうございます。それでは、着席させていただきます。

2 ページの歳出でございます。

歳入同様に読み上げさせていただきます。

単位は千円でございます。

2 款総務費△2,452万9,000円 1 項総務管理費△1,449万8,000円 2 項徴税费△61万9,000円 4 項選挙費△941万2,000円。

3 款民生費89万1,000円 1 項社会福祉費1,695万円 2 項児童福祉費△1,605万9,000円。

4 款衛生費△3,493万9,000円 1 項保健衛生費△720万円 2 項清掃費△2,773万9,000円。

5 款農林水産業費3,087万4,000円 1 項農業費2,900万8,000円 2 項林業費186万6,000円。

6 款商工費△343万6,000円 1 項商工費同額でございます。

7 款土木費△364万4,000円 2 項道路橋梁費△322万7,000円 5 項住宅費△41万7,000円。

8 款消防費△520万5,000円 1 項消防費同額でございます。

9 款教育費△216万7,000円 1 項教育総務費 1 万6,000円 2 項小学校費△229万1,000円 5 項  
社会教育費 2 万3,000円 6 項保健体育費 8 万5,000円。

10 款災害復旧費△34万1,000円。

3 ページをお願いいたします。

2 項の公共土木施設災害費△34万1,000円。

歳出合計といたしまして△4,249万6,000円でございます。

4 ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正でございます。追加でございます。

単位は千円でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費、鉄道施設総合安全対策事業83万円、こちらに関しましては、  
鉄道事業者に対しまして施設の安全対策事業に対し支出するもので、事業未了のため、翌年  
度に繰り越すものでございます。

3 款民生費 2 項児童福祉費、（仮称）河津町子育て支援施設建設事業593万9,000円、こち  
らに関しましては、12月補正をお願いをしてございました職員の駐車場用地の測量設計業務  
委託でございます。593万9,000円につきまして翌年度に繰り越すとしたものでございます。

次に、5 款の農林水産業費でございます。1 項被災農業者支援事業715万円、わさび田小  
規模災害復旧事業475万1,000円、地籍調査事業2,129万8,000円でございます。被災農業者支  
援事業につきましては、さきの台風15号、19号において被害を受けました被災農業者の支援  
事業でございます。こちらは国庫補助となっております。わさび田の小規模災害復旧事業に  
関しましては、補助対象外の事業といたしまして、町の単独で実施するものでございます。  
また、地籍調査事業につきましては、さきの国の追加補正予算によりまして、次年度分を本  
年度に前倒して実施するものでございます。

次に、10 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業1,296万円でござ  
います。こちらは先ほどの承認第1号の専決処分承認されました案件でございます。普通  
河川本谷川の災害復旧工事につきまして、完成が次年度に見込まれるため、繰り越しとした  
ものでございます。

なお、被災農業者支援事業、わさび田小規模災害復旧事業、地籍調査事業につきましては、7号補正予算で要求をしておりますので、ご審議をお願いいたします。

それでは、5ページをお開きください。

第3表 債務負担行為補正でございます。

追加でございます。

単位は千円でございます。事項、期間、限度額の順に読まさせていただきます。

旅券交付窓口端末機器の購入でございます。期間につきましては令和2年度、限度額につきましては45万7,000円でございます。こちらに関しましては、令和2年4月より機器が更新されるため、その導入準備のために債務負担行為補正として上程するものでございます。

それでは、6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括は省略させていただきます。

8ページをお開きください。

先ほども申しましたが、歳入歳出とも主な理由につきましては、年度末におきます事務事業の精算確定及び精算確定見込みによります補正予算要求となっております。

それでは、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に読み上げさせていただきます。

2款地方譲与税3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税357万7,000円1節森林環境譲与税357万7,000円。森林環境譲与税でございます。

次に、12款分担金及び負担金1項負担金4目総務費負担金△460万1,000円1節選挙費負担金△460万1,000円でございます。財産区議会議員選挙負担金でございます。無投票によります精算となっております。

次に、13款使用料及び手数料1項使用料3目商工使用料△670万円2節施設使用料△670万円、河津バガテル公園の使用料でございます。実績見込みによります減額となっております。

次に、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金298万9,000円1節児童福祉費負担金△188万7,000円、子どものための教育・保育給付交付金でございます。実績見込みによります減額となっております。2節保険基盤安定負担金123万6,000円、国民健康保険基盤安定負担金で、実績見込みによります増額となっております。4節障害者自立支援給付費負担金397万5,000円、障害者の自立支援給付費負担金といたしまして、こちらも実績見込みによります増額要求となっております。次に、5節児童手当負担金△351万6,000円、実績見込みによります減額となっております。次に、6節でございます。低所得者介護保険料軽減負担

金318万1,000円、同負担金でございます。

9 ページをお願いいたします。

2 項の国庫補助金でございます。2 目衛生費国庫補助金△67万3,000円 1 節衛生費国庫補助金△67万3,000円、循環型社会形成推進交付金でございます。実績見込みによります減額としております。

次に、3 目の土木費国庫補助金△20万8,000円 2 節住宅費国庫補助金△20万8,000円、公営住宅等関連事業推進事業補助金でございます。実績見込みによります減額となったところがございます。

5 目総務費国庫補助金△1,005万3,000円 1 節総務管理費補助金△1,005万3,000円でございます。社会保障・税番号制度対策費の補助金でございます。交付見込み額によります増額でございます、26万5,000円。プレミアム付商品券事業費補助金でございます。こちらにつきましては、商品券の販売額の確定によります減額で△648万8,000円となっております。プレミアム付商品券事務費補助金、事務費の見込み額によります減額でございます。△123万円でございます。防災・減災・新エネルギー設備等導入推進事業費補助金でございます。事業確定によります減額でございます。△260万円でございます。

次に、6 目の農林水産業費国庫補助金でございます。△125万7,000円 1 節農業費国庫補助金△125万7,000円、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費の補助金でございます。国庫補助額の確定によります減額となっております。

補正額の合計でございます。△1,219万1,000円となっております。

次に、3 項の委託金でございます。1 目総務費委託金△105万7,000円 2 節選挙費委託金△105万7,000円、衆議院議員の通常選挙費委託金でございます。確定によります精算となっております。

15 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金△229万5,000円 3 節児童福祉費負担金△165万4,000円でございます。子ども・子育て支援給付費負担金の実績見込みによります減額でございます。5 節国民健康保険基盤安定負担金でございます。△327万9,000円、国民健康保険基盤安定負担金といたしまして交付決定によります減額となっております。7 節障害者自立支援給付費負担金でございます。198万7,000円、実績見込みによります増額となったところがございます。9 節児童手当負担金△95万4,000円、児童手当の負担金、実績見込みによります減額となっております。次に、10 節低所得者介護保険料軽減負担金159万円、同軽減負担金でございます。159万円でございます。

10ページをお開きください。

11節ひとり親家庭就学支援負担金でございます。1万5,000円、こちらにつきましては、ひとり親家庭就学支援負担金でございます。実績見込みによりまして1万5,000円の増となっております。

補正額の計といたしましては△229万5,000円でございます。

次に、2項の県補助金でございます。1目総務費県補助金△315万9,000円1節総務管理費補助金△315万9,000円、自主運行バスの補助金でございます。交付決定によります増額でございます。59万1,000円。移住就業支援事業補助金、こちらにつきましては、実績によります減額でございます。△375万円となっております。

次に、3目の衛生費県補助金△65万7,000円2節衛生費補助金△65万7,000円、生活排水改善対策推進事業費補助金でございます。実績見込みによります減額としております。

次に、4目の農林水産業費県補助金でございます。1,567万8,000円1節農業費補助金1,657万7,000円、被災農業者支援型事業補助金でございます。508万7,000円。地籍調査事業補助金でございます。1,149万円、先ほどの繰越明許費で説明をさせていただいた事業でございます。次に、2節の林業費補助金△89万9,000円、森林整備地域活動支援交付金でございます。精算によります減額となっております。

6目の土木費県補助金でございます。△15万6,000円3節T O U K A I - O 総合支援事業費補助金でございます。△15万6,000円、わが家の専門家診断事業費の補助金で、実績によります減額となったところでございます。

次に、8目の消防費県補助金でございます。123万9,000円1節防災対策事業費補助金123万9,000円、地震・津波対策等の減災交付金でございます。交付決定によります増額となったところでございます。

補正額の計といたしましては1,294万5,000円でございます。

次に、3項の委託金1目総務費委託金△379万3,000円3節選挙費委託金△379万3,000円、県議会議員選挙費委託金といたしまして、確定によります精算となっております。

4目の商工費委託金126万8,000円1節観光費委託金126万8,000円、県有観光施設補修費の委託金でございます。台風15号、19号に関連します修繕費でございます。

計といたしまして△252万5,000円でございます。

11ページをお開きください。

17款の寄附金1項寄附金1目一般寄附金1,500万円1節一般寄附金1,500万円、ふるさと納

税寄附金でございます。実績見込みによります増額となっております。

次に、6目の衛生費寄附金でございます。189万9,000円。1節の環境衛生費寄附金でございます。189万9,000円、再生可能エネルギー等の寄附金で、風力発電事業者からの寄附の申出のあったものでございます。

計といたしまして1,689万9,000円でございます。

次に、18款の繰入金でございます。2項基金繰入金1目基金繰入金△8,174万4,000円1節基金繰入金△8,174万4,000円でございます。財政調整基金の繰入金といたしまして△7,584万4,000円、公共施設整備基金の繰入金といたしまして△590万円でございます。

次に、19款の繰越金でございます。1項繰越金1目繰越金3,820万7,000円1節繰越金3,820万7,000円、繰越金でございます。

20款の諸収入でございます。1項雑入1目雑入△600万円1節雑入△600万円、河津バガテル公園の販売収入実績見込みによります減額となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費ゼロ。9節の旅費△30万円、普通旅費でございます。19節の負担金、補助及び交付金でございます。30万円、職員研修費補助金でございます。こちらにつきましては、旅費と負担金、補助金の科目の更正を行ったところでございます。

次に、2目秘書費18万9,000円13節委託料18万9,000円、弁護士委託料でございます。実績見込みによります増額でございます。

次に、5目の電算費でございます。26万5,000円。19節負担金、補助及び交付金26万5,000円、番号制度番号カード関連委任事務交付金でございます。交付金の請求見込み増によります増額でございます。

次に、6目の交通安全対策費でございます。2万1,000円。19節負担金、補助及び交付金2万1,000円、交通安全指導員の負担金でございます。実績によります増額要求でございます。

7目の企画費△1,007万8,000円11節需用費△80万9,000円、事業用消耗品△1万5,000円、印刷製本費△79万4,000円で、実績によります減額となったところでございます。12節役務費でございます。△29万9,000円、通信運搬費といたしまして△29万9,000円でございます。実績見込みでございます。次に、13節の委託料でございます。△138万8,000円、河津中学校

太陽光パネル等設置工事監理業務委託料でございます。確定によります減額でございます。  
△11万円。防災・減災・新エネルギー設備等設計業務委託料でございます。こちらにつきましても確定によります減額でございます。△61万円でございます。次に、伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域振興計画策定業務委託料でございます。△24万9,000円でございます。確定によります減額でございます。河津町第5次総合計画策定支援事業委託料でございます。こちらにつきましても確定によります減額となっております。△29万7,000円でございます。電算処理委託料でございます。こちらに関しましては、実績見込みによります減額でございます。△12万2,000円となっております。15節の工事請負費です。△49万4,000円、河津中学校太陽光パネル等設置工事でございます。精算によります減額でございます。19節の負担金、補助及び交付金でございます。△708万8,000円、地域資源活用事業補助金でございます。確定によります減額でございます。△60万円。商品券事業費補助金でございます。こちらにつきましても△648万8,000円、販売額の確定によります減額としたところでございます。

13ページをお願いいたします。

8目の地域づくり推進費でございます。△503万5,000円。4節共済費1万2,000円、社会保険料でございます。精算によります増額となっております。8節の報償費435万円、ふるさと納税寄附金の謝礼でございます。寄附額増に対する返礼品でございます。次に、11節の需用費でございます。△150万円。修繕料といたしまして△100万円、実績によります減額となっております。事業用消耗品につきましては、精算によります減といたしまして△50万円でございます。次に、16節の原材料費でございます。△120万円、公民館修繕原材料といたしまして実績によります減額としたところでございます。19節の負担金、補助及び交付金でございます。△669万7,000円、地区集会施設修繕事業費補助金でございます。△169万7,000円、確定によります減額でございます。移住就業支援事業補助金でございます。こちらに関しましては、実績によります減額としたところでございます。△500万円でございます。

16目の諸費でございます。14万円。11節需用費25万円、修繕料でございます。実績見込みによります増額でございます。こちらに関しましては、防犯灯の修繕でございます。台風15、19号によりまして、防犯灯の修繕をしたところでございます。その実績によります増額としたところでございます。16節原材料費△11万円、設置材料費でございます。実績によります減額でございます。

次に、17目の町営バス運行費でございます。こちらにつきましては、財源更正でございま

す。一般財源から県支出金のほうに振り替えた更正をしたものでございます。

次に、2項の徴税費でございます。1目税務総務費1万3,000円4節共済費1万3,000円、社会保険料といたしまして精算によります増額でございます。19節負担金、補助及び交付金△63万2,000円、賀茂地区航空写真共同撮影業務負担金でございます。事業費の確定によります減額となっております。

14ページをお願いいたします。

4項の選挙費でございます。こちらに関しましては確定による精算となっております。

3目の参議院議員通常選挙費でございます。△102万1,000円。1節報酬△19万6,000円、内訳につきましては記載のとおりでございます。3節職員手当等△26万1,000円、7節賃金△14万4,000円、9節旅費△3万7,000円、11節需用費△21万7,000円、12節役務費2万8,000円、13節委託料△5,000円、16節原材料費△18万9,000円でございます。

次に、4目の県議会議員選挙費でございます。△379万3,000円でございます。こちらにつきましても確定によります精算でございます。説明は省略をさせていただきます。1節報酬△72万円、3節職員手当等△223万8,000円。

15ページをお開きください。

7節賃金△20万1,000円、9節旅費△1万4,000円、11節需用費△26万3,000円、12節役務費△7万5,000円、14節使用料及び賃借料△28万2,000円となっております。

次に、5目の財産区議会議員選挙費でございます。△459万8,000円、こちらにつきましても無投票によります精算となっております。1節報酬△104万5,000円、3節職員手当等△179万6,000円、7節賃金△53万1,000円、9節旅費△4万4,000円、11節需用費△62万6,000円。

16ページをお願いいたします。

12節役務費△35万4,000円、13節委託料△4万3,000円、14節使用料及び賃借料△12万1,000円、19節負担金、補助及び交付金△3万8,000円でございます。

補正額の計といたしまして△941万2,000円でございます。

次に、3款の民生費でございます。1項社会福祉費1目社会福祉総務費50万円8節報償費50万円、結婚祝金で、実績見込みによります増額を見込んでおります。

次に、3目障害者福祉費795万円20節扶助費795万円、障害者支援費でございます。実績見込みによります増額となったところでございます。

5目の国民健康保険費388万4,000円28節繰出金388万4,000円、国民健康保険特別会計への繰り出しでございます。実績見込みによります増額となったところでございます。

6目の介護保険費でございます。461万6,000円。28節繰出金461万6,000円、介護保険特別会計への繰出金でございます。

補正額の計といたしまして1,695万円でございます。

次に、2項の児童福祉費でございます。1目児童福祉費△1,608万9,000円13節委託料△1,066万4,000円、(仮称)河津町子育て支援施設建設基本設計業務委託料でございます。入札差金によります確定といたしまして△467万9,000円を減額要求としております。(仮称)河津町子育て支援施設建設予備地質調査業務委託料でございます。確定によります減額でございます。△128万4,000円でございます。次に、保育所委託料でございます。実績見込みといたしまして△541万9,000円でございます。施設型保育委託料でございます。こちらにつきましては、実績見込みによります増額で71万8,000円を要求をしております。次に、20節の扶助費でございます。△542万5,000円、児童手当給付費で、実績見込みによります減額となっております。

次に、2目母子福祉費でございます。3万円。20節扶助費3万円、ひとり親家庭就学支援助成金で、実績見込みによります増額となっております。

補正額の計といたしまして△1,605万9,000円となっております。

次に、4款の衛生費です。1項保健衛生費1目保健衛生総務費△615万7,000円19節負担金、補助及び交付金△615万7,000円、公的病院運営補助金の精算によります減額でございます。

次に、4目の環境衛生費でございます。△104万3,000円。11節需用費1万5,000円、事業用消耗品の確定見込みによります増額でございます。19節の負担金、補助及び交付金でございます。△295万7,000円、浄化槽設置整備補助金の実績見込みによります減額でございます。25節の積立金189万9,000円、環境まちづくり基金積立金でございます。先ほどもお話をいたしました、風力発電事業者からの寄附の申入れによります基金への積立てとしたところでございます。

補正額の計といたしましては△720万円となっております。

次に、2項の清掃費でございます。2目じん芥処理費△2,773万9,000円13節委託料△2,773万9,000円でございます。焼却灰等の処理委託料といたしまして△564万5,000円、可燃ごみ・資源ごみ等の収集業務委託料といたしまして△2,209万4,000円となっております。実績によります精算としたところでございます。

18ページをお願いいたします。

次に、5款の農林水産業費でございます。1項農業費3目農業振興費3,200万8,000円、こ

ちらに關しましては、国の補正予算によります事業の前倒しによるものでございます。地籍調査の關係する予算となっております。4節共済費23万6,000円、社会保険料21万4,000円、労災保険6,000円、雇用保険料1万6,000円。7節賃金でございます。172万6,000円でございます。臨時職員賃金でございます。9節旅費15万円、普通旅費でございます。11節需用費56万1,000円、事業用消耗品でございます。12節役務費39万6,000円、草刈り等の手数料でございます。13節の委託料1,699万3,000円、測量業務委託料でございます。使用料及び賃借料でございます。123万6,000円、事務支援システムの賃借料といたしまして65万5,000円、自動車リース料といたしまして58万1,000円でございます。4節から14節までが地籍關係の国の追加補正によるものでございます。19節の負担金、補助及び交付金でございます。1,071万円。被災農業者支援型事業補助金でございます。715万円。わさび田小規模災害復旧事業の補助金といたしまして471万5,000円でございます。町有害鳥獣対策協議会負担金でございます。こちらにつきましては、精算によります減額となっております。次に、鳥獣害対策事業費補助金でございます。実績によります増額といたしまして6万6,000円となっております。

次に、5目の農業施設費でございます。△300万円。19節負担金、補助及び交付金△300万円でございます。県営中山間地総合整備事業負担金で△150万円、事業確定によるものでございます。県単独農業農村整備事業負担金でございます。こちらは精算に伴います減額となっております。

補正の計といたしまして2,900万8,000円でございます。

19ページをお願いいたします。

2項の林業費でございます。1目林業振興費186万6,000円13節委託料△51万2,000円、松くい虫の防除委託料事業の確定によります減額でございます。19節負担金、補助及び交付金△120万円、森林整備地域活動支援交付金でございます。精算によります減額となったところでございます。25節積立金357万8,000円、森林環境整備促進基金の積立金でございます。

次に、6款の商工費でございます。1項商工費3目観光費ゼロ。こちらは財源更正でございます。一般財源から県支出金に更正したものでございます。

次に、5目の花卉園管理運営費でございます。△144万4,000円。4節共済費△20万9,000円、社会保険料△19万7,000円、雇用保険料△1万2,000円で、精算によります減額となっております。7節賃金△123万5,000円、こちらに關しましても精算によります減額となったところでございます。

次に、6目の河津バガテル公園管理費でございます。△199万2,000円。4節共済費26万

8,000円、社会保険料でございます。精算によります増でございます。26万8,000円でございます。13節委託料△226万円、河津バガテル公園事業再生検討業務委託料でございます。精算によります減額でございます。△226万円でございます。

補正額の計といたしまして△343万6,000円でございます。

次に、7款の土木費でございます。2項道路橋梁費2目道路新設改良費57万4,000円19節負担金、補助及び交付金57万4,000円、県道改良工事の負担金でございます。実績によります増額となっております。

3目の橋梁維持費△380万1,000円。13節委託料△380万1,000円、橋梁長寿命化調査設計業務委託料完了による精算でございます。△292万1,000円。道路ストック総点検調査業務委託料に関しましても事業完了による精算となっております。△88万円でございます。

20ページをお願いいたします。

補正額の計といたしましては△322万7,000円でございます。

次に、2項の住宅費でございます。2目建築物等耐震化促進費△41万7,000円13節委託料△41万7,000円、わが家の専門家診断委託料で、実績によります減額としたところでございます。

次に、8款の消防費1項消防費2目非常備消防費でございます。△223万5,000円、こちらに関しましては、昨年行われました操法大会終了に伴う分の精算となっております。説明は省略をさせていただきます。1節報酬△170万円、11節需用費△52万円、19節負担金、補助及び交付金△1万5,000円となっております。

次に、3目の消防施設費でございます。△17万円。16節原材料費△17万円、原材料に関しまして、実績によります減額としたところでございます。

次に、4目の防災費でございます。△280万円。19節負担金、補助及び交付金△280万円、防災士育成費補助金△20万円、避難路等整備原材料支給補助金△200万円、家具等転倒落下防止事業費の補助金でございます。いずれにつきましても実績によります減額としたところでございます。

補正の計といたしまして△520万5,000円でございます。

21ページをお願いいたします。

9款の教育費でございます。1項教育総務費3目学校教育振興費、補正額ゼロ。こちらにつきましても財源更正をしたところでございます。

4目学校管理費1万6,000円7節賃金1万6,000円、学校用務員の賃金改定によります増で

ございます。

次に、2項の小学校費でございます。5目南小学校管理費ゼロ。こちらに関しましても17万8,000円を財源更正をしたところでございます。

6目南小学校教育振興費△229万1,000円18節備品購入費△229万1,000円、教育用備品でございます。タブレット購入に伴います確定によります減額でございます。

次に、5項の社会教育費でございます。3目図書館費2万3,000円4節共済費2万3,000円、社会保険料の精算によります増でございます。

次に、6項の保健体育費でございます。3目学校給食費8万5,000円4節共済費8万5,000円、社会保険料精算による増額となったところでございます。

22ページをお開きください。

10款の災害復旧費でございます。2項公共土木施設災害復旧費2目河川災害復旧費△34万1,000円13節委託料△34万1,000円、普通河川本谷川災害復旧に伴う測量設計業務委託料の精算によります減額でございます。

以上で説明は終わりにさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第10号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

14時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（土屋 貴君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第14、議案第11号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第11号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,876万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第11号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、総合行政システム更新委託料新規追加と一般会計

からの繰入金、財政安定化支援事業費用の確定に伴う増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

4款国庫支出金55万円1項国庫補助金同額でございます。

7款繰入金388万4,000円1項他会計繰入金同額でございます。

歳入合計443万4,000円。

次のページをお願いします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費55万円1項総務管理費同額でございます。

2款保険給付費△126万円4項出産育児諸費同額でございます。

6款基金積立金514万4,000円1項基金積立金同額でございます。

歳出合計443万4,000円。

恐れ入ります、3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

4款国庫支出金1項国庫補助金2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金55万円1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金55万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。これは国からの10割補助の補助金でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金388万4,000円1節国庫基盤安定繰入金△272万3,000円、保険基盤安定繰入金でございます。確定による減額補正でございます。3節出産育児一時金繰入金△84万円、出産育児一時金の繰入金でございます。見込み件数の減によります減額補正でございます。4節財政安定化支援事業繰入金744万7,000円、財政安定化支援事業繰入金確定によります増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費55万円13節委託料55万円、総合行政システムカスタマイズ委託料でございます。こちらは医療保険資格オンライン制度に伴いますシステム改修でございます。

2款保険給付費4項出産育児諸費1目出産育児一時金△126万円19節負担金、補助及び交付金△126万円、出産育児一時金の見込み数減によります減額でございます。

6款基金積立金1項基金積立金1目国民健康保険事業基金積立金514万4,000円25節積立金514万4,000円、国民健康保険基金積立金でございます。今補正によります歳入歳出差額の調整として積立金として計上するものでございます。

説明は以上となります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） すみません、積立金のところなんですけれども、実際問題としてはお金の運営とか管理とかというのは県がするようになってますよね。個別の市町で、要は財政の中で例えば町で、この町は負担金が高いとか安いとかと、そういう部分はあると思うんですけれども、例えばここで積立金をどんどん積み立てていくと、県のほうからの出てくるお金が少なくなるとか、そういうことはないんですか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 県からの納付金の計算ですけれども、たしか3年間は基準で計算されていると思います。ですから、3年後を大きな見直しというか、やっぱり保険料の費用とか、そういったこちらの保険税の収入とか、そういったものも勘案して変わってくると思いますけれども、急激に減らされるとか、そういったことはないというふうに考えています。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

○9番（渡邊 弘君） はい。

○議長（土屋 貴君） ほかに質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第11号 令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第15、議案第12号 令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第12号 令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,026万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,548万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細は、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第12号 令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、歳入ですけれども、保険料減免範囲拡大に伴います保険料の減額、その補填といたしまして一般会計からの繰入金が増額、歳出でございますが、介護報酬改定に伴いますシステム改修経費の増額、各サービス給付費支出見込みにより増減によります補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

1 款保険料△539万6,000円 1 項介護保険料同額でございます。

3 款国庫支出金△314万6,000円 1 項国庫負担金△248万円、2 項国庫補助金△66万6,000円。

4 款支払基金交付金△399万円 1 項支払基金交付金同額でございます。

5 款県支出金△234万5,000円 1 項県負担金△236万3,000円、2 項県補助金 1 万8,000円。

6 款繰入金461万6,000円 1 項一般会計繰入金同額でございます。

歳入合計△1,026万1,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費30万3,000円 1 項総務管理費同額でございます。

2 款保険給付費△1,490万円 1 項介護サービス等諸費△1,650万円、2 項介護予防サービス等諸費160万円。

4 款地域支援事業費14万5,000円 1 項介護予防・生活支援サービス事業費12万5,000円、3 項包括的支援事業・任意事業費 2 万円。

6 款基金積立金419万1,000円 1 項基金積立金同額でございます。

歳出合計△1,026万1,000円。

恐れ入ります、3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5ページをお願いします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料△539万6,000円1節現年度分保険料△539万6,000円、特別徴収保険料△461万8,000円、普通徴収保険料△77万8,000円、低所得者1から3段階の保険料減免の拡大によります減額でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金△248万円1節現年度分△248万円、介護給付費負担金でございます。居宅サービス給付費の20%相当額、施設サービス給付費の15%相当額の金額でございます。

2項国庫補助金1目調整交付金△91万円1節現年度分△91万円、調整交付金でございます。給付費の6.1%相当額でございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）3万1,000円1節現年度分3万1,000円、地域支援事業交付金でございます。地域支援事業費の25%相当額でございます。

3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）7,000円1節現年度分7,000円、その他地域支援事業交付金、その他地域支援事業費の38.5%相当額でございます。

5目介護保険システム改修事業補助金20万6,000円1節介護保険システム改修事業補助金20万6,000円、介護保険システム改修事業補助金、介護保険システムの改修費の3分の2の補助金の金額でございます。

計△66万6,000円。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金△402万3,000円1節現年度分△402万3,000円、介護給付費交付金、給付費の27%相当額でございます。

2目地域支援事業交付金3万3,000円1節現年度分3万3,000円、地域支援事業交付金、地域支援事業費の27%相当額でございます。

次のページをお願いします。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金△236万3,000円1節現年度分△236万3,000円、介護給付費負担金でございます。こちら居宅サービス給付費の12.5%相当額、施

設サービス給付費の17.5%相当額でございます。

2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 1 万5,000円  
1 節現年度分 1 万5,000円、地域支援事業交付金、地域支援事業費の12.5%相当額でございます。

2 款地域支援事業交付金（その他の地域支援事業） 3,000円 1 節現年度分3,000円、その他  
地域支援事業交付金、その他地域支援事業費の19.25%相当額でございます。

計 1 万8,000円。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金△186万3,000円 1 節現年度分△186  
万3,000円、介護給付費繰入金、介護給付費の12.5%相当額でございます。

2 目その他一般会計繰入金 9 万7,000円 1 節事務費等繰入金 9 万7,000円、事務費等繰入金、  
システム改修費の 3 分の 1 相当額でございます。

3 目低所得者保険料軽減繰入金636万4,000円 1 節現年度分636万4,000円、低所得者保険料  
軽減繰入金でございます。低所得者の保険料軽減の拡大によります補填金の繰入金でござい  
ます。

4 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 1 万5,000円 1 節現年度分  
1 万5,000円、地域支援事業繰入金、地域支援事業費の12.5%相当額でございます。

次のページをお願いします。

5 目地域支援事業繰入金（その他の地域支援事業） 3,000円 1 節現年度分3,000円、その他  
地域支援事業繰入金、その他地域支援事業費の19.25%相当額でございます。

計461万6,000円。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費30万3,000円13節委託料30万3,000円、介護保険  
システム改修業務委託料でございます。介護報酬改定に伴いますシステム改修費でございま  
す。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費△1,000万円19節負  
担金、補助及び交付金△1,000万円、居宅介護サービス給付費の決算見込みによります減額  
でございます。

5 目施設介護サービス給付費△1,000万円19節負担金、補助及び交付金△1,000万円、施設

介護サービス給付費の決算見込みによります減額でございます。

9目居宅介護サービス計画給付費350万円19節負担金、補助及び交付金350万円、居宅介護サービス計画給付費決算見込みによります増額でございます。

計△1,650万円。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費160万円19節負担金、補助及び交付金160万円、介護予防サービス給付費決算見込みによります増額でございます。

次のページをお願いします。

4款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費（訪問事業）12万5,000円19節負担金、補助及び交付金12万5,000円、介護予防・生活支援サービス訪問事業費決算見込みによります増額でございます。

3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント事業費2万円2節給料1万8,000円、一般職給、3節職員手当等2,000円、退職手当組合負担金、こちら2項目につきましては、いずれも地域支援事業を担当している職員の人事院勧告に伴います増額の補正でございます。

6款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金419万1,000円25節積立金419万1,000円、介護給付費準備基金積立金でございます。今補正によります歳入歳出差額調整を積立金で行うものでございます。

説明は以上となります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第12号 令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決しま

す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号～議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（土屋 貴君） 日程第16、議案第13号 令和2年度河津町一般会計予算、議案第14号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第15号 令和2年度河津町土地取得特別会計予算、議案第16号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 令和2年度河津町介護保険特別会計予算、議案第18号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 令和2年度河津町水道事業会計予算、議案第20号 令和2年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案につきましては同種の令和2年度予算でありますので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第20号までの8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第13号 令和2年度河津町一般会計予算、議案第14号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第15号 令和2年度河津町土地取得特別会計予算、議案第16号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 令和2年度河津町介護保険特別会計予算、議案第18号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 令和2年度河津町水道事業会計予算、議案第20号 令和2年度河津町温泉事業会計予算、それぞれ担当課長より説明させていただきます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

総務課長にお願いします。ほかの方も説明が長くなるようでしたら座って説明をしてくだ

さい。

○総務課長（野口浩明君） ありがとうございます。

それでは、令和2年度予算案についてご説明をさせていただきます。

令和2年度河津町一般・特別企業会計予算書をお開きください。

最初に、1枚目は令和2年度の河津町予算の総計表及び純計表でございます。一般会計予算、特別会計5予算、企業会計2予算の歳入歳出予算額を一覧表にしたものでございます。

なお、公営企業会計につきましては、歳出で現金支出を伴わない予算を除外し、算出しております。単純に各会計を足した総計額は歳入で67億2,864万2,000円、歳出につきましては66億8,580万7,000円でございます。最下段の純計額でございますが、各会計間の繰入金、繰出金の2億4,704万円を総計額から差し引き、歳入64億8,160万2,000円、歳出64億3,876万7,000円となっております。

なお、当初予算案の概要につきましては、予算審査特別委員会において令和2年度当初予算案説明資料にて説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、河津町一般会計予算についてご説明をいたします。

議案第13号でございます。令和2年度河津町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ40億5,500万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金

額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各款の流用でございます。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏でございます。

それでは、着席させていただきます。

1ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

単位は千円でございます。款、項、金額の順に読み上げさせていただきます。

1款町税9億5,510万5,000円 1項町民税2億9,514万7,000円、2項固定資産税5億6,248万3,000円、3項軽自動車税2,617万5,000円、4項町たばこ税5,209万5,000円、5項入湯税1,920万5,000円。

2款地方譲与税4,870万6,000円 1項自動車重量譲与税3,040万円、2項の地方揮発油譲与税1,070万円、3項森林環境譲与税760万5,000円、4項地方道路譲与税1,000円。

3款利子割交付金50万円 1項利子割交付金同額でございます。

4款配当割交付金300万円 1項配当割交付金同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金160万円 1項株式等譲渡所得割交付金同額でございます。

6款法人事業税交付金250万円 1項法人事業税交付金同額でございます。

7款地方消費税交付金1億6,200万円 1項地方消費税交付金同額でございます。

8款環境性能割交付金1,080万円 1項環境性能割交付金同額でございます。

9款地方特例交付金220万円 1項地方特例交付金同額でございます。

10款地方交付税14億6,100万円。

2ページをお願いいたします。

1項地方交付税14億6,100万円。

次に、11款交通安全対策特別交付金100万円 1項交通安全対策特別交付金同額でございます。

12款分担金及び負担金3,859万2,000円 1項負担金同額でございます。

13款使用料及び手数料7,678万1,000円 1項使用料7,301万3,000円、2項手数料376万8,000円。

14款国庫支出金 2 億3,707万4,000円 1 項国庫負担金 1 億7,457万4,000円、 2 項国庫補助金 5,976万8,000円、 3 項委託金273万2,000円。

15款県支出金 2 億6,977万5,000円 1 項県負担金 1 億2,939万5,000円、 2 項県補助金 1 億2,244万3,000円、 3 項委託金1,793万7,000円。

16款財産収入1,786万9,000円 1 項財産運用収入1,691万6,000円、 2 項財産売払収入95万3,000円。

17款寄附金 1 億216万2,000円 1 項寄附金同額でございます。

18款繰入金 3 億7,491万7,000円 1 項特別会計繰入金 3 万1,000円、 2 項基金繰入金 3 億7,488万6,000円。

19款繰越金5,000万円 1 項繰越金同額でございます。

3 ページでございます。

20款諸収入5,941万9,000円。

1 項延滞金88万円 2 項預金利子1,000円、 3 項公営企業貸付金元利収入1,000円、 4 項受託事業収入14万2,000円、 5 項雑入5,839万5,000円。

21款町債 1 億8,000万円 1 項町債同額でございます。

自動車取得税交付金につきましては、廃款としたところでございます。

4 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款議会費5,425万円 1 項議会費同額でございます。

2 款総務費 9 億809万円 1 項総務管理費 7 億8,498万7,000円、 2 項徴税費6,167万3,000円、 3 項戸籍住民基本台帳費4,985万7,000円、 4 項選挙費606万4,000円、 5 項統計調査費455万9,000円、 6 項監査委員費95万円。

3 款民生費 8 億9,610万6,000円 1 項社会福祉費 6 億1,240万4,000円、 2 項児童福祉費 2 億8,350万2,000円、 3 項災害援助費20万円。

4 款衛生費 5 億2,821万9,000円 1 項保健衛生費 3 億332万5,000円、 2 項清掃費 2 億2,489万4,000円。

5 款農林水産業費 1 億6,753万5,000円 1 項農業費 1 億69万円、 2 項林業費3,667万7,000円、 3 項水産業費3,016万8,000円。

6 款商工費 2 億4,764万4,000円 1 項商工費同額でございます。

7 款土木費 1 億6,155万4,000円 1 項土木管理費3,612万1,000円、 2 項道路橋梁費 1 億747

万8,000円、3項河川費913万6,000円。

5 ページでございます。

4項都市計画費692万4,000円 5項住宅費189万5,000円。

8款消防費3億9,348万3,000円 1項消防費同額でございます。

9款教育費3億3,477万1,000円 1項教育総務費7,704万8,000円、2項小学校費5,141万9,000円、3項中学校費2,972万8,000円、4項幼稚園費6,885万2,000円、5項社会教育費4,395万9,000円、6項保健体育費6,376万5,000円。

10款災害復旧費でございます。6,000円。1項農林水産施設災害復旧費3,000円、2項公共土木施設災害復旧費2,000円、3項その他公共施設・公有施設災害復旧費1,000円でございます。いずれも科目存置でございます。

11款公債費3億5,334万2,000円、1項公債費同額でございます。

12款予備費1,000万円、1項予備費同額でございます。

歳出合計といたしまして40億5,500万円でございます。

6 ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為でございます。

令和2年から発生いたします債務負担となっておりますので、ご覧をいただきたいと思えます。

単位は千円となっております。事項、期間、限度額の順に読み上げさせていただきます。

踊り子温泉会館自動体外式除細動器リース料、令和3年度から令和6年度、26万円。河津バガテル公園複合機器リース料、令和3年度から令和6年度、84万円。河津バガテル公園自動体外式除細動器リース料、令和3年度から令和6年度、26万円でございます。

次に、7 ページをお願いいたします。

第3表の地方債でございます。

令和2年度中に予定されております各事業に關します地方債を事業目的ごとに記載したものでございます。

起債の目的、限度額について読み上げさせていただきます。

道路・橋梁施設等補修事業2,530万円、緊急防災・減災事業6,570万円、臨時財政対策債8,900万円。

起債の方法については証書借入となっております。

利率につきましては5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率

見直しを行った後においては当該見直し後の利率としております。

償還の方法でございます。

借入先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができるとしたものでございます。

なお、借り入れ起債3事業については、同事業となっております。

議案第13号の説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） それでは、私のほうから議案第14号の説明をさせていただきます。

予算書の河津駅前広場整備事業特別会計予算をご覧ください。

議案第14号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計予算。

令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ435万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

一般会計と同様の説明とさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

単位は千円です。

1 款使用料及び手数料385万2,000円 1 項使用料385万1,000円、 2 項手数料1,000円。

2 款財産収入2,000円 1 項財産運用収入同額でございます。

3 款繰入金30万円 1 項基金繰入金同額でございます。

4 款繰越金19万6,000円 1 項繰越金同額でございます。

歳入合計435万円です。

次のページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費435万円 1 項総務管理費同額でございます。

歳出合計435万円。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、河津町土地取得特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

予算書をお開きください。

議案第15号 令和2年度河津町土地取得特別会計予算。

令和2年度河津町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏になります。

次のページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

単位は千円でございます。

1 款財産収入53万9,000円 1 項財産運用収入同額でございます。

2 款繰入金1,000円 1 項一般会計繰入金1,000円、科目存置でございます。

3 款繰越金32万9,000円 1 項繰越金同額でございます。

4 款諸収入1,000円 1 項預金利子同額でございます。

歳入合計といたしまして87万円でございます。

2 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款諸支出金87万円 1 項土地取得費33万円、2 項繰出金54万円。

歳出合計87万円でございます。

議案第15号についての説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私のほうからは議案16号から18号まで説明をさせていただきます。3特別会計になりますので、すみません、座らせていただいて説明をさせていただきます。

それでは、議案第16号について説明させていただきます。

議案第16号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計予算。

令和2年度河津町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,681万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算です。

説明は一般会計と同様の説明とさせていただきます。

1 款国民健康保険税 2 億820万4,000円 1 項国民健康保険税同額でございます。

2 款一部負担金2,000円 1 項一部負担金同額でございます。

3 款使用料及び手数料11万5,000円 1 項手数料同額でございます。

4 款国庫支出金1,000円 1 項国庫補助金同額でございます。

5 款県支出金 8 億6,245万5,000円 1 項県負担金・補助金 8 億6,245万4,000円、2 項財政安定化基金支出金1,000円。

6 款財産収入7,000円 1 項財産運用収入同額でございます。

7 款繰入金7,982万3,000円 1 項他会計繰入金6,770万1,000円、 2 項基金繰入金1,212万2,000円。

8 款繰越金2,000円 1 項繰越金同額でございます。

9 款諸収入620万4,000円 1 項延滞金、加算金及び過料116万6,000円、 2 項預金利子1,000円、 3 項雑入503万7,000円。

歳入合計11億5,681万3,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費762万1,000円 1 項総務管理費455万3,000円、 2 項徴税費284万6,000円、 3 項運営協議会費22万2,000円。

2 款保険給付費 8 億4,548万円 1 項療養諸費 7 億2,060万6,000円、 2 項高額療養費 1 億1,906万1,000円、 3 項移送費36万円、 4 項出産育児諸費420万3,000円、 5 項葬祭諸費125万円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億8,244万8,000円 1 項医療費給付費分 1 億9,459万6,000円、 2 項後期高齢者支援金等分6,312万3,000円、 3 項介護納付金分2,472万9,000円。

4 款財政安定化基金繰出金1,000円 1 項財政安定化基金拠出金同額でございます。

5 款保健事業費1,499万9,000円 1 項保健事業費441万5,000円、 2 項特定健康診査等事業費1,058万4,000円。

6 款基金積立金7,000円 1 項基金積立金同額でございます。

7 款公債費20万円 1 項公債費同額でございます。

8 款諸支出金575万7,000円 1 項償還金及び還付加算金同額でございます。

9 款予備費30万円。

次のページをお願いします。

1 項予備費同額でございます。

歳出合計11億5,681万3,000円。

以上で議案第16号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

引き続き、議案第17号について説明をさせていただきます。

議案第17号 令和2年度河津町介護保険特別会計予算。

令和2年度河津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億8,136万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

説明は一般会計と同様とさせていただきます。

1款保険料2億3,365万4,000円1項介護保険料同額でございます。

2款手数料3万5,000円1項手数料同額でございます。

3款国庫支出金2億2,467万6,000円1項国庫負担金1億5,553万2,000円、2項国庫補助金6,914万4,000円。

4款支払基金交付金2億4,297万7,000円1項支払基金交付金同額でございます。

5款県支出金1億3,501万1,000円1項県負担金1億2,825万円、2項県補助金676万1,000円。

6款繰入金1億3,485万1,000円1項一般会計繰入金1億3,485万円、2項基金繰入金1,000円。

7款諸収入399万5,000円1項延滞金加算金及び過料1万2,000円、2項預金利子1,000円、

3 項雑入398万2,000円。

8 款財産収入1,000円 1 項財産運用収入同額でございます。

9 款繰越金1,000円 1 項繰越金同額でございます。

10 款分担金及び負担金616万1,000円 1 項負担金同額でございます。

歳入合計 9 億8,136万2,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費1,456万4,000円 1 項総務管理費392万4,000円、2 項徴収費47万5,000円、3 項介護認定審査会費1,016万5,000円。

2 款保険給付費 8 億7,320万5,000円 1 項介護サービス等諸費 8 億288万4,000円、2 項介護予防サービス等諸費1,197万9,000円、3 項その他諸費57万5,000円、4 項高額介護サービス等費1,806万5,000円、5 項高額医療合算介護サービス等費260万円、6 項特定入所者介護サービス等費3,710万2,000円。

3 款財政安定化基金拠出金1,000円 1 項財政安定化基金拠出金同額でございます。

4 款地域支援事業費4,778万7,000円 1 項介護予防・生活支援サービス事業費1,698万7,000円、2 項一般介護予防事業費1,071万円、3 項包括的支援事業・任意事業費2,004万円、4 項その他諸費 5 万円。

5 款公債費1,000円 1 項公債費同額でございます。

6 款基金積立金4,511万6,000円 1 項基金積立金同額でございます。

7 款諸支出金68万8,000円 1 項繰出金1,000円、2 項償還金及び還付加算金68万7,000円。

歳出合計 9 億8,136万2,000円。

次のページをお願いします。

第2表 債務負担行為でございます。

地域包括支援システム用パソコンリース料を令和3年度から令和6年度の期間で、限度額22万1,000円とさせていただいております。

以上で議案第17号 令和2年度河津町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

引き続き、議案第18号について説明をさせていただきます。

議案第18号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,529万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入。

説明は一般会計と同様とさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料8,842万6,000円 1 項後期高齢者医療保険料同額でございます。

2 款使用料及び手数料2万4,000円 1 項手数料同額でございます。

3 款繰入金2,673万4,000円 1 項一般会計繰入金同額でございます。

4 款諸収入10万8,000円 1 項延滞金及び過料2,000円、2 項償還金及び還付加算金10万5,000円、3 項預金利子1,000円。

5 款繰越金1,000円 1 項繰越金同額でございます。

歳入合計1億1,529万3,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金1億1,517万円 1 項後期高齢者医療広域連合納付金同額でございます。

2 款諸支出金12万3,000円 1 項償還金及び還付加算金10万5,000円、2 項繰出金1万8,000円。

歳出合計1億1,529万3,000円。

以上で議案第18号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

○議長(土屋 貴君) 水道温泉課長。

○水道温泉課長(中村邦彦君) それでは、議案第19号について説明させていただきます。

議案第19号 令和2年年度河津町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和2年度河津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数 3,579戸。

第2号 年間総給水量 133万8,000立方メートル。

第3号 1日平均給水量 3,665立方メートル。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益1億9,868万1,000円第1項営業収益1億7,762万1,000円、第2項営業外収益2,105万9,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用1億8,842万5,000円第1項営業費用1億7,624万1,000円、第2項営業外費用1,168万2,000円、第3項特別損失2,000円、第4項予備費50万円。

次ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,222万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,255万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額966万2,000円で補填するものとする)

収入。

第1款資本的収入1億438万円第1項企業債1億円、第8項他会計補助金438万円。

支出。

第1款資本的支出1億4,660万1,000円第1項建設改良費1億1,229万5,000円、第2項企業債償還金3,430万6,000円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用と営業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費3,213万7,000円。

第2号、交際費5万円。

次ページをお願いいたします。

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計が補助を受ける額は、次のとおりとする。

第1号、水道量水器設置替事業のため、438万円。

第2号、水道事業運営強化のため、700万円。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、300万円と定める。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以上でございます。

引き続き、温泉事業会計をお願いいたします。

それでは、議案第20号について説明させていただきます。

議案第20号 令和2年度河津町温泉事業会計予算。

(総則)

第1条 令和2年度河津町温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給湯戸数 476戸。

第2号、年間総給湯量 57万2,000立方メートル。

第3号、1日平均給湯量 1,567立方メートル。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款温泉事業収益1億1,090万3,000円第1項営業収益1億396万5,000円、第2項営業外

収益693万7,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款温泉事業費用1億85万2,000円第1項営業費用9,773万1,000円、第2項営業外費用262万円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費50万円。

次ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額631万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金573万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額57万3,000円で補填するものとする)

収入。

第1款資本的収入99万円第7項温泉加入金99万円。

支出。

第1款資本的支出730万1,000円第1項建設改良費730万1,000円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用と営業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費1,411万9,000円。

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

令和2年3月3日提出。

河津町長、岸重宏。

以上でございます。

○議長(土屋 貴君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。

なお、質疑は議事進行上、議案番号順に、また、歳入歳出とも款の順にお願いをいたします。

議案第13号 令和2年度河津町一般会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第14号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第15号 令和2年度河津町土地取得特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第16号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第17号 令和2年度河津町介護保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第18号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を許します。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第19号 令和2年度河津町水道事業会計予算の質疑を許します。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第20号 令和2年度河津町温泉事業会計予算の質疑を許します。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第13号から議案第20号の8議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第20号の8議案については、予算審査特別委員会へ付託することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

副議長に予算審査特別委員会委員長をお願いしたいと思います。

委員長は、13日の本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（土屋 貴君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

ただいまより13日午後3時まで休会とし、特別委員会の予算審査をお願いしたいと思います。

13日は午後3時から議会を再開いたします。

これをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 3 日

3 月 13 日（金曜日）

## 令和2年河津町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和2年3月13日(金曜日)午後3時開議

- 日程第 1 議案第13号 令和2年度河津町一般会計予算  
議案第14号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計予算  
議案第15号 令和2年度河津町土地取得特別会計予算  
議案第16号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計予算  
議案第17号 令和2年度河津町介護保険特別会計予算  
議案第18号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第19号 令和2年度河津町水道事業会計予算  
議案第20号 令和2年度河津町温泉事業会計予算
- 日程第 2 議員派遣の件
- 日程第 3 各常任委員会の研修視察報告について
- 日程第 4 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

---

### 出席議員(11名)

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	沖里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君

企画調整課長	後藤幹樹君	町民生活課長	飯田吉光君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	村串信二君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 教育事務局長	川尻一仁君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

---

**事務局職員出席者**

事務局長	木村吉弘	書記	大川知寛
------	------	----	------

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

- 議長（土屋 貴君） 皆さんこんにちは。お疲れさまです。  
ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。  
よって、本日の議会は成立しました。  
これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。御覧願います。  
なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告します。
- 

◎資料訂正について

- 議長（土屋 貴君） 日程に入ります前に、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約の定例会資料について、西伊豆消防組合の記載があった件について、総務課長から説明がございます。

総務課長。

- 総務課長（野口浩明君） 本定例会の議案第9号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

この規約につきましては、遠藤議員よりご指摘のございました定例会説明資料、こちらの19ページでございます。

新旧対照表中の表第1、第2条関係の改正後の欄、こちらに記載の西伊豆広域消防組合について、こちらの表記につきましては掲載誤りでございました。

恐れ入りますが、資料のほうから西伊豆広域消防組合の削除をお願いいたします。

同組合につきましては、平成25年3月6日提出の議案第26号によりまして、脱退による規約からの削除ということで承認を得ているところでございます。

申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

以上です。

---

### ◎議案第13号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第1、議案第13号 令和2年度河津町一般会計予算、議案第14号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第15号 令和2年度河津町土地取得特別会計予算、議案第16号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 令和2年度河津町介護保険特別会計予算、議案第18号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 令和2年度河津町水道事業会計予算、議案第20号 令和2年度河津町温泉事業会計予算についてを議題とします。

本案件につきましては、去る4日に議員全員で構成する予算審査特別委員会に付託してあります。また、これに関して委員長より審査報告書が提出されております。

これより本案について、委員長の審査報告を求めます。

上村委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 上村和正君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（上村和正君） 令和2年度予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。朗読をもって、説明させていただきます。

令和2年3月13日。

河津町議会議長、土屋貴様。

河津町議会予算審査特別委員会委員長、上村和正。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、審査件名、事件番号、件名、審査の結果の順で読ませていただきます。

議案第13号 令和2年度河津町一般会計予算 原案可決

議案第14号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計予算 原案可決

議案第15号 令和2年度河津町土地取得特別会計予算 原案可決

議案第16号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計予算 原案可決

議案第17号 令和2年度河津町介護保険特別会計予算 原案可決

議案第18号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計予算 原案可決

議案第19号 令和2年度河津町水道事業会計予算 原案可決

議案第20号 令和2年度河津町温泉事業会計予算 原案可決

続きまして、意見がございます。

2、意見。

1) 新型コロナウイルスの感染症の拡大により、国内及び町内の観光・経済に大きな影響を及ぼしている。国・県及び関係各種団体と連携を取り、感染及び経済対策を速やかに講じて、町民の安心・安全な生活を確保されたい。

2) 行政包括業務委託が新たに始まるが、観光客や住民など行政サービス等の享受者に影響が出ないように、委託業務の管理・監督を徹底されたい。

3) 伊豆縦貫自動車道河津下田道路の工事も順調に進んでいるが、天城峠道路の工事に着手すると、膨大な発生土が予想される。今後のまちづくりに生かすべく、利活用を早期に検討されたい。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより議案第13号 令和2年度河津町一般会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第13号 令和2年度河津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第14号 令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号 令和2年度河津町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第15号 令和2年度河津町土地取得特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第16号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号 令和2年度河津町介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第17号 令和2年度河津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第18号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号 令和2年度河津町水道事業会計予算の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第19号 令和2年度河津町水道事業会計予算を採決します。  
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号 令和2年度河津町温泉事業会計予算の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第20号 令和2年度河津町温泉事業会計予算を採決します。  
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（土屋 貴君） 日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しました  
とおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎各常任委員会の研修視察報告について

○議長（土屋 貴君） 日程第3、各常任委員会の研修視察報告についてを議題とします。

第1、第2常任委員会の研修視察報告書につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これをもって、各常任委員会視察報告を終わります。

---

#### ◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（土屋 貴君） 日程第4、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（土屋 貴君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日、これをもって令和2年河津町議会第1回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年河津町議会第1回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

## 議案等審議結果一覽

## 議案等審議結果一覧

令和2年第1回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	2. 3. 4	同意 遠藤照之
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度河津町一般会計補正予算 (第6号))	〃	承認
議案第1号	地方公務員法及び地方自治法の一部を 改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	〃	原案可決
議案第2号	河津町職員の分限に関する条例の一部 を改正する条例について	〃	〃
議案第3号	固定資産評価審査委員会条例の一部を 改正する条例について	〃	〃
議案第4号	河津町消防団条例の一部を改正する条 例について	〃	〃
議案第5号	河津町印鑑条例の一部を改正する条例 について	〃	〃
議案第6号	河津町家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について	〃	〃
議案第7号	河津町放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について	〃	〃
議案第8号	賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業 運営協議会規約の制定について	〃	〃
議案第9号	静岡県市町総合事務組合規約の一部を 変更する規約について	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第10号	令和元年度河津町一般会計補正予算 (第7号)	2. 3. 4	原案可決
議案第11号	令和元年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	〃	〃
議案第12号	令和元年度河津町介護保険特別会計補正予算(第3号)	〃	〃
議案第13号	令和2年度河津町一般会計予算	2. 3. 13	〃
議案第14号	令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計予算	〃	〃
議案第15号	令和2年度河津町土地取得特別会計予算	〃	〃
議案第16号	令和2年度河津町国民健康保険特別会計予算	〃	〃
議案第17号	令和2年度河津町介護保険特別会計予算	〃	〃
議案第18号	令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃
議案第19号	令和2年度河津町水道事業会計予算	〃	〃
議案第20号	令和2年度河津町温泉事業会計予算	〃	〃
	議員派遣の件	〃	決 定
	各常任委員会の研修視察報告について	〃	
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	決 定